

金沢城研究

第13号

平成27年3月

〔論文〕

- 初期金沢城の造営体制と割普請 木越 隆三 1
- 元治元年前田慶寧の退京・謹慎と金谷御殿における治療 池田 仁子 33

〔研究ノート〕

- 金沢城内の井戸跡に関する基礎的調査 宮川 勝次・西田 郁乃 57
- 玉泉院永姫に関する一史料と発給文書 石野 友康 73
- 金沢城建物配置図の記載情報について(1) 庄田 孝輔 82

第13号の刊行によせて

本年3月14日、北陸新幹線の金沢開業が実現し、金沢城跡で進めていた橋爪門二ノ門等の復元、玉泉院丸庭園の暫定整備も3月7日に完成式を迎え、金沢城の第2期整備事業は無事終えることができました。金沢城の歴史や特徴をできるだけ分かり易く、県民はもとより県外からの観光客に対しても説明していく必要があると思います。また、こうした点を念頭に、金沢城に関する調査・研究の充実をさらに図ってゆかねばなりません。

本号では、研究ノートとして、金沢城跡内の井戸遺構に関する基礎的な調査結果、玉泉院の発給文書や高岡から金沢移徒に関わる書状に関する論考あるいは、今も数多く残る金沢城二ノ丸御殿図の文字記載を比較検討した研究報告を収録することができました。

このほか、初期金沢城の造営体制と割普請について、これまでの調査結果を総合的に咀嚼し大きな視点から考察した論文や、14代藩主慶寧の診断日誌をもとに、藩主の健康状態と政治動向の関連性を追究した池田論文を掲げることもできました。原稿をお寄せいただいた所員はじめ各位に篤く御礼申し上げたいと思います。

最後に、本書が県民の皆様の高関心に対する金沢城に対する高い関心に応え、金沢城と金沢城下町に関する理解の一助となり、近世城郭研究に資することを願って止まないことを申し添え、あいさつに代えさせていただきます。

平成27年3月

石川県金沢城調査研究所
所 長 木越 隆三

初期金沢城の造営体制と割普請

木 越 隆 三

はじめに

日本の城郭史研究の足跡を振り返ると、織豊城郭に関心が集中し、中世城郭から織豊城郭がどのように誕生したのか、その形成史に関し優れた成果が多数蓄積されている。しかし、徳川幕府が成立したあと、一国一城令・武家諸法度が発令され大名に対する城郭統制が強まった元和・寛永以後の城郭史については冷淡な扱いで済まされた感がつよい。しかし、近世城郭は幕府の統制や大名側の自制の中にあっても、幕藩領主の進める家中支配や民政・文治の拠点として役割を果たしており、幕藩領主政治の中核空間として注目を浴び、それに応じた空間演出がなされた⁽¹⁾。

慶応4年の倒幕と明治4年の廃藩のあと、明治国家は多くの近世城郭を軍用地として活用することもあったが、そこが不平士族反乱の拠点になることも恐れ早急に破壊や転用を進め、一部の城郭のみ歴史文化的価値を認め旧状を存続させた。それゆえ大局的にみれば、近世城郭は城郭の大きな歴史の中では、衰退期もしくは終末期と認識せざるを得ず、明治6年の廃城令は幕藩領主の政治シンボルの死滅を意味していた。つまり、近世城郭のもつ軍事拠点としての性質は、明治の近代軍制に継承されることはなかった。近代陸軍の駐屯地として旧城跡が利用されることがあっても、城跡の縄張破壊、旧城建物の撤去・破壊を前提とした利用であった⁽²⁾。

近世城郭は織豊城郭で幕開けしたのであるから、織豊城郭つまり高石垣の上に天守・櫓を擁する絢爛・豪華な城郭建築であっても、城郭の歴史からみて衰微の始まりを告げるもので、その兆を内包するということもできる。近世封建領主権力の造形の極致ともいべき織豊城郭のその内部に、すでに衰退の兆しが内包されていたとすれば、それは何なのか、その意味を読み解くことはすこぶる興味深い作業といえる。それは近世幕藩領主の政治が、織豊城郭に象徴される特異な建築造形を伴ったことの意味を問うこと、あるいは封建権力の政治パフォーマンスの背後にあるものを解き明かすことにもつながる。しかし、そうした深淵な議論にゆく前に、近世城郭の果たした政治史的意義を広い視野から考える必要がある。

本論は織豊期から徳川初期の金沢城の造営体制を、城郭の政治史的意義を探る一環として解明することを目的としている。その際、対象を初期金沢城と限定したが、初期金沢城は天正8年から寛永8年大火までとするのが通例である。しかし、佐久間盛政時代(天正8～11年)の築城史料は極めて乏しいので、前田利家が城主となった天正11年から寛永8年大火後の城普請実施期(寛永8～15年)までを対象としたい。それはまさに前田利家・利長・利常の治世にあたり、幕藩体制下で一番大名と呼ばれた加賀前田家が、近世的政治秩序形成期にその地位を確固たるものとしていった過程でもあった。それゆえ近世大名加賀前田家の政治支配の確立過程と関連させ、その造営体制を解明したい。これが本論でとくに強調したい初期金沢城研究の視点であり方法論である。

城造営を政治史として考察するにあたり、まず取り組むべき課題として、領民や家臣団を造営体制にどのように編成したのか、領民と家臣の動員を支えた論理を明らかにし、それが領国支配の展開に伴いどう変化したか明確にすることをあげたい。次に 築城実態を直截に示す文献史料が少ないという史料残存実態を考慮し、城各部の使われ方(役割・機能)を検証し、それを根拠にどういう施設が存在したか類推する考察手法を積極的に用い、それに磨きをかけることもあげたい。また 幕藩権力の権威シンボルとなる豪壮な城郭を速やかに造営するには、工程・工期・工区について綿密な計画

と組織作りが不可欠であり、それらを円滑に指揮し稼働させる指導部が必要である。そのような組織的普請体制を、これまでの城郭史では「割普請」と簡単に呼んできたが、その実態は十分具体的に示されていない。徳川期大坂城再築普請や寛永期の江戸城外堀普請など、幕府の公議普請を対象に最近かなり具体的な姿が示されるようになってはいるが⁽³⁾、大名居城での割普請の実態となると、等閑に付されているとあってよい。近世初頭の大名城郭の普請場での割普請の体制が、公議普請の際のベースになったと推定できるので、大名居城での割普請と公議普請におけるそれを相互に比較検証するという視点をもって、この難問に迫りたい。この3つの課題を念頭に初期金沢城の造営体制の解明に邁進したい。

1章 天守と高石垣の造営

(1)天正期の金沢城の姿

文禄元年以前の初期金沢城がどのような施設を備えた城郭であったか、これまで、その姿を確実な史料で論ずるのが難しい状態にあったが、平成9年からの金沢城跡の発掘調査をもとに、城地の旧地形復元から初期金沢城の縄張を推定するなど新たな考古学的知見が示され⁽⁴⁾、また文献史料でも発見があり、いくつか検討の手がかりを得ることができるようになった。近年のこうした研究動向をもとに、天正・文禄期の金沢城の縄張・景観等を探りながら造営体制に検討を加えたい。

初期金沢城の天守については、見瀬和雄氏が天正14年6月7日付前田利家朱印状（高島屋伝右衛門・横地藤介宛）にみえる「去年買い置いた鉄を日記の通り廻漕してほしい、天守を建てるので必要になった」という文言に注目し、これを金沢城の天守建造に関わる出来事と推定、次いで瀬戸薫氏は「北信愛覚書」という旧記について綿密な考証を展開し、金沢城本丸に関する理解は深まった⁽⁵⁾。とくに、天正15年4月に利家自ら南部家の重臣であった北信愛を「天守のくりん（最上階）」で饗応した史実について、瀬戸氏が肯定的判断を下したことは、初期金沢城の本丸周辺の縄張・景観を推認する上で大きな後押しとなった。その結果、初期金沢城の天守は天正14年6月以後に建設され天正15年4月までに竣工したことは、かなり確度の高い史実となり、多くの通史等で採用されるにいたった。また本丸天守が慶長7年10月末に雷火で焼失したことを明確に示唆する古文書（秀忠書状）が新たに発見され⁽⁶⁾、天守の廃絶に関する知見もより確実なものになった。

上記「北信愛覚書」から金沢城本丸に遅くも天正15年初頭から天守が聳え立ち、その周辺に利家の御殿や彼の家族の屋敷、それに客殿・庭園が配置されていたことは確実であろう。この本丸御殿の内部に「御座ノ間」「御広間」「勝手の間」など用途別に呼び名が異なる多くの「御座敷」があり、「能舞台」「御数寄屋」「露地」「飛び石」「手水鉢」がその周辺に配置されていたことが窺えるからである。また城の隣接地に「桜之馬場」があり、その上部に「御茶屋」もあり馬の調教を見学できた。利家自慢の茶道具や名物を収納する部屋やそれを閲覧する場もあったから、寛永8年に創建された二の丸御殿にも比肩する部屋構成であったといえる。本丸天守に隣接した本丸御殿と関連施設の充実ぶりは、同時期の織豊取立大名に匹敵するものとみてよい。とくに天正14年3月の上洛のとき利家は従四位下左権少将に任官、秀吉から筑前守の受領号を得たことで、豊臣家臣団の中で格別の地位を確保し、天正18年の参議（清華成）、文禄3年の権中納言昇進の足掛かりとなった⁽⁷⁾。このことは金沢城の姿にも反映したと考えるとよからう。天正14年後半に天守造営をすすめた背景として、秀吉の関白就任を契機に従四位下少将兼筑前守という官位を得たことの影響を考慮してみたい⁽⁸⁾。

天守創建という事実およびその使われ方を手がかりに、本丸の姿を大胆に推測してみたが、本丸に天守が建設されたのであれば、天守台石垣も同時に建設されたとみて何ら問題はない。その周辺に一

定の高さの石垣が造営されたことも十分想定できる。しかし、これまでの金沢城の石垣調査（遺構外観の観察および部分的発掘調査）の限りでは文禄以前すなわち天正期に比定できる石垣遺構について、「明確な遺構は確認されない」と手堅い判断にとどめている⁽⁹⁾。文禄以前の様相をもつ石垣はあるが、積極的に天正石垣と断定する考古学的証拠が乏しいからである⁽¹⁰⁾。しかし、天守・本丸御殿、庭園、数寄屋などで行われた北信愛に対する饗応の様子から、金沢城本丸の政治空間は華やかな儀礼空間として整備されたことは間違いない。

ところで初期金沢城の様相を記述した、比較的信頼のおける旧記として、これまで「三壺聞書」巻7に載せる「金沢御城御造営の事」が日置謙著『石川県史』はじめ多くの通史で利用されてきた⁽¹¹⁾。とくに文禄元年の本丸高石垣造営に関しては、金沢城調査研究所からの各種の報告書・解説書・パンフレットでも「三壺聞書」のこの記事を重要な根拠史料として利用している。

その「三壺聞書」が語る文禄元年以前の金沢城は、「佐久間玄蕃暫く居城し、かきあげて城の形になし、夫より御取立て山城に成らる。惣構・一二の曲輪・本丸の廻り堤をほりけり」という簡潔なもので、そのあと文禄元年の本丸高石垣の記述にうつるが、ここでは天守建設や天守の存在に全く触れていない。「三壺聞書」巻10は周知の慶長7年の天守焼失を慶長10年の利長の富山城隠居時の出来事として記述するが、天守創建や天正期の天守景観に一切触れていない。「十一月晦日宇賀神の宵」に天守に落雷があり、大台所・本丸御新宅一宇が焼失したと述べ、二・三の丸、新丸、堂形に侍屋敷、重臣屋敷が配置されていたと記すが、これは慶長7年10月晦日の出来事とみるのが妥当である⁽¹²⁾。

「三壺聞書」の天守焼失年月の誤認を正せば、慶長7年までの本丸に大台所・新宅等の建物があったことや城内二・三の丸・新丸が有力家臣の屋敷地であったことは肯定できる。新宅等は慶長4年に金沢城主となった2代利長とその家族のための住居であろう。また新丸に家臣屋敷が寛永～万治期に存在したことを裏付ける史料もある⁽¹³⁾。ただし「三壺聞書」に記載された内容は、上述のように事実誤認や誤解を含むので鵜呑みにする態度は慎み、より信頼のおける別史料で裏付けを取るなど文献批判の努力を絶えず心がけなければならない。

(2)大名による普請労働力の編成

賤ヶ岳合戦の後、前田利家は柴田方から秀吉方に寝返り、越前北庄城を發し小松・宮腰を経て、天正11年4月27日金沢城に入った⁽¹⁴⁾。その後金沢城に入城した秀吉が行った「国割」によって、利家に北加賀2郡が加増され金沢城主となった。その後の前田家による金沢城の造営において、どのような労働力動員があったかここでみたい。

金沢城造営の人足徴発に関し、まず注目されるのは天正12年2月5日付の利家印判状写⁽¹⁵⁾である。この印判状は「石川郡所々百姓中」を対象に「当城普請について、両郡人夫申し付け候。誰の知行分に候とも、家有次第五日宛出すべく候。もし延引の在所へは催促を遣わすべく候」と利家から家持百姓を対象に、金沢城造営に従事する人足提供を命じたものである。小牧・長久手戦が始まった3月の直前に金沢城造営に着手したことを示す重要な史料である。

利家は前年5月に金沢城主となったばかりだが9・10月には所用で大坂に滞在し⁽¹⁶⁾、帰国したのは年末か年明け早々で、その頃ようやく城普請に本格的に取り掛かかったのであろう。給人知行地であろうと大名直轄地であろうと家別平均に城普請夫役を負担させたことがわかる。利家は天正10年以来、穴水城・七尾城・気多社諸堂・京都屋敷などの造営にあたり領民を「その在所家なみに、百姓有次第鋤を持たせ」「国中家並の奉加」という督促文言で村請夫役を徴発したが、この段階の利家の夫役徴発の原則は一國平均の家並役（百姓の土地・石高ではなく家単位の課税）で動員しており（拙著2008の3章・表1）、金沢城普請でも同様の夫役賦課がなされたといえる。家1軒当たり5日という課税

率から、その村の家数に5を掛けた人数がその村の負担夫役惣数と考えられる。石川郡の賦課対象家数が3000ならば、のべ1万5千人の夫役が石川郡から動員されたこととなる。寛永～万治期の石川・河北2郡の家高数5千というのが大まかな基準数であったから⁽¹⁷⁾、両郡からのべ2万5千人の金沢城普請人足が出役したと推定できる。春の農繁期前の50日間、人足1人が村請夫役として継続的に金沢城普請に従事したと仮定すれば、500人が毎日城の普請場に出役していたことになる。

近世初頭の城普請労働力の主体は、家中の足輕・小者（知行取家臣が負担する普請役にもとづき出夫する奉公人）、村請夫役（一国平均役）、日用（日雇）、の3つに大きく区分できる。上記の石川郡の家別5日の人足徴発は村請夫役に該当し、村請の公儀普請役の一種であった（拙著2008）。天正12年の城普請は、大名前田氏にとって佐久間時代の金沢城の縄張を変更する大掛かりな城普請であったと推定できるので、家中の足輕・小者、日用だけでなく、村請夫役までも催促し徴発したのであろう。天正12年の城普請のあと天正14年の天守造営、そして周知の文禄元年の本丸高石垣普請と大きな城普請が続くが、城普請労働力のうち は、戦場の雑兵・傭兵としても活躍する存在で、天正10年代は各地に様々な戦場があったから、その確保に苦労はなかった。普請場は戦場より危険の少ない働き口なので商人を介し各地から集まった。問題は家臣団の普請役負担に関わる である。文禄期までの前田権力が家臣に普請役を課す体制をどこまで整備していたか不明であるが、普請役負担は間違いなくあったとみるべきであろう。

文禄3年6月15日付前田利家印判状写（三輪・大井宛）によれば、利家の家臣4人（木村作右衛門・今村藤二郎・真柄助三郎・中川三四郎）が、今度の伏見御普請に「無沙汰仕る」につき知行召し放ち（改易）となった⁽¹⁸⁾。彼らは能登に知行を持つ中小給人とみられるが、前田家中のつとめである普請役負担において、所定の夫役を伏見に送り出していないという過失があったため処断されたのではないか。であれば利家が天正以来家中に普請役を負担させていたことの証拠となる。

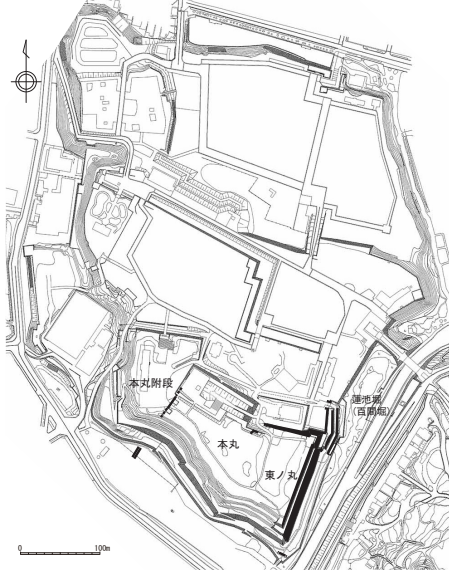
普請場に動員された労働力は単純な力役に従事する人足のほか、大工・木挽・瓦葺き・石工など多様な職人集団もいた。利家は天正15年7月に穴太源介という越前出身の穴太を召し抱え、100俵の知行を与えた。源介の由緒によれば当初、秀吉の大坂城造営に加賀から出役したと記すが、金沢城の天守台石垣の築造にも参画したことが当然想定できる⁽¹⁹⁾。この知行宛行状は近世大名が石垣職人を召抱えた最古例として周知の文書であるが、日付が天守完成後であるのは天守竣工後に功勞として知行を与えたためと推察される。大坂城で最新の石積み技能を身につけ帰国したことも推定できる。

城郭石垣は単なる土留め擁壁でなく、その上に土塀・櫓・門を乗せ建物と一体となった造形を行い、雄大さ・豪壮さを演出する政治シンボルの役割を担っていた。それゆえ初期城郭の石垣建設地点は本丸や大手門など城の権威を高める枢要部に限られていた。城郭石垣がその効用を最も発揮するのは、城内で最も晴れがましく目立つ場所であり、天守や櫓が建ち並び、それらを繋ぐ長屋・多聞・塀が軒を連ねる本丸周辺や大手門から石垣化が進んだ（宮武正登1996・1998）。

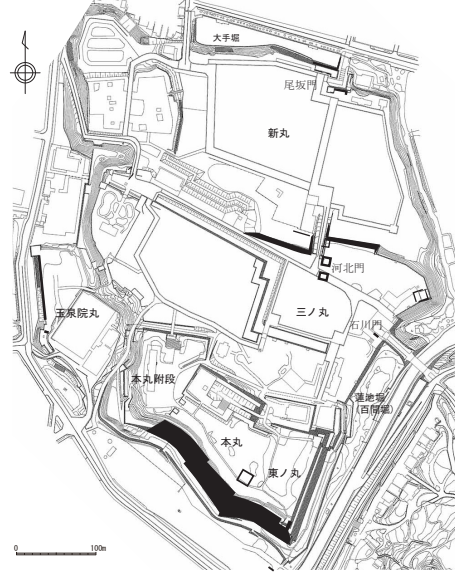
図Aは金沢城跡において、石垣が残存する壁面位置を時期別に図示したもので、見た通り本丸・東丸周辺に文禄・慶長期の石垣が集中、大手門からの大手筋の要所をなす城門付近で大型の石垣遺構が現存する。5期寛文期になると玉泉院丸付近で特徴ある切石積や割石積に改修されたが、寛文以後の5・6・7期は当初の石垣を積み直すなど修築したケースが多い。

金沢城内に現存する最古の石垣は本丸東面石垣（辰巳櫓～丑寅櫓間）であるが、その石材の大半は戸室石の自然石が多数を占め割石の含有率は低い。隅角の算木積みはまだ完成されておらず、勾配の緩い「野面積み」であった。これらは金沢城石垣編年の1期とされ造営時期は文禄期に比定される（北野2001・滝川2013）。この石垣を文禄元年に比定した主たる理由は「三壺聞書」の記述である。「三壺聞

1期：文禄期（1592～96年）



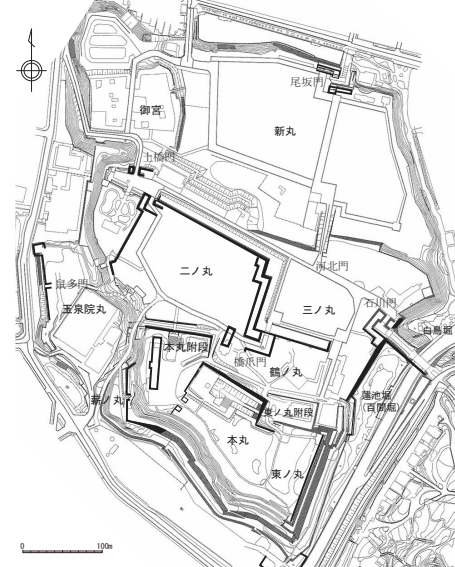
2期：慶長期（1596～1615年）



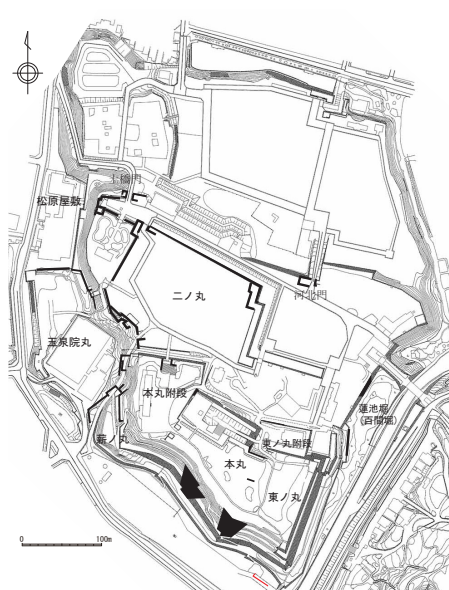
3期：元和期（1615～24年）



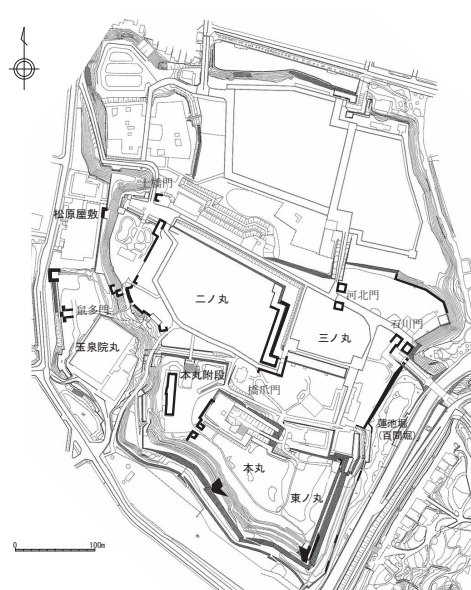
4期：寛永期（1624～44年）



5期：寛文期（1661～73年）



6・7期：江戸後期（18～19世紀前半）



図A 時期別石垣普請の位置図（富田和気氏作成）

書」は元禄年間に編纂され、著者である宰領足輕山田四郎右衛門の在世中から前田家三代の記録として高い評価を受け、江戸後期にかけ多くの史書等に引用されてきた。しかし、「三壺聞書」の伝本比較を行うと、若干ではあるが文言等に相違があり、より原本に近い森田本（14巻本）をもとに検討するのが最善策だと私は考えている（拙稿2014）。というのは、「三壺聞書」巻7「金沢御城御造営の事」を理解するにあたり根幹に関わる誤写等が日置本（22巻本：刊本）の中に見つかったからで、その点を正したうえで文禄元年の本丸高石垣建設の意義を考えたい。まず日置校訂の活字本で「金沢御城御造営の事」を示すが、下線の3カ所が重要な誤記箇所である。

* 文禄元年三月下旬、利家公金沢御発駕、京都へ御着あり。肥前守利長公へ仰渡され、金沢の城を石垣に成さるべき旨御意を請けさせ給ひ、御指図等ありける故、小奉行共役人、郡の夫人足に触れさせ給ひ、戸室山より石を切出させ給ひけり。（中略）

* さて石垣をつき立てさせ給ふに、東の方両度まで崩れ入り、幾千人の費となり、利長公も難義に思し召しけるに、上方へ相聞えければ、利家公篠原出羽を召して、委細に仰せ渡さる。早々金沢へ罷り下り、石垣つかせ申すべき旨利長公へも仰せ進ぜらる。利長公、其の義ならば出羽奉行の通りつかせ候へとて、守山に御帰城あり。

* 出羽承りて石垣八歩ばかりつき、少し縁を付け立て成就しければ、利長公もっての外なる御腹立にて、高石垣に段を致したる事沙汰の限りと仰されけれども、出来の上は是非に及ばず、御堪忍をぞ成されけり。（後略）

冒頭の文禄元年三月は二月が史実としては妥当であり、森田本は「二月」とする。転写の過程で三月に変化したのであろう。しかし、これは大きなミスではない。森田本と最も重要な異同は、「御指図等ありける故」と記した箇所で、森田本は「御指図等を御目系懸け、他を加州へ御持参あり」の文言のあと「小奉行共役人、郡の夫人足に」につなげている。日置本はその部分の一部脱落があるため、「御指図等ありける故」は「利家からの命令・指示があったから」という解釈しかできない。しかし、森田本によれば、「御指図等」は利家からの指示や命令でなく、石垣普請に係る設計図面としての指図の意味になる。金沢城の留守を預かった利長から、京都の利家の所に「御指図等」が届き、それを利家の御目につけ、設計図面をもとに石垣普請の仕上がりについて相談し、確定した図面以外を利長側が加州へ持ち帰ったと解釈できる。ここから、金沢城主である利家自身、本丸の高石垣について意匠や姿について明確な計画イメージをもっており、利長に図面を用いて周知させたことがわかる。文禄元年の高石垣造営は、利家の主体性が発揮された石垣であって、決して利長や篠原出羽の独断で建設されたものではなかった。

三つ目の下線部「出羽奉行」は森田本では「出羽奉り」であった。森田本の読みで解釈すると、篠原出羽は京都から利家の命をうけ金沢城の石垣を築きにきたと利長に進言、そこで利長は「出羽が利家から奉った通りに築造すればよい」と述べ守山城に帰ったと解釈できる。そのあと、小段の付いた本丸東面の高石垣（現存する城内最古の石垣遺構）を見て利長は立腹するが、その理由は篠原による独断的な設計変更に腹を立てたわけではない。父利家の意向でなされた設計変更にあきれて腹を立てたという逸話となる。日置本に従うと、篠原出羽配下の奉行の指示通り造営すればよいと利長は判断し帰国したと解釈されるので、利家の主体性が薄れ、高石垣上部に小段を付けたのは篠原出羽守の独断であり、篠原出羽と利長は石垣作りの考え方が異なると誤解させる表現であった。日置本に生じた転写ミス（誤写・脱落）は、このように文禄元年の本丸高石垣の造営体制を考える上で黙止しがたい誤解を誘引するものであったことが以上から明らかであろう。

とはいえ、森田本によって日置本の不備を正したからといって、「三壺聞書」の記事の史料価値が即座に向上するわけではない。「三壺聞書」成立当初（元禄年間）の記述に近づいたというに過ぎず、「三壺聞書」原本の記述に即し、その史料価値を吟味するスタート地点に立ったままである。

森田本に拠れば、金沢城造営の最高責任者は利家であり、責任者にふさわしい行動をとったことが具体的に確認できる。石垣工事を託された利長や篠原は、金沢城主であり施主である利家の意向を請け石垣普請の惣奉行をつとめたのであり、利家から図面等で周到な指示を受け、利家好みの高石垣を建設したものである。利家から利長や篠原に丸投げされた普請ではなかった。したがって、初期金沢城の城取、縄張・石垣意匠など基本設計は城主である利家の強い意志と彼の城郭観に基づいて建設されたとみななければならない⁽²⁰⁾。こうした理解は日置刊本からスムーズに出てこないものであり、今後出来るだけ森田本に依拠するようにすべきと考える。また森田本の記述は、何を根拠に記されたか解明することも、今後の大きな課題である。

上記から文禄元年の本丸高石垣建設は利家の発案・計画の下、嫡子利長および重臣篠原出羽が普請惣奉行となり遂行されたことが展望できたが、普請惣奉行の下で「小奉行ども・役人・郡の夫人足等」が動員され、戸室石切丁場からの石引作業や城内での石積み作業の手伝人足として使役されたのであろう。小奉行どもの指揮下に置かれた「郡の夫人足等」は前記の村請夫役に該当し、「役人」は「家中役人」とも書かれる家中奉公人で、役小者・武家奉公人のことである。おそらく日用も多数雇用されたと推定されるが、「三壺聞書」はそこまで言及していない。

文禄3年10月、建設中の伏見城（指月）本丸の後方「船入櫓」下で、宇治川の川堰を設置するよう太閤秀吉から利家・利長父子に命ぜられた。この公儀普請にあたり、加賀・能登・越中三ヶ国から3500人の人足（村請夫役）が動員され、長連龍が普請惣奉行をつとめた。「三壺聞書」は述べる⁽²¹⁾。「三壺聞書」によれば、宇治川を堰き止めるため数万の土俵を川中に投入したが、その際利家自身、作業場に出て家来と一緒に土俵を担いだ逸話を載せる。大名が作業場の陣頭に立ったのは人足たちを鼓舞する演出であるが、大将の器量として称賛されている。この逸話で注目したいのは、普請現場が利長丁場と利家丁場に区別されており、水勢を押さえるヤマ場で、利家の小姓衆が人足どもに下知し利長丁場で用意した土俵を投げ入れさせたところ、利家家臣の岡嶋備中・梶川長助裁許の土俵であったから人足たちを杖で追い払った。これを目撃した利家は「かような時節に、何の隔てあるべきか」と怒り機嫌を損じたという。この逸話から、宇治川普請の担当丁場と普請組織が、利家分と利長分で明確に区別されていたことがわかり、利家担当丁場は長家が一手に引き受け、これに利家直属の小姓組藩士が加わり、人足に土俵投入の指示を出したことがわかる。つまり、利家の宇治での川除普請の組織は、普請惣奉行である長連龍（3万石）を中心に編成された普請組織（長家の家来たちが普請の陣頭指揮ふるう）のほかに、利家直属家臣が裁許する組織（小姓組・馬廻組が藩直属の小者や日用を使役）の二本立てになっていたことが窺える。それぞれの普請組織内部ではさらに小さな工事担当の班編成があったのであろう。

利長担当丁場でも同様で、岡嶋備中などの利長の有力家臣（人持クラス）が主体になった普請組織と利長直営の普請組織に分かれていたことが想定でき、利家・利長の担当した川除普請の丁場は、大きく4つの分担丁場に組織化され、その内部において更なる分担システムが組み込まれたのであろう。

これが文禄3年段階の前田家の割普請の姿であり、文禄元年の本丸高石垣、天正14年の本丸天守台等の普請、天正12年の最初の大規模普請などでも、こうした割普請体制がとられたと想定できるのである。

2章 慶長期の造営体制

(1) 慶長期における城の石垣化

日置謙著『石川県史・二編』（2章9節）の初期金沢城の記述で重点が置かれているのは、金沢御堂

時代の残存建物の再利用と屋根裏で発見され西末寺（浄土真宗本願寺派金沢別院）に預けられた木造阿弥陀仏の逸話および初期の大手口に関する記述である。しかし、いずれも典拠は『越登賀三州志』⁽²²⁾などの二次史料であり、史実の信頼度に課題を残す。ただ初期金沢城を構成する建物群の一部に金沢御堂時代の建物が解体移築・部材利用というかたちで利用された可能性は認めてよいと思う。ということは天正8年4月に柴田勝家・佐久間盛政が主力となり奪い取った金沢御堂は、戦火にまみれ、関連建物が全焼したわけではなかったということである⁽²³⁾。

また初期金沢城の大手はどこに置かれたかという問題は、初期の金沢城の縄張を考えると重要な問題であるが、『越登賀三州志』に依拠した『石川県史』が、独自の潤色を施し大手変更を解説し、明治中期に示されていた森田平次『金沢古蹟志』⁽²⁴⁾による独特の『越登賀三州志』解釈に言及していないので、大手門変更に関する従来説の理解に混乱や誤解が起きている。そこで大手変更に関する旧説の問題点を整理しておきたい。

まず『越登賀三州志』では、天正8年に金沢坊を攻略した佐久間盛政は城の東方に堀を掘り「西町口を正門とし、御山を尾山と改めて居城とす」と述べ、天正11年の賤ヶ岳合戦のあと金沢城主となった前田利家は、高山南坊に縄張りをさせ尾山城の正門を「改めて小坂口<今の河北門>を正門となししより、世々相承けて動くことなし」とする。一方で新丸について、この曲輪は「慶長四年の新築ゆゑ、新丸の号あるなるべし」と述べる。この説明に2つ問題がある。1つは高山右近が前田家の客将となるのは天正16年秋以後のことで、大手変更が高山の縄張りによるとするなら天正16年以後の出来事にしなければならない。もう1つは、小坂口への大手変更を、江戸期の西町口門から尾坂門への変更と理解すると、天正11年の尾坂門への大手変更と、慶長4年の新丸建設が矛盾をきたす点である。天正11年に尾坂門のある新丸はまだ造成されていなかったからである。しかし、『越登賀三州志』の「小坂口」の下に<今の河北門>という割註があるので、富田景周は天正11年の大手変更を、西町口から河北門へ変更したと主張したのであり、そう理解しなければならない。森田平次はこの点に気付き、西町口門から三ノ丸正門の河北門に大手が変更されたのち、慶長4年の新丸造成のあと高山右近の助言で尾坂門に大手が変化したと論ずる。この森田による大手変更3段階説は分かり易い。

しかし、『越登賀三州志』『石川県史』のような簡潔な説明で済ますと誤解が生じやすい。西町口門は寛永以後の新丸に存在し現在は黒門という通称をもつから、佐久間がそこに正門を置いたと説明すれば、新丸付近に大手があったと誤解をうけやすい。新丸が出来る前は西町口門も存在せず、初期の大手を西町口と呼んだことも含めて未確認の史実なので、説明文言は慎重にすべきであった。佐久間時代の大手は「現在の北の丸付近に大手があった」というおぼろげな説明が妥当であり、前田利家は天正11年に三ノ丸の河北門を大手とし、新丸が造成された慶長4・5年に新丸尾坂門に変更したと述べれば誤解はなかった。『越登賀三州志』『金沢古蹟志』に示された旧説は上記のごとく理解すればよいが、高山右近による天正11年の縄張り変更という説明の不備を正そうとした『石川県史』は、河北門への大手変更を天正11年でなく、右近が来仕した天正16年以後文禄元年までの出来事として語る。しかし、それほど高山右近と大手変更を結び付ける必要があるのか疑問である。文禄元年以前の右近に城の縄張り変更を助言するほどの影響力があったかは疑問が残り⁽²⁵⁾、利家死後、利長政権のもとでなされた新丸造成時の大手変更の際に右近が関与したと解する森田平次の指摘のほうが妥当であろう。森田平次のこの理解は、慶長4・5年になされた惣構建設にリンクさせたものであり、近年行われた新丸および新丸周辺での発掘調査所見⁽²⁶⁾とも矛盾がない。現時点で大手変更に関する最も合理的な所見は『金沢古蹟志』の見解であろう。

前田利家が慶長4年閏3月大坂で死去したが、そのあと2代利長が、豊臣家の大老、豊臣秀頼の傳

役という重責を利家から引き継いだ。しかし、周知の通り徳川家康の計略に嵌り、「加賀征伐」の恫喝をうけ母芳春院を人質に取られ、徳川家への服従を余儀なくされた。こうした御家存亡の危機に晒された慶長4・5年こそが、新丸を造成し大手も変更、二重の惣構で金沢城下の防御を固める必要に迫られた時期であった。その後利長は徳川家への服属と融和が受容されるに至ったので、関ヶ原合戦直前に徳川方として大聖寺城を攻め落とし越前に進軍した。その軍功は家康から認められ、関ヶ原戦後、利長は南加賀二郡を獲得し、加賀・能登・越中3ヵ国119万石を治める有力大名へと台頭し、のちに2代将軍となる秀忠の二女珠を3代藩主利常のもとに迎えることもできた。

関ヶ原以後、金沢城主として君臨した利長は、城内枢要部の石垣化を急いだ。現在確認される金沢城2期石垣の遺構（慶長前半は2a期、後半は2b期とされる）の多くは、利長の命をうけ造営されたものとみてよい。金沢城石垣の99%は城の東10⁺に位置する戸室山付近で採れる戸室石を使用しており、この金沢城の採石地を「戸室石切丁場」と呼んでいる。その分布範囲は660⁺、採石跡はおよそ1300地点におよぶ。10年余にわたる分布調査・確認調査・絵図文献調査等によって、近世初頭から近代にかけて稼働域がどう変遷したか、およその動向が確認された。4つに分類された採石域のうち金沢城に近い西麓部から次第に北麓や東南部へ採石地が移動し、拡充されたことが判明した（「戸室石切丁場確認調査報告書」・）。

初期の戸室石切丁場（西麓部）の中心と目される中山村に、慶長7年12月、18年10月に高札が掲げられた⁽²⁷⁾。高札の内容は、採石のため戸室石切丁場に動員された人足・夫役人が、地元の山林を伐り荒らし田畠作毛を踏みつけ強奪すること、百姓等へ非分を働き無理やり宿を取るなどを厳禁したもので、相当数の人足が戸室山域の村々で石切や石引作業に従事し、村方の農業や山仕事に多大の混乱を与えたことがわかる。それゆえ、これらの高札は城内での石垣普請の実施を裏付ける重要史料といえる（木越2013b）。慶長7年高札が出された直前の10月晦日、本丸天守に落雷があり天守火災は弾薬庫に類焼し大爆発を誘発し本丸周辺建物に大きな被害がでた。この被災に伴う石垣修理および石垣普請の拡充があったから、戸室での採石拡充が急務となり高札下付に至ったと考えられる。慶長8年に本丸三階櫓台や本丸南面石垣等の造営があり、その石材は戸室石切丁場に発注され、多数の人足が山中に入り込み採石と石材運搬は最盛期を迎えたのである。慶長8年春からの造営になる石垣遺構が今も2期石垣として残る。

慶長18年10月高札から、慶長19年にかけて城内石垣の修築・新造がなされ、再び石材切出・搬送のピークを迎えたとみられる。しかし、慶長19年の前田家は、越後高田城の公議普請に村・町から「千人夫」を徴発していた。高岡城の隠居利長の病状は重く、この段階の金沢城石垣普請は3代利常の意志で主導されたとみてよい。この時採石された石材はどこで使用されたのであろうか。これまでは金沢城石垣2b期（尾坂門の鏡積、河北門北面石垣等）の石垣遺構が該当するとされ、慶長15年の名古屋城公儀普請で前田家が分担した石垣遺構との類似性が指摘されている（滝川2013等）。しかし、慶長18年の高札は、元和以後の石垣建設に供された石材生産に関係することも視野にいれたい。というのは、城内に元和期の石垣遺構（3期）が多数あり、石垣普請の計画が明確で石材規格がきちんと示されておれば、数年前から石切作業を進めることは十分可能であったからである。近世初頭の石垣技術の発展テンポの速さを念頭に、大規模石垣普請を短期間で遂行するための必須条件をいえば、規格石材を大量かつ短期に提供することを挙げなければならない。元和期以後、石垣石材の規格化が急速に進むが、その前提として戸室石切丁場での石材生産の規格化の進展が不可欠で、慶長末期から恒常的に規格石材を生産する体制ができていないと、元和期からの城内石垣の早急な需要にこたえられなかったと推定する。そのような時期に出されたのが、慶長18年高札ではないかと考える。

慶長18年高札のあと、寛永9年8月にも高札が下されたが、この寛永高札は中山村でなく戸室山北麓の田嶋村に下付された。採石地が山の西麓から北部域に変化したことを示すものである（前掲「戸室報告書」）。また、寛永9年高札は、寛永8年4月の金沢城焼失にともなう、城の大規模再建と石垣改修に伴う石材切出し作業に対処するためのもので、寛永9年前後に寛永刻印石とも呼ぶべき大量の石材生産が戸室石切丁場で行われた。このように金沢城の石垣普請の動向に対応し、石切場での乱暴狼藉を取り締まる高札が出されたことは興味深い。寛永9年高札に呼応した城内での石垣普請の遺構（4期石垣）が、現在も本丸・二の丸等の随所に残る。大型の刻印がほどこされた規格石材である点に特徴があり、金沢城石垣遺構の代表的なものである。

2代利長が慶長10年（1605）に富山城に隠居したあと、前田利常領（約100万石）の領国支配を補佐し統括する執政役が確立した。その前後から利長政権の重臣層が裁許状や連署状を発給していたが、特定の三年寄が「金沢年寄中」として連署状を継続して発給した点が注目され、藩主印判状や藩主判物に代わる役割を果たした意義は大きい。その頃から利長が自らの政権を「公儀」と称し始めたことと合わせ、大名前田家による藩体制形成の重要な画期であった（原昭午1981）。

加賀前田領で「普請奉行」の名称が使われる最初は、文禄期の「所口普請」に関し指示を与えた10月18日付利家印判状写⁽²⁸⁾であろう。それと同じ頃の正月11日付の利家印判状写は文禄4年以後に比定されるが、宛名の片山内膳（延高）・村井豊後（長頼）は所口惣構普請の普請惣奉行と推定され、この両名のうち片山に惣構縄張が指示され普請仕様の見図りや監督が職責とされた。「開作前に國中惣夫を以、五日やとい候てほらせ可申」との命は両名に下された⁽²⁹⁾。次いで慶長12年5月3日に発せられた駿府城公儀普請にかかる普請場法度⁽³⁰⁾から、普請奉行の職掌が具体的にわかるので、ここで慶長期の普請奉行の性格について考えたい。

この普請場法度は駿府城公儀普請を無事遂行するため、富山城の隠居利長から「金沢年寄中并普請面々中」宛に発した17カ条の条書で、その11条目に「御普請丁場割之義は、普請奉行次第に可仕、惣様つもり以下之義は、おとな共普請奉行、能々令相談可申付事」とある。駿府城は大御所家康の居城であるだけに諸大名は細心の注意を払い、この公儀普請に参画したが、利長も「此度之御普請大事に候間」とこの法度中で指摘し、他家の武士・人足との喧嘩・口論、騒動を厳に戒める。11条目から前田家独自に普請奉行が任命されたことがわかり、駿府城で前田家が分担した普請場の「丁場割」は普請奉行の専権事項であり、「つもり以下の義」つまり人足・職人や資材の積算や支払等は「おとな共」とよく相談して命令すると定める。「おとな共」は宛名にみえる「金沢年寄中」「普請面々中」であり駿府城公儀普請に動員された人持組頭の面々であろう。彼らは割普請を担う家臣団組織の長であり、駿府城の前田丁場の重要な一角を担っていたのである。利長から特任された普請奉行と人持組頭数名が現場指揮者となって駿府城の公儀普請は果たされたといえよう。普請奉行は藩直営丁場の指揮官であり、人持組頭は人持組の家臣団で分担した割普請場を請け負い差配した。普請奉行は直営丁場の監督だけでなく、全体の丁場割や人材・資材の兵站を担当したことから、割普請を分担した「おとな共」の上にならば現場を指揮したことも間違いなからう。

駿府城の普請場法度の最後の箇条で、割普請を担う人持組頭に「御普請役之義、手前手前未進・過上之帳面封じ、筑前守（利常）・我々方（利長）江普請為奉行注進可仕候」と家臣に課された普請役の点検と報告を命ずるが、もし提供した人足数に未進・過上があれば相互に穿鑿し未進分を督促し、過上に負担した者には筑前守（利常）から褒美を下すと指示する。この箇条の「普請為奉行注進」について日置謙は「為普請奉行」と解釈すべきと注記するが⁽³¹⁾、私は普請の面々が「普請の奉行として注進」と解釈すべきと考える。もう一か所も「普請の奉行として催促」と読み下すと、普請役の点検・

報告は、割普請を担当した人持組頭個々が「普請の奉行」として利常・利長に報告すると解釈でき、「普請の面々」「おとな共」と表記された人持組頭の責務が浮かび出る。11条目の「普請奉行」の職務とは別に、割普請を担った人持組頭に「普請の奉行」として自覚を促し、各組に属する藩士の普請役の勤め方を明確に把握することを要請した箇条と解することができる。

駿府城普請は当初畿内近国の大名・小名を中心に動員され、西国大名が動員されたのは8月15日からとされるが⁽³²⁾、前田家が5月から駿府城の二ノ丸・本丸普請に参画したことは上掲の普請場法度の存在から明確であり、6月23日付利長書状（無年記：山崎長門・青山佐渡宛）で、駿府城の公議普請に出役しなかった藩士6人を死刑または追放に処すと通達するので本丸・二ノ丸で石垣普請はすでに始まり、前田家中も普請に従事していた⁽³³⁾。しかし、本丸普請が終わり家康の引越が終わった8月に西国大名が動員され、本丸・二ノ丸以外の外郭普請が開始されたようで、この普請に前田家も参画した。それゆえ9月15日付利長書状写（無年記：長連龍・山崎長門（長徳）・高島重定宛）で3人の重臣に「早々に御普請に取り掛かったのか教えて欲しい。明日、普請場に見参し様子を見るので組中の面々に申し伝えてほしい」と伝達しており⁽³⁴⁾、9・10月の追加普請に動員されたことも確実である。この9月の追加普請の最中、利長は富山城から駿府城におもむき、9月18日に駿府城に到着、普請場を視察し19・20日に大御所家康に謁見したあと、江戸城の秀忠のもとに向かった⁽³⁵⁾。

上述の一連の駿府城普請の動向から、前田家中のうち山崎長門（長徳）・青山佐渡（吉次：魚津城代）・長連龍・好連父子、高島重定など歴々の重臣が駿府城に出役していたことがわかり、彼らのある者は人持組頭として割普請を受け持つ「おとな共」であり、普請の様子を利長に報告するとともに、それぞれの組所属藩士に不埒があれば厳罰を求められたことがわかった。割普請の責任者たる人持組頭の責務の大きさが窺えるのである。

このように駿府城公議普請の割普請丁場を担った人持組頭の面々は、各組所属士の普請役出役の管理につき重い責務を負わされ、普請惣奉行は普請現場で、普請役動員に責任をもつ人持組頭の助力を得て工事全体を差配したのであろう。したがって普請惣奉行はそれにふさわしい人材でなければならず、藩主の信頼篤き重臣から選ばれたのであろう。

金沢城代についていえば、元禄年間には常置の職となり、いわゆる加賀八家から登用され、恒常的な城修理業務など「城中の儀」を担当したが、貞享期までの金沢城代は臨時の職で、万石以上もしくはそれに匹敵する譜代重臣や前田一門から登用された⁽³⁶⁾。金沢城修築への関与については、文禄元年の利長のように石垣普請を任された例もあるが、留守将に託した場合もあった。恒常的な城普請専門の機関として普請会所が成立した後、城内修築は金沢城代の下で普請会所を統括する普請奉行が担当したが、初期の普請惣奉行とは若干性格が異なる。初期の普請惣奉行は、就任者個人の才覚と藩主の信任を背景に職務を遂行する出頭人または年寄クラスの重臣から登用されたが、万治以後は法度と先例をもとに、平士層から役方実務に慣れた者を登用した。寛永以前の「普請惣奉行」の識見・能力は城の意匠・姿を左右することもあったが、万治以後の普請奉行は藩政機関の一員として所定の責務を忠実に果たす官僚的存在であった（拙稿2015）。

(2)高岡城造営にみる二元的普請体制

慶長期の金沢城の城普請体制を検証するに適した史料は乏しく、すでにみた戸室石切丁場の狼藉禁止高札など数点に止まり、その実態把握は難しいが、慶長14年に利長が新たに建設した高岡城の普請については有益な文献史料がまとまって残り、かつ近年古川知明、高岡徹らの研究もあるので⁽³⁷⁾、高岡城の造営体制を通して慶長期の居城普請の様相をもう少し考えたい。

慶長14年3月17日、利長の隠居する富山城が焼失したので、利長は魚津城に避難し砺波郡関野の地

に高岡城を新築することを決断した。その際、利長が城普請の進捗について指示した24点の書状等を注意深く読むと居城建設に対する大名の熱意と意気込みがわかる。前田利長は慶長10年に隠居したとはいえ、金沢城には利常を補佐する3人の年寄を置き、富山城にあって三ヶ国の政務全般を広く統括し慶長16年頃まで本藩（利常領）に対し一定の権限を行使していた⁽³⁸⁾。したがって隠居した利長による高岡城建設は決して隠居仕事ではなく、加賀・能登・越中三ヶ国を実質的に支配していた「富山様」（前田家当主）による「公儀」普請であり、その労働力として三ヶ国の領民を対象に、家高基準で村請夫役が徴発された。その具体的な様相について、かつて「慶長14年高岡御普請の覚」という史料を使い能登国を対象に詳しく考察したが、その要点を摘記すると下記の通りであった⁽³⁹⁾。

* 三ヶ国のうち能登国から徴発された村夫役・職人等は合計2145人にのぼり、このうち1764人は十村肝煎が配下の村から所定の割合で徴発した村請・十村組請の夫役人で、残り381人は、石船水主・鍋屋・桶屋・檜物屋など郡方に居住する職人層から徴発し高岡城へ動員した村人である。こうした村方在住の職人衆は、それぞれ所属する職能集団の棟梁を介し徴発に応じたので、十村組単位の村夫役徴発においては、課税対象（家高数）から除外された。

* 能登の村・町から徴発された夫役人2145人は有償夫役であり、6月15日～9月10日まで約85日間の動員期間中、藩から飯米・扶持米が支給された。彼らは雇用労働者であるが日用と異なり、村の一員であり、村請役を委託された村の代表者でもあった。村が身元保証したので、村独自に出役人に給銀（余荷銀）を補填支給することもあった。これに対し、日用は日用頭・人宿・口入人のような商人が身元保証することはあっても、本来的に流動性の高い低廉な都市の労働力であった。しかし、その供給源は農村にあり、村請の夫役人（これを「村の日用」と呼ぶ）が都市の日用に吸収される動向もあった（拙著2008）。

* 村請夫役の動員総数は現状の史料では不明であるが、能登国からの夫役総数が1764人であったことから簡単な推測は可能である。慶長10年の前田家領国119万石の国別石高比から推算すると、慶長10年の能登国高21万6千石は119万石の18%に相当するので、1764人の負担もおおむね全体の15～20%と見込み、三ヶ国の総数は1万2千人～9千人、つまり約1万人が三ヶ国の村・町から動員されたと推定できる。

さきに城普請の労働力として3種類あげたが、外に在村の職人集団がそれぞれの職能集団の棟梁を通し城普請に動員されたことが確認できたのは新たな成果であった。これも加えると、城普請に動員された労働力は 家中役人・役小者、村請夫役、職人（大工・水主などの役動員）、日用の4種となる。このうち家中役人・役小者は、大名・給人に奉公する家来のうち力役にもっぱら使役される武家奉公人で、主人（知行取）に課された普請役を担う存在であり、城普請・割普請の主力となる労働力であった。

村請夫役については1章でいくつか例示したが、高岡城普請で注目されるのは、慶長9年に創設され慶長12年には公儀夫役徴発の制度として重要な役割を果たすようになった十村制度がフル稼働し、その徴発に大きな貢献をした点である。その結果、村・町からの村請夫役は十村組単位で国・郡平均に徴発する原則が、高岡城普請でほぼ確立し、寛永期にかけ十村制度は公儀夫役のほか郡役などの諸夫役を徴発する機関として重要な役割を果たした（拙著2008）。この村請夫役の平均負担の原則に例外もあった。高岡城普請の公議夫役徴発にあたり、鹿島郡で知行所をもつ17人の利長家臣（富山様家来）知行地は「越中給人衆江八御普請当不申候」とあり、対象となる村・町311軒分については夫役徴発免除とされていた。免除した理由は、利長家臣は独自に知行高に応じ、所定の普請役を負担し一定数の家中役人を出役させていたからと推測できる。これは万治元年の江戸天守台石垣の公議普請にあたり、石川郡の村々に所定の村請夫役を公平に課した際、「金沢御侍方へ御役人に奉公仕候村」では村請夫役賦課を免除すると指令した例と共通する（拙著2008、2章）。家臣団の所領から武家奉公人が相当数徴発された村に対し、藩は柔軟に役免除を認め、村が二重・三重の夫役負担で困窮しないよう配慮した。

これを一般に小農自立政策と呼んでいる。

この理解に従うと、高岡城の普請場は、三カ国を実質支配する利長（藩）直営の普請場と利長隠居領家臣が組単位で分担した割丁場から成っていたと想定することができる。利長の隠居領は新川郡22万石とされ、隠居城はもともと新川郡内の富山城であったが、富山城焼失後、家康から許可を得て高岡城を新設した。ところが、その新城建設地は砺波郡内つまり利常領にあった。このとき、利常領と隠居領の割り替えがなされたのか、従来の所領構成のままに対応したかは不明である。いずれにしても厳密に言えば所領の組換えが必要な砺波郡内で、隠居利長が藩主利常を憚ることなく新城を建設したと理解できるので、慶長14年段階における利長の権限の大きさが窺える。上述の通り高岡城の築城労働力が能登・加賀・越中3カ国から徴発され、利長隠居領を超えたレベルで高岡城造営の人員・資材が調達されたことから、公儀として君臨する利長権力の強さを認めることができる。他方で利長は隠居領の一領主という側面も持っており、利常領も含めた前田領全体に支配力を及ぼす公儀支配者（前田家家長として揮った広域支配権）という側面とともに、これを隠居利長の二元的支配権と呼ぶことができる。この二元的支配権は高岡城の造営体制にも影響し、公儀支配者として組織した利長（藩）直営丁場と、一隠居領主として組織した利長家臣中心の割普請丁場という二種類の普請組織が存在したのではないかと推定している。利長（藩）直営丁場では、利長直轄領だけでなく利常領からも人足や資材を動員したから丁場面積は広大であったと推定され、利長の普請奉行（利長側近の家老たち）が監督したのに対し、利長家臣の割普請丁場では、隠居利長の家臣団が組単位に工区組織を作り、所定の丁場を担当したのであろう。高岡城全体の造営は、こうした二元的な普請組織をフル活用し遂行されたのではないか。

利長（藩）直営の普請場と利長隠居領家臣団が請け負った割普請場という想定をしてみたが、三カ国から徴発された村請夫役や職人役は、優先して利長（藩）直営丁場で使われたはずで、本丸付近の石垣普請丁場は利長直営丁場であった（後掲、8月26日利長書状）。また「慶長14年高岡御普請の覚」に「公儀より被仰出候堀之御奉行衆」として辻助左衛門・井内三大夫ら12名の前田利常の家臣を掲載するが、ここでいう「公儀」は3代藩主利常と年寄衆3人を中核とする利常政権を意味する。しかし、その実権の多くは隠居利長が掌握していたから、藩主利常の名前で出された利長の指令と判断される。したがって、高岡城の堀普請は公儀奉行衆の指揮管理で造成され、そこも利長（藩）直営丁場であった。高岡城の骨格は、このように利長（藩）直営つまり隠居利長の公儀支配権を駆使し建設されたとみてよい。

幕府から関野での新城建設の許可が出たのは4月6日であるが、それ以後高岡城の普請に関する利長書状が30点余あり、うち確実に慶長14年の発給と推定できる書状が24点あったので、これらによって、上記の仮説を検証するとともに造営体制について手がかりを探したい⁽⁴⁰⁾。

慶長14年の4月22日付（神尾図書・稲垣与三右衛門宛）利長書状は、「せんのしろどりのゑづに、やしきはり（屋敷割）のさしづをつきあはせ候て、此方へもちてこし候べく候、大方此方にてみ候て、きにあはず候所候はば、だんがう可申候」と指示し、利長が城郭建設の陣頭にたち設計図の検討を行ったことがわかる点で注目される。利長は城の縄張図と城下の屋敷割図を付き合わせ、普請惣奉行らと「談合」し細かく検討したが、城の縄張計画を城下町の町割と関連させ検討した点がまず重要である。また利長は設計指示を一方的に出さず、自分の要望を出し（気に合わない箇所のみ指示し）、それを普請奉行や家老などが実現可能な姿に具体化していくという方法で設計・計画が練り上げられた点が重要である。現場の奉行や穴生・大工などの専門職を指揮したのは神尾図書（之直）・稲垣与三右衛門・松平伯耆（康定）などの利長付家老衆3人で、彼らがいわば普請惣奉行であったのだろう⁽⁴¹⁾。ほ

かに山崎長門（長徳）・青山佐渡（吉次）など利長隠居領家臣ではない有力家臣（利常の老臣）に作事の柱の調達について指示を出し、金沢城の3年寄衆連名で、高岡城作事用木材の採取に関し砺波郡十村（中条村又右衛門）に大鋸の出役を命ずることもあった。このように本藩（金沢城）の年寄衆、七尾城代（前田利好）とその配下の奉行たち、魚津城・小松城・大聖寺城に置かれた城代などがこぞって高岡城普請に参画したことが、高岡城関係史料から窺える。

高岡城建設に必要な資材（石材・木材など）と人材の調達は、上記の通り本藩・隠居領に関係なく前田家が一丸となって調達する体制がとられたが、高岡での城・城下の建設現場では、神尾図書・稲垣与三右衛門・松平伯耆など利長の家老衆が利長の意向を窺いながら慎重に進めた。しかし、利長から横山山城長知・篠原出羽一孝ら金沢城の三年寄に相談せよと指示が出れば、こうした重臣たちとも相談した。利長の意向に沿う方針が定まると、割普請の各組頭や直営丁場の奉行、職人頭等に具体的な施工指示が、神尾・松平伯耆らから下され、堀普請・石垣普請・土居普請が実行に移されたのであろう。普請惣奉行の下に作事方・資材調達・出銀管理などの実務を担当する奉行があり、職掌に精励していたにちがいない。

利長の三家老は折にふれ、作業の進捗状況を魚津城の利長に報告した。8月22日付利長書状（尊経閣文庫）では、城下町に配置する家臣屋敷について「年寄どもの屋敷は、その知行高に応じて、少しでも城際に配置する」と神尾図書に申し付け、この原則を「町かしらにい申す者」とよく相談し説得したうえで魚津に報告に来るようにと指示する。その際、「番替わり」になっても構わないと述べた点が重要で、「この任務を関野で果たし魚津に戻り側に詰めよ」という指示と合わせて解釈すれば、神尾・稲垣・松平の三家老は、番を組み交替で魚津の利長と関野の普請場を往来していたと理解される。三家老は代わる代わる利長のもとに参上し、普請の進み具合、設計変更、意匠の細部について報告するとともに、新たな主命を現場に持ち帰ったのである。

利長は8月13日書状（尊経閣文庫）で「たたき土居の普請が思いの外出来が遅い」といい、「これ以前と比べはかもゆかざるように聞こえる」と指摘し、厳しく作業の挽回を指示する。「頭々も毎日普請場に出ているのか」といぶかり、「以前よりは普請に精も入らず候ように存ずる」と述べているので、相当苛立っている。8月3日書状でも、新丸の普請にまだ取り掛かっていないことを問題とし「新丸の出来がなければ一円むさき事」と述べ、新丸の普請を急ぐよう平夫増員を指示する。城全体の縄張りからみて、新丸は外せぬものと利長が考えていたことがわかり興味深い。この新丸は現存する高岡城縄張図の本丸・二の丸以外の曲輪であろうから、三の丸・明丸・鍛冶丸に当たるのであろう。6月16日書状（尊経閣文庫）では、書院の柱は秋田からの材木がよいとし、越中の大工に造作させることを指示し、柱の太さも「常のより太くてもよく候」と自身の好みを表明している。御殿作事について利長はしばしば注文をつけた。8月26日書状（尊経閣文庫）では、完成間近の本丸石垣が崩壊したことについて、「我々幸わせ悪き故候、苦しからず候」と述べる。利長の個性が出て興味深い。この石垣崩壊について「三ヶ国の者とも久々本丸の普請にかかり、ようよう此間出来の所に石垣崩れ申し候由」と述べた点は重要な証言で、高岡城本丸造営に動員された三ヶ国の村夫役や役小者にとって、久しぶりの本丸石垣普請であったという文言に注意したい。高岡城普請以前の本丸造営工事としては、慶長2・3年または慶長10年の富山城修築時もしくは文禄元年の金沢城本丸高石垣造営が候補にあがるが、慶長2・3年の富山城本丸の石垣造営に三ヶ国から村請夫役を動員した可能性は、利家在世中の守山城主であった利長の立場からみて、きわめて小さいので、この文言は文禄元年の本丸高石垣もしくは、慶長10年の富山城普請を念頭に述べた文言ではないのか。とするなら、文禄元年の金沢城本丸高石垣造営は三ヶ国の村夫役を動員した惣国普請であった可能性が高いといえよう。

3章 元和・寛永期の造営体制と割普請

(1) 普請会所の成立と割普請の衰退

慶長期の居城造営組織に関し、藩直営の普請場と家臣団主体の割普請丁場からなる「二元的な普請組織」という試案を出してみたが、ここでは元和・寛永期になると、藩直営の普請組織が普請会所という常設組織に統括され、その機能を高める一方で、家臣団を随時割普請に動員する体制が急速に衰退していくことを具体的に示したい。この主張はまだ仮説的なものに過ぎないが、別稿「金沢城の石垣技術と造営体制」（拙稿2015）につづき、以下の論述でもその論証につとめたい。

万治・寛文期（17世紀中葉）以後、多くの絵図史料に万治以後の金沢城の縄張景観が示されるが（金沢城調査研究所編2008『絵図でみる金沢城』）、寛永大火以前の初期金沢城縄張の全体像を描く信頼の置ける絵図は少なく、謎の部分が多い⁽⁴²⁾。しかし、近年の金沢城内での発掘調査や石垣の分類編年研究によって、元和6年本丸火災後の本丸・東ノ丸の縄張変更、寛永8年大火後の二の丸・三の丸での縄張変更と御殿新造によって、寛文期の絵図に描かれた金沢城の構造（縄張）が確定されたことが明らかとなった⁽⁴³⁾。新丸造成と現在の大手堀建設は慶長4・5年であるという旧説の妥当性はすでに検討したが、それらを総合すれば、寛永後半に成立した金沢城の基本構造（基本的に幕末まで継続した縄張）は、慶長4・5年の新丸建設、元和7・8年の本丸改修、寛永8・9年の二・三の丸改修という3段階の修築普請の結果成立したと総括できる。

そこで、元和7・8年の本丸改修、寛永8・9年の二・三の丸改修の造営体制について、ここで検討するが、いずれも高岡城建設のような新城建設でなく既存城郭の改修であるため、新城建設時特有の大きな普請組織を作ったのか、またその必要性があったのか、きわめて不明瞭である。

元和・寛永期、加賀藩の家臣団の所領支配権は、藩法によりその抑制と権限縮小が徐々に強まっており、いわゆる給人層の知行所支配形骸化政策が進展し、家臣は自己の知行所で彼の恣意のまま領主権を揮いにくくなっていた⁽⁴⁴⁾。それに加え、元和元年の周知の一国一城令と武家諸法度で、新城建設が禁止され、城郭修理のための作事・普請は原則、幕府への届出と許可が必須となり、居城修築に幕府が介入する時代になっていた⁽⁴⁵⁾。その結果、損壊した城を修覆するときも従来通りの姿に再建することが原則となり、拡充や新造は厳しい制限をうけ、家臣団を大規模な割普請丁場に動員する必要性は低下し、その機会も激減した。労働力の面でも、家臣が個々に知行所から夫役人や武家奉公人を徴発することが難しくなっており、夫役の代銀化が本格化し日用の占めるウエイトが大きくなったのもこの時期からである（拙著2008）。このような政治状況の変化を背景に、慶長期の二元的な組織が変質したと推定したが、そうした変化を最も直截に示す出来事は普請会所の成立であろう。しかし、普請会所および普請奉行の濫觴に関して、これまで慶安年間からの普請奉行名が語られるか、万治年間に整備された普請会所法令を解説するのみで、寛永以前の普請会所および普請奉行についてほとんど言及されることがない。ただし森田平次『金沢古蹟志』が「普請会所跡」の解説において諸本を検証し、『越登賀三州志』『藩国官職通考』の説明を退け、「寛永4年侍帳」（『加賀藩初期の侍帳』石川県図書館協会 昭和17年）に載る普請奉行3人の名を初見例に掲げたのは慧眼であった。

では普請会所は一体いつ成立したのか。ただし、ここで問題にする普請会所は、万治以後の普請会所に直接つながる常設機関なので、『金沢古蹟志』が指摘する「陳善録」にみえる利家時代の普請奉行宮川与左衛門などは取らない。むしろ万治以後の普請会所の内に編成されていた「屋敷方」「穴生方」の設置に注目し、その成立時期を類推することから傍証を得たい。

表1は比較的信頼の置ける記録や古文書に記載された寛永期の普請奉行の名前リストである。表1の5種の記録・古文書等に重複して登場する別所勘右衛門・鈴木孫左衛門・松田太郎右衛門の3人は

寛永4年までに普請奉行に就任したことは間違いなかろう。この3人のほか12名の普請奉行名を表1に載せたが、寛永元年・5年の大坂城公儀普請の下奉行全員を即座に普請奉行とみなすのは早計であり、また「諸頭系譜」（加越能文庫蔵）の寛文以前の普請奉行在職期間記事はミスが多く、その年の在職を証する文書・記録という程度に理解すべきものであった。それゆえ「寛永4年侍帳」の3人の普請奉行記載の意味は大きい。ここから少なくとも寛永4年までに普請奉行をトップにもつ普請会所が設立を終えていたことは間違いなく、次の問題は普請会所設立の上限つまり設置年月の特定である。

[表1] 寛永期の普請奉行記載

寛永元年大坂城再築公儀普請：前田組下奉行	「寛永4年侍帳」の普請奉行	寛永5年大坂城再築公儀普請：前田組下奉行	寛永15年4月普請場定書の普請奉行	「諸頭系譜」の慶安2年以前の普請奉行
別所勘右衛門	別所勘右衛門	別所勘左衛門	別所勘右衛門	別所勘左衛門
鈴木五左衛門	鈴木孫左衛門	鈴木孫左衛門	*	鈴木孫左衛門
松田左馬允	松田太郎右衛門	松田太郎兵衛	*	松田太郎兵衛
堀 伊豆守		鳴海外記 岩田采女 坂井太左衛門 牧三郎兵衛 金子五兵衛	近藤新左衛門 坂田源兵衛 内田太左衛門	石黒覚左衛門 杉山市丞（寛永8～正保4死） 氏家内蔵允（寛永～天和元死）
典拠 「本多家文書一」表2の1・2	『加賀藩初期の侍帳』	「本多家文書一」表2の1・2	『加賀藩史料』2編	金沢市立玉川図書館蔵

そこで慶長16年9月に設置された5人の金沢屋敷奉行に注目したい。高岡在住の隠居利長所属家臣の一部が金沢に戻され利常家臣に編入された際、金沢城下の武家屋敷割替を行ったことに伴い新設された役職であるが、惣構周辺の屋敷割や道路管理も担当していた⁽⁴⁶⁾。普請会所の職務の中で城下町の武家地管理と城内石垣普請は最重要任務といえ、このうち武家地管理を担当する「屋敷方」部局の祖型が慶長16年設置の金沢屋敷奉行であった。これが普請会所の屋敷方として編成されたのは、元和期まで下るが慶長16年以前ではないので、普請会所設置は慶長16年以後といえる。また石垣普請に不可欠の専門技術者穴生の詰める部署は「穴生方」というが、普請会所に穴生方が編成された時期も、元和期と推認するのが妥当であろう。前田家における藩穴生の召抱経緯は、拙稿で詳しく述べたことがあるが、藩穴生の人数が1・2名から6名に急増したのは「寛永4年侍帳」までの時期で、坂本穴生の戸波駿河らを前田家中として招いたことが増加原因であった⁽⁴⁷⁾。元和6年からの大坂城再築公儀普請において他の西国大名に劣らぬ石垣構築の公役を果たすため増員したとみるのが妥当だろう。元和6年の大坂城第1期公儀普請終了後、前田丁場に孕みがあり幕府普請奉行から築き直しを命じられたが、これを普請惣奉行であった年寄衆（本多・横山両老）が断固跳ね付けたという逸話があり、これを裏付ける藤堂高虎の指摘もある⁽⁴⁸⁾。元和8年に、篠原家所属の後藤彦八が石垣秘伝書を持って利常直属の穴生に召し抱えられたので（「金沢城石垣構築技術史料」）、元和後半は藩御抱え穴生の急増期であった。これを背景に元和6～9年頃、穴生方・屋敷方を擁した普請会所が出来たのではないか。一方で慶長20年4月の「金沢町中役儀被仰付覚」に「町奉行兩人」の歳暮礼儀・年頭礼儀等を定めた箇条があり⁽⁴⁹⁾、これが金沢町奉行の初見とみられ、金沢町奉行と町会所は元和元年までに成立したと判断される。常設の藩政機関としての普請会所に先だって町会所が設立されたが、普請会所もこれに刺激され整備が急がれたのではないか。元和期前半にまず屋敷方を擁した普請会所が先行して成立し、その後元和後半に穴生方も加えた普請会所ができたとも可能である。いずれにしても、元和期は藩直轄の蔵入地等の地方支配体制が整備され、藩制成立の画期とされた時期でもある⁽⁵⁰⁾。普請会所・町会所などの常設藩政機関の整備期としてこの時期をもっと注目してもよい⁽⁵¹⁾。しかし、常設機

関の設置がストレートに藩直営の造営体制の強化につながったわけではない。

3代藩主利常の下で普請会所が元和期に成立したことに伴い、慶長期に存在した家臣団中心の割普請場が衰退の道を辿ったと推定されるが、次に掲げた寛永15年の普請奉行宛「定書」⁽⁵²⁾から寛永期の普請奉行の仕事ぶり、普請会所が直面していた課題が窺えるだけでなく、割普請の変質と衰退状況も看取できる。

<史料1> 定

- ¹一、御家中役人、毎日罷出候時分之儀、日之不出以前に御普請に取懸り候様に可罷出候、若日出候而罷出候者於有之者、着到に付申間敷事、付、出不参之儀八、三日之不参に可申付事、
- ²一、其日之町場、奉行人見計申付候、御普請役人何かと理申候共、杖突指出佗言之族有之間敷候、然上八、奉行人当置候丁場、用捨有之間敷候、若仕不届役人於有之者、為過怠其日ヲ不参に可申付候、杖突之手前八、品により過怠可申付事、付、組切割町場之儀者、組々可為裁許次第事、
- ³一、朝御普請に罷出、其日之奉行人より申付候様子不致承引、御普請にも不取付、申破、町場ヲはつし候役人於有之は、惣役人八壱人に付三日之不参、統領人之儀は、壱人に付六人宛之可為不参事、
- ⁴一、每晚役人罷歸り時分之儀は、其日之奉行人指図次第たるへし、但、請取普請に候者、其丁場仕廻次第に奉行人に改相渡シ納得之上を以可罷歸事、
- ⁵一、金沢之外在々所々へ罷越役人之儀、或八道中之作毛ヲふみあらし、或八立毛を盗取不申様に与々奉行人并杖突より急度可申渡候、宿賃之儀は御定之通当座に相渡、宿主より切手を取、杖突方に請取置可申事、付、戸室山并わく木山より、役人金沢へ罷歸候時分、竹木・柴・杣によらず盗賊之者於有之八、曲言に可被申付事、
- ⁶一、御植木并川石釣リ之者によらず、道中にて道ヲせはめ、上下之者に対シ理不尽之儀無之様に其所之奉行人并杖突より急度可申付事、
- ⁷一、御普請場におみて、杖突之刀・傘、役人之脇刺停止之事、
- ⁸一、杖突・役人に不寄、丁場におみて申分仕出候者、理非に不立入、手出之者、其日之奉行人急度可申付候、自然疵付候者、双方共に押置、御普請奉行衆へ申理、何篇にも指図次第に可仕候、若於其場、わきより馳集、鼻負之沙汰仕者於有之者、縦親子兄弟たりと云共、曲言たるへき事、
- ⁹一、所々丁場、奉行人より其日之普請之様子、出人并栗石之坪数相改、毎晩会所迄、はがきに令判形可指越候、然上は朝番・昼番共に立揃、御普請之体吟味可有之事、
- ¹⁰一、何方之御普請にても、役人四度食給申儀堅停止候、縦其主人私として給させ申候共、役人手前為過怠、其日不参に可申付候、杖突も同前たるへき事、
- ¹¹一、杖突・役人によらず、其日之奉行人申渡候義承引不仕候者、いか様にも可申付候、若手向候者、不及理非当座に成敗可仕候、杖突より役人に申付候義異儀ヲ構候者、急度打擲可仕候、誰々之者に候共、其主人より申分有之間敷候事、
- ¹²一、杖突、自分之用所として町場をかゝし、御普請に情を不入者於有之者、其主人に相理り、杖突に出シ申間敷事、
- ¹³一、川石・栗石寄之役人、徒ヲ匠、古川除之石并石垣をはつし、或八水道或は所々見々石、いつれにても盗取申者於有之者、見付聞付次第にからめ取、御普請奉行衆迄渡置可申候、若手向仕におみては、当座に成敗可申付事、
- ¹⁴一、杖突共手前之儀八、下奉行中として定書申付趣、無相違様に可申付事、
- ¹⁵一、壱与より兩人宛罷出候下奉行之儀、壱人八会所、壱人八御町場へ替り々々に罷出、御普請之もくるミ、并町場之割符可仕候、然上八下奉行之内壱人被出候衆於有之は、千石之触役之内五百石引可

申候事、

右条々、無相違様に堅可被申付者也、

寛永十五年四月六日

(長知)
横山山城守
(政重)
本多安房守

近藤新左衛門殿

別所勘右衛門殿

坂田源兵衛殿

内田太左衛門殿

この「定書」は、前田領の各所に展開する普請場（川除・道橋・石切場等）で働く「役人」・杖突に対する取締り規定であり、発令者は元和元年以来利常政権を補佐した本多政重・横山長知の兩年寄で、宛所は普請奉行と解される⁽⁵³⁾。15条にわたる縮方規則が規制の対象としたのは、家中役人（家中奉公人）が主体であるが、史料中「役人」とされた中には、日用や藩直属奉公人も含まれていたと解すべきであろう。元和以後の城普請の労働力は、まずは従来通り家中役人（家臣が普請役に応じ負担）や日用に依存していたが、慶長期までしばしば動員できた村請夫役の徴発が減り、藩直属の武家奉公人の登用が広まった点が大きな変化であった（拙著2008）。

家中役人・日用・直属奉公人等は作業場では10～20名の班に編成され使役されたが、班ごとの人足頭のことを「杖突」という。家中役人等の中から熟練者を選んで登用したものであろう。この「役人」と杖突が普請場を監督する奉行人の指示に従わず、遅刻・欠勤、罷業、喧嘩・乱暴などの狼藉を再三引き起こしていたことがわかり、その取締りがこの法度の目的であった。彼らの傍若無人で血気盛んな様子が15カ条のあちこちに看取できる。その中で興味深いのは、杖突は刀・傘を使える身分であるのにたいし、家中役人等は脇刺を通常指していたことがわかる点である。しかし、普請中はそれらの携帯・着用は禁止されていた。また家中役人には主人があり、主人から食物が支給されることがあり、不埒な家中役人が奉行人の命令に従わず成敗されたり、杖突から打擲されても「誰の家来であろうと」主人から「申分これあるまじく候」と下達されていた。家中役人というのは、主人を持ち、主人から無礼討ちされても文句のいえない私的従者であり、主人から食料が下付され、喧嘩や裁判沙汰になれば保護や加勢があったことがわかる。

寛永期の藩直営の普請場に上記のような家中役人や杖突が多数投入され、彼らの喧嘩・騒動、不埒、欠勤・怠慢、不服従に厳しい態度で臨むことが藩の基本姿勢として普請奉行に示されたのが、この定書であった。各普請場で彼らを直接監督していた「奉行人」は日替わりや当番制でその役目を果たしたためか、その管理は脆弱であった。それゆえこの定書で、普請奉行を介し普請場の規律強化に向かったのである。

この普請場定書によって、藩直営の普請場に多くの家中役人が提供されていたことがわかったが、それは加賀藩の知行取家臣が負担した普請役による出夫であった。開始時期は不明であるが、近世初頭から前田家中のうち百石取以上の給人は、千石につき3人の家中役人を提供する義務があり、これを普請役という。千石未満の者は、数人で組を作り所定の人数を出したと推定されるが、元和以後は銀納になった（拙著2008）。また慶安元年以後万治3年までの法改正で、千石以上が負担する3人の家中役人負担のうち1人は人（役小者）で2人分は代銀となり、家中役人の提供数は3分1となり大半が代銀役となった⁽⁵⁴⁾。家中普請役は石高基準で賦課されるが、藩の重職や重要な御用に従事しておれば普請役を軽減または免除する特典があった。最後の箇条で普請場に「下奉行」を提供した家臣は千石取なら五百石引に普請役を軽減するとしているので、役引による普請役免除規定が寛永15年以前から

あったことがわかり興味深い。

2条目は、奉行人がその日の丁場割を行い役人・杖突を配置させると指令し、その指示になにかと理りを入れる「不届仕る役人」がいたなら、容赦なく罰し、その日は欠勤扱いとすると命ずるが、但し書で、「組切の割町場の儀は、組々の裁許次第たるべき事」と述べた点が重要である。藩直営の丁場で不埒を働く家中役人等には上記の罰を与えるが、「組切の割丁場」では、それぞれの組の裁許に委ねるというのである。この定書15カ条が適用される藩直営丁場のほかに、組裁許ごとに家中役人や日用を使役・管理する「組切の割丁場」すなわち家臣たちの割普請の場が存在したことを示す重要な文言であった。この文言が、加賀藩内の普請場で割普請組織が編成されていたことを示す唯一確実な文字史料であった。しかし、割普請の衰退・変質期になって表れた文言なので、割普請が城内の石垣普請場で広くなされていたということはできない。もし藩直営丁場のほかに「組切の割丁場」が設定されていたなら、そこでは担当の組裁許人が独自に差配したというほどに解釈しておきたい。

最後の二カ条にみえる「下奉行」も藩家中から提供された現場管理人である。11条目で杖突の人選について、私用で丁場を欠勤するような無精者は杖突にふさわしくないので、主人に断り、杖突として出さないよう命じているので、下奉行も杖突も普請役を負担した家臣団から提供するものであった。14条目で、下奉行に杖突どもを管理統制する法度を定め置くように指令しているので、藩直営丁場で働く家中役人を効率的に働かせるため、家中役人の主人である給人のほうから下奉行2人と律儀な杖突を送り込み、現場規律の確立につとめたことがわかる。つまり、藩直営丁場の家中役人は、当座の現場監督である奉行人が管理したが、十分に統制出来ていないので、エキスパートである普請奉行にそのバックアップを行わせたほか、家中役人の主人側からも下奉行・杖突を出し、現場人足の監督を強化していたことがわかった。下奉行は家中の各組ごと2人提供し、1人は会所に詰め、1人は丁場の現地に出て、その御普請の目的を周知させ、丁場割を決める仕事などに従事した。藩直営丁場に、家臣団側から下奉行・杖突を出して現場管理の脆弱さを補強した点が注目されるが、その背景として、城普請ほか多くの普請場が藩直営となったのに、普請会所の機能拡充と監督強化がないまま、普請現場の管理が出先の奉行人など外部機関に任されるという状況が想定できる。

上記から家中普請役にもとづく家中役人提供の歴史は相当古いことが窺える。慶長以前の居城普請、天下人の公議普請において、多くの家中役人が普請現場に投入され、割普請の中心労働力として活躍したことが前提となっており、上記の寛永15年普請場定書が出されたのであろう。したがって、元和7・8年の本丸改修、寛永8・9年の二・三の丸改修などの石垣普請丁場に、家中役人主体の「組切の割丁場」が存在したとみても何ら問題はない。そのほかに藩直営の丁場があり、高岡城普請でみたように、それが城の主要な普請場を独占するような状況にあり、元和・寛永以後ますます拡充したと想定している。藩直営丁場に投入されたのは、直屬奉公人・日用に限定されず、多くの家中役人が投入されたのは、家臣団請負の割普請場の衰退に伴う現象で、出来たばかりの普請会所は、そのような藩直営普請場を厳格に管理できていない。それが寛永15年の普請場定書から窺えた前田家の普請場の状況であった。慶長以前からの「二元的な普請組織」は寛永15年まで維持されていたが、家臣団による割普請組織が作動できたのは、おそらく城内の石垣普請など特別な工事に限定され、城下町の道・橋・川除等の普請場の大半は直営丁場であり、常設機関である普請会所と普請奉行の関与が寛永後半から大きくなったとみるべきなのであろう。

二元的な普請体制から藩直営体制へと一元化する過程で、寛永15年普請場定書でみた家中役人の管理統制にてこずるという問題が発生したが、その処方箋として下奉行による現場管理、杖突の統制強化、杖突の人選吟味が打ち出されたのである。万治以後は別稿2015で考察したように、提供される家

中役人は大幅に縮小、藩直属奉公人の更なる増加のなか、藩直営の普請組織は割場・普請会所・町奉行所等が協力連携して統括されるものへと変容し、家臣中心の「組切の割丁場」は結果的に消滅した。寛永期はその過渡期と考えられる。

「三壺聞書」は元和7年、寛永8年の御殿作事に関する逸話を記録するが、御殿等の建設用材は場合によって秋田杉（太閤板）や下北半島（翌檜）から求めることあったが⁽⁵⁵⁾、三カ国の山林から伐採し搬送したケースも多く、それらの搬送人足は寛永期に発達した郡役のシステムを活用し対処したことが各地の十村文書等から判明する⁽⁵⁶⁾。年貢諸役に加えて、郡人足や郡中割符銀など郡村費負担で、石材・庭石・材木などの城郭資材が調達されたが、その負担は村に重くのしかかった。他方で、それは郡村民の誇りにもなった。城普請は村の経済を圧迫する要因の1つであったと同時に、領民を「前田家の民」であることを自覚させる結縁の場でもあった。

(2)大坂城公儀普請にみる割普請組織

近世城郭石垣の完成された様式を、われわれはいま元和・寛永期の公儀普請で建設された大坂城石垣や江戸城石垣の遺構で確認できる。元和・寛永期大坂城石垣の技術的達成へ至る道筋を、この公儀普請に参画したのべ64大名のうち、とくに前田氏・黒田氏・肥後加藤氏・池田氏・細川氏などに絞り、石垣技術の系統的検証を最近行った。その成果を簡単にまとめるなら、慶長～寛永期の上記西国大名の居城における石垣様式と彼らが公儀普請の場に残した石垣様式（慶長15年の名古屋城遺構・元和6～寛永5年の大坂城遺構）を、a布積み様式への移行、b隅角部石材の規格化・切石化、c隅角の反り勾配、という三点を基本視点とし比較検証した結果、大名個々の個性がある程度系統的に把握でき、均一で規格性の高い様式へと統一されてゆく過程を、大名ごとの個性に注意しつつ具体的に検証できた⁽⁵⁷⁾。とくに、公儀普請の場で元和以後、石垣様式の統一が急テンポで進み、寛永期に均質化された石垣様式が全国の大名城郭に及んでいくことが展望された点は重要である。しかし、上記の三指標における様式変遷の影響は金沢城石垣でも明確に読み取れたが、金沢独自の個性は様式共通化の流れの中にあっても消えることなく残ることも指摘された。公儀普請を契機に大名居城に、公儀普請の場で提示された先端的だが画一化された石垣技術が一方的に摂取されたわけではなく、公儀普請に参画する以前から持っていた前田家独自の「落とし積みの乱積」や石垣表面を平滑にしない技法・技術は、寛永以後も粘り強く保持されたことなどが確認できた⁽⁵⁸⁾。

このような検証を通して、元和6～寛永5年の徳川期大坂城再築公儀普請が近世石垣技術に与えた影響力を、石垣様式の比較検証から明確に示すことができた。つまり、近世石垣技術の達成というべき、割石布積みと隅角の切石算木積、独特の反り勾配をもつ高石垣の姿は、寛永元年・5年の大坂城2・3期普請で達成されたが、それは慶長期の公儀普請を主導した西国大名の技術をベースに徳川幕府の普請奉行・作事奉行・石垣ブレイン（藤堂高虎・小堀遠州・公儀穴太戸波氏など）によって、意識的に選ばれた技法・意匠であったことも展望できた。さらに、こうした動向が大名居城に対する規制と同時に生じたことにも注意しておきたい。

徳川幕府による大坂城再築の造営体制については、これまで石垣刻印や丁場割絵図・文献などによって、動員大名を4組または5組に編成する大名組という形での割普請体制が周知され、彼らを競わせたことまでは解明されているが⁽⁵⁹⁾、個別大名が担当丁場でどのような普請組織を作り幕府の要求に対処したかという点は、必ずしも十分に研究されたとはいえない。白峰旬・北野博司らの研究成果をみる程度で⁽⁶⁰⁾、徳川期大坂城再築で最も多くの面積を担当した前田利常について⁽⁶¹⁾、どのような普請組織をもって3度にわたる公儀普請に対応したか検証する必要がある。

そこで、これまでの居城造営体制の考察で析出できた二元的な普請組織が、大坂城という公儀普請

のなかで、どのように活かされたか具体的に検証したい。前田家は元和6年から3回にわたり大坂城公儀普請に動員されたが、このうち寛永元年の大坂城本丸再築2期普請における割普請の動向を、動員された重臣（人持組頭本多家）の家に残った決算史料を分析することで示したい。

前田家が寛永元年の大坂城2期普請で担当した丁場は本丸北端の山里丸周辺で、地口間数でいえば高石垣は9口合計150間、その対岸の水敲石垣9口188間、山里丸・本丸の仕切石垣105間2尺で合計443間余となる。このほか山里丸枳形門の巨大な鏡積石垣（約46間）と京橋口の仕切石垣（95間半）も造営したので、地口合計はおよそ580間となる（木越前掲2012b、付載のB表）。この寛永元年の大坂城再築2期普請に前田家がどれほどの人員・資材を投入し、総経費はどれほどだったのか、これまでほとんど解明されていない。

[表2] 「本多氏旧記一」の大坂普請史料一覧

	作成 年月日	表題・内題（略称）	内容の概要	備考
1	寛永5年8月13日	大坂御二ノ丸南輪御普請惣目録帳 （3期普請 惣目録帳）	大坂城3期普請に動員された57大名（役高402万石余）が負担した石垣工事・石工事・土工事を工事種別ごとに施工惣坪数を示し、万石当たりの負担基準坪数を示したものの。3期普請の高割の基本を定めたもの。	木越2012で考察
2	寛永5年8月13日	大坂御二ノ丸南輪御石垣帳 （3期普請 前田組石垣帳）	3期普請に動員された前田組4大名が負担した石垣工事・石工事・土工事ごとに、高割された坪数を示し、前田組の負担坪数を集計する。	木越2012で考察
3	寛永2年正月23日	大坂御普請道具与中ト惣買并御自分二買申道具万入用御算用 （道具等万入用算用帳）	2期普請の本多組が出費した51貫761匁の内容を3グループにわけ43項目計上する。	表3の典拠史料
4	寛永2年正月25日	大坂御普請万入用之目録 （万入用帳）	2期普請で本多組が出費した総額87貫527匁の内容を、役人632人の飯米・薪代銀32貫（4項目）と、それ以外の支出55貫を12項目に分けて計上する。	表3の典拠史料
5	寛永2年正月23日	大坂御普請役人まかない入用之覚 （まかない入用覚帳）	2期普請での本多組の出費のうち、役人の飯米・薪代銀の積算基準となる米・味噌・塩・薪の月別の単価を書上げる。	味噌・塩などの単価
6	寛永2年正月23日	大坂御普請万入用之目録 （万入用帳）	2期普請での本多組出費総額87貫527匁の内容を、6項目の内訳数に集約したほか、6項目のうち、役人632人の飯米・薪代銀32貫（4項目）+路銭・宿賃を加えた35貫余、および役人小屋等経費7貫余（10項目）を計上する。	その他10項目は、本多家以外の1万2000石に賦課。表3の典拠史料
7	（寛永2年正月か）	去年大坂御普請中買物ならし覚 （買物ならし帳）	2期普請での本多組出費のうち、役人の飯米・薪代銀の積算基準となる米・味噌・塩・薪の月別の単価書上。	土俵・米俵・綱芋・味噌・塩などの単価

「本多氏旧記一」に載せる大坂城公儀普請に関する算用帳写は全部で7点が知られ⁽⁶²⁾、表2に示した。このうち冒頭の2点は寛永5年の3期普請に係る算用記録であり、岡田保蔵氏がかつて分析されたが(岡田保造1978)、最近拙稿でも改めて検討した(前掲木越2012a)。その際利用できなかった5点の寛永元年の算用記録について、今回作成意図・作成主体等を検討した結果、大坂城2期普請で前田家中がいくつかの割普請組織に編成されていたことがわかった。というのは、この5点は本多安房守(政重)率いる家臣団組織が元和9年11月から寛永元年10月の間に支出した経費を、本多組という割普請組織を構成する藩士たちに高割で負担させた算用記録であり、そこから本多組という割普請組織がどれほどの人員を大坂に送り、どのような支出を行ったか具体的に確認できたからである。

寛永元年の2期普請に関する5冊の帳簿の概略は表2の通りで、このうち寛永2年正月23日付の(6)「万入用帳」と同年正月25日付の(4)「万入用帳」が総括的な算用記録で、正月23日付の(3)「道具等万入用算用帳」は「家中役人」の飯米等以外の経費を詳細に集計する。これらを総

合的に検討した結果、以下のことが判明した。

〔表3〕 寛永元年大坂城2期普請における本多組の支出銀分類

本多組の支出項目（上段：大項目、下段：内訳）		大項目銀高	内訳銀高
A	役人632人の飯米・塩・味噌・薪代銀	32,185	
	11月18日～正月23日：8378人分 正月25日～10月2日：15万1486人		1,813 30,371
B	役人632人の金沢～大坂間の路銭・宿賃	3,804	*
	路銭 宿賃		3,581 223
C	惣日用・手木遣日用の賃金	11,857	
	日用銀惣負担（1日2匁なら3198人分） てこ遣日用2374人		6,395 5,461
D	御小屋等の建設・地代費など	4,348	
	役人小屋（226間×2間） 奉行人小屋62間半 惣小屋場の地代、道具		2,804 504 1,040
E	普請道具など買入代銀など	18,744	
	普請道具、自分買上類 加賀にて普請用意調え銀 御組の当番役人出入用		7,849 1,362 9,532
F	奉行人等への余荷	16,484	
	侍奉行への米 二歩役人118人の余荷		14,119 2,365
合計		87貫422匁	87貫419匁

（注）表2の3・4・6をもとに数字を整理したもの。銀高の単位は匁。

〔表4〕 寛永4年侍帳の人持組6組の構成

人持組頭 （石高）	組藩 士数	組全体の知行 高合計	組に属する主な人持藩士・備考
本多安房守 （5万石）	8	8万6235石	神谷信濃守・前田肥後（三左衛門） など8名
横山山城守 （3万石）	14	8万3480石	神谷式部・富田越後など14名
奥村河内 （1万3600石）	22	9万3430石	奥村因幡・成瀬内蔵助、青山伊豆・ 与三など22人
村井飛騨 （1万6900石）	15	8万4100石	山崎長門・安見隠岐・今枝民部・寺 西若狭など15名
長九郎左衛門 （3万石）	11	7万2030石	富田下総・小塚氏・永原氏など11名
岡嶋備中 （1万1750石）	17	7万6650石	前田対馬・小幡右京・不破彦三など
合計	87人	49万5925石	119万石のうち寛永4年家中知行人 1333人の総石高93万4千石

（注）「寛永4年侍帳」（『加賀藩初期の侍帳』所収）記載数値を集計。

の組に組織されたが、1組当たりの知行高は7万石から9万石であった。元和末期の侍帳では、人持組55人の合計知行高は48万6700石で（『加賀藩初期の侍帳』）、6組編成とみれば1組7～9万石の構成となる。実際に公儀普請役を賦課すれば必ず、何人かの藩士は藩の公職御用を理由に役免除されたから、7～9万石から1・2割程下回った高が賦課基準高になったと推定できる。したがって表4にみえる本多政重以下8人の藩士で構成された本多組（知行高合計8万6235石）では、数人に与えられた普請役免除分を除外した約6万2000石前後が基準高となり、これを基準に諸負担の均等割を表3の費目ごとに行ったのであろう。

加賀藩年寄役を慶長末より勤めていた本多政重（5万石）は、寛永2年正月、大坂城2期再築工事費の決算を行い、その総額を銀87貫527匁（以下では1匁以下略す）と集計した。その内訳は表3に示したが、大きく区分すると、出役した632人余の家中役人の飯米・味噌・塩・薪代銀（A：32貫185匁）と、それ以外（55貫239匁）に区分できる。それ以外の経費の区分の仕方は帳冊ごとに微妙に喰い違うが、B「役人632人の路銭・宿泊銭」3貫804匁、C「惣日用、手木遣日用の賃金」11貫857匁、D国元からの家中役人・奉行人が詰める「御小屋等建設代銀・敷地地代など」4貫348匁、E「普請道具類・文房具・資材等購入費」18貫774匁、F大坂に出役した「奉行人等余荷銀」16貫484匁、に細分できる。これらの経費は「高百石当たり何匁」と計算されたので、高割負担によって決算されたといえ、高割の基準となったのは6万2000石という数字であった⁽⁶³⁾。

この高割基準の数字は、本多家の知行高5万石を上回るものであり、本多家以外の数家の知行高を加えた合計高と推定できる。参考のため寛永4年「加賀藩侍帳」によって、加賀藩の軍事組織を概観しておく、表4に示したように基幹をなす軍団（備）は6つの人持組であり、87人の人持組の藩士（知行高合計は約49万6千石）が6つ

ここから寛永元年の大坂城公儀普請の前田家の普請組織は、人持組が請け負った組切の割普請組織と藩直営組織の2つに分けられるのではないかと推定される。加賀藩の大坂城2期普請は地口580間に及ぶが、その内訳をいえば、本丸北面山里丸周辺（9面）で150間、その対岸の水敲石垣（4面）で188間、京橋門裏仕切石垣（2面）で95間半、山里丸枳形門鏡積石垣約46間、本丸と山里丸境目石垣（5面）の105間、合計約580間となる。しかし、高石垣はの150間の一部だけなので、平均的な斜面高を15間と仮定し、の石垣の平均斜面高を10間、の平均高さを3間と仮定すると築坪は5600坪となる。これを8組で分担したと仮定すると、1組の分担築坪は約700坪となる。これを本多組のような割普請の1組織が請け負ったのである。

寛永5年の3期普請で前田家は、二の丸南石垣建設にあたり玉造口付近で約5100坪（高石垣3017坪、水敲石垣725坪、その他など）、地口233間（高石垣6面地口約140間、水敲石垣5面93間ほか）の負担を行った（木越2012a）。この前田家丁場に残る石垣刻印の特徴から北野博司氏は8つの工区に分かれていたと推定した（北野2012）。築坪5100坪を8組で分担したとするなら、1組当たり640坪となり、2期普請より1組の負担はやや小さい。寛永5年の3期普請では、狭間石・雁木石工事、土留石垣など比較的軽微な工区が相当あり、それら石工事等は町方商人へ請負させた可能性もあるので、各組の実働の負担は、もう少し小さいと推定される（木越2012a）。2期普請の工区を8組分担と仮定したのは、3期石垣に関する北野説に依拠したが、2期・3期の工区規模からみて矛盾はさほどないと思う。

2期、3期の前田丁場が8つの組で工区分担されたとするなら人持組6組だけでカバーできない。また人持6組がすべて動員されたかどうかは確実でなく1・2組除外された可能性も考慮する必要がある。したがって、8組で分担すべき工区のうち2～4組分については、人持組以外が動員・負担したと推定しなければならず、これが藩直営丁場ではないのか。おそらく馬廻組藩士（「寛永4年侍帳」で545人、22万4千石）と小姓組藩士（「寛永4年侍帳」で159人、約7～8万石）から選抜動員された普請組織で分担されたものであろう。藩直営丁場を実際に負担したのは、選ばれた一部の馬廻・小將士だが、経費負担は人持組以外の藩士全員に原則賦課され代銀負担を迫られたのではないかと推定される。藩直営丁場の経費を負担した石高は、前田家119万石のうち人持組士の総石高49万石を除いた70万石分と見込まれ、そのうち馬廻・小將士の合計知行高は約30万石、その他藩士の知行高等合計が約14万石、藩直轄地（蔵入地）高が約26万石であった。おそらく、様々な普請役免除を行うと、人持組40万石、藩直営40～60万石、合わせて80～100万石を対象に高割で普請経費全体の割付決算が行われたと、本多組の決算史料から推定できるのである。

この人持組40万石、藩直営40～60万石という想定は、公儀普請役は前田119万石の大名・家臣あげて役負担するものという観点からのものだが、実働の組織としては、人持組による割普請組織と馬廻士・小將組士が負担した藩直営丁場という二種類の普請組織が推定でき、前田家全体として8組前後の工区分担が可能であったといえる。そこで、本多組という人持組単位の割普請組織の内部の様子をもう少し確かめておきたい。

本多組の割丁場で実働した主役は家中役人と日用であり、これを奉行人および穴生・大工などの専門技能者が指揮した。本多組が国元から大坂に送り出した家中役人すなわち役小者と呼ばれる武家奉公人は表3に示した通り632人であった。前年11月18日から寛永元年正月下旬の準備工程でのべ8378人分の飯米・燃料代を支出したが、準備期間は64日であったから、632人のうち130人程が先陣をきって出役したのであろう（130人×64日）。続いて正月25日から10月2日まで本体工事に入り、その243日間に15万1486人分の飯米・燃料代を支出した（632人×243日）。悪天による作業中止があっても飯米・薪代は必要なので、1日分の飯米・薪代に243日を掛けると、おおむね前掲の銀高（飯米・味噌・塩・薪代

銀：32貫285匁)となる。

このほか「C：惣日用手子遣日用の賃金」の出費から、日用3198人と手木の者2374人が雇用されたことがわかる。243日のうち日用を雇用した日数がどれほどか不明だが、平均100日と仮定すれば、それぞれ日用32人と手子の者24人を雇ったことになり、632人の役小者に56人の日用を加え、本多組担当丁場の石垣普請が遂行されたといえる。三カ国からの村請夫役動員は確認されていないので、大坂城公儀普請は主に家中役人(役小者)と日用で対処したようである。

本多組の出費項目(表3)の中で、組独自に購入した普請道具費が多額であること、家中役人が寝泊まりする小屋や奉行人の詰小屋を本多組として建設していた点から、本多組という割普請組織が独立した組織として運営されていたことがわかる。また銀高の大きい「F：奉行人等への余荷^{よない}」についていえば、本多組の中で余荷銀を負担し合った点が注目される。本多組6万2千石という普請役負担単位から実際に大坂城に出役したのはごく一部の武士であり、多くの出役しなかった藩士は、出役した藩士らに対し弁済基準に基づき高割銀を負担したことが、この「余荷銀」費目から明瞭に了解できる。

大坂城普請は戦争動員ではなく普請の御手伝役なので、必要なは何よりも役小者・足軽といった力役奉仕の人材で、藩士(馬上の武士)は管理・統括者であり、さほどの数は必要なかった。だから本多組の一部が出役するだけで足り、出なかった藩士は出役した藩士にたいし「余荷銀」を負担した。この余荷銀を、藩家臣団全体で均等で負担するのではなく、本多組という人持組の一組織限りで負担した事実から、本多組が独立した普請組織として担当丁場を請け負っていたことが窺えるのである。

以上から、大坂城2期普請に動員された前田家は、藩家臣団のうち6つの人持組を対象に数個の割普請組織を編成したほか、馬廻組士・小將組士や藩直屬奉公人で構成された藩直営の造営組織もつくり、この両者を組み合わせて本丸北部の多彩な石垣工事の工区割を行い、迅速な御用遂行を目指したことが浮かび出た。元和6年の1期普請の際、本多安房・横山山城という兩年寄が前田家の普請惣奉行として全体を指揮したが(「三壺聞書」ほか)、惣奉行は藩直営丁場の指揮を揮うとともに、自分が組頭を勤める人持組単位の割普請場の指揮にもあたったと考えられる。

大坂城のような大型の公儀普請では、人持組に請け負わせた割普請工区と藩直営工区があり、それに対応した二元的な普請組織が想定でき、そのベースは高岡城でみた二元的組織にあった。ところが、万治元年の江戸城天守台石垣の公儀普請の造営組織をみていくと、人持組に請け負わせた割普請の徴証が全くなく、藩直営の体制ばかり目立つ。そもそも、この江戸城普請では天守台構築の石材は全て幕府支給ということもあり、大坂城再築普請とかなり事情が異なっていた。幕府の主導性が極めて強く、幕府が用意した大きな造営体制の一部に、個別大名の普請組織を組み込み特定の作業を請け負わせるものであった。これを担当した前田家も、大坂城の場合と異なり、大半を藩直営の造営体制で対処し、これを藩家臣全体に均等に割付した家中役人や役銀をもって決済した⁽⁶⁴⁾。家臣団の割普請体制を全く排除した万治の江戸城石垣普請の様子について、簡単に瞥見し本論の締めくくりとしたい。

万治元年に前田利常(5代藩主綱紀の後見人)と青年藩主綱紀に課された、この江戸城天守台石垣建設については、すでに北垣聰一郎・拙稿⁽⁶⁵⁾での言及があるが、普請組織の具体的状況は石野友康の近稿(石野2012)が有益である。「江府天守台修築日記」⁽⁶⁶⁾によれば、惣奉行3人のほか小奉行・脇奉行が置かれ、全体を統括した幕府の交渉にあたったほか、個別の作業ごとに石奉行・道具奉行などの実務担当の奉行人が配置され、幕命(100石当り100人役)に基づく1万人の労働力は、家中役人と村請夫役、そして江戸日用で構成された(拙著2008)。総経費の3千294貫匁のうち26%(銀852貫余)は、幕府から下付された扶持米・飯米代銀と前田家への「役知へ被下銀」であり、16%(銀528貫余)は江戸・金

沢の土蔵銀や進物等の収入銀によって前田家に環流する銀高であった。この2つの費目を除外した約1865貫匁(57%)が、前田家として負担すべき総額であったが、この普請銀高は、普請役高合計63万石(前田氏直轄分13万6562石と家中知行地分49万3152石)を対象に賦課されたが、当時の前田領の朱印高は102万石余であり(本藩と利常隠居領合計)、約39万石分が課税対象から除外され⁽⁶⁷⁾、これを「無役知」と記す。前田家家臣のうち役職や公儀御用従事者を対象に役高減免があったため、大名蔵入地でも半役とか三分一役などの減免があり、減免対象石高の合計が約39万石だった。なお普請役高63万石に課された公儀役はあくまで代銀負担を求めたので、江戸の丁場まで出役したのはごく限られた者たちであった。それ以外の多くの家中は高割銀の負担だけで済んだのである。

そもそも改作法断行(慶安4~明暦3年)によって、前田家家臣は知行所で直接年貢・夫役等を徴収することは出来ず、十村等がこれを代行する体制に完全に転換していた⁽⁶⁸⁾。したがって、家臣の夫役徴発権は失われており、夫役代銀納体制は安定していたから、家臣団として独立的な割普請組織をもつことは、もはや困難な状態にあった。寛永以後の割普請組織の衰退は著しく、寛永元年の大坂城の事例は割普請の最末期のケースといえよう。寛永16年の利常の小松城隠居をもって、割普請組織への丸請け体制はほとんど消滅したのではないか。さきにみた寛永15年の普請場定書はそのような過渡期の衰退を示す法度であった。

結語

3章にわたり初期金沢城の造営体制を藩政成立期の政治史の一貫として考察してみたが、推定や仮説提示にとどまった所も多い。しかし、推論の根拠や理由はできるだけ丁寧に示したので、今後の探求に向け戦略なり方向性を示せたのではないかと思う。

1章では、とくに城の使われ方に注目し初期の城郭構造を類推する手法を積極的に試み、初期金沢城の本丸の姿や築城体制をごくアウトラインに止まるが示すことができた。大規模な居城普請が我々の想像をこえる速さで建設された例は枚挙に遑がないが、その謎を解明するには、工程・工期・工区割の計画手法、それを担う技術や組織を多面的に考察する必要があり、「割普請」の実体を明らかにすることは、その重要な一環と考え2・3章で、初期金沢城の割普請の実態解明につとめた。しかし、史料的制約に阻まれ、推測を重ねることになり課題を多く残すことになった。それでも初期金沢城の造営が、藩直営方式と家臣請負の割普請方式の「二元的な普請組織」をもって遂行されたという仮説を提起できた。この二元的普請組織は、慶長12年の駿府城公儀普請や元和・寛永期の大坂城再築公儀普請の場でも使われた可能性があり、居城普請の体制が公儀普請の場でも使われたことを示唆できた。公儀普請の場での造営体制と居城の場合では普請組織形成の環境・条件が大きく異なるので、ケースごとに相違があり、簡単に比較できない面があるが、二元的組織を駆使するという原則はおおむね堅持されたのではないかと考える。

ここで提案した二元的普請組織は、当時の国持大名の領国の支配構造の反映ともいえる。大名領は基本的に大名直轄地と家臣知行地という二種類の支配地に分かれ、藩政初期にあっては家臣知行地の支配は限定付きながら領主権が広汎に公認され、蔵入地と異なった支配が容認されていた。それゆえ、大名領あげて城普請の労働編成を実現するには、家臣の領主権に配慮した普請組織を作る必要があり、家臣団請負の割普請組織が必要とされた。しかし、当初から家臣団の個別領主権を制限し統一的支配を目指す大名と將軍権力は、大名直轄地で模範となる近世的広域支配を実現した上で、公儀役の人足徴発にあたり臨時的ながら家臣知行地へも権限を及ぼした。そのような強い大名権限をもとに構成されたのが大名直営の普請組織であり、小さな藩では当初から藩直営組織しかないことも想定してよい。

2章でみた慶長期までの二元的普請組織は、大名直轄地と大名の公的広域支配権に依拠した労働力動員体制と家臣団の個別領主権にもとづく労働力調達を基礎にしたものと考えており、元和・寛永期以後の二元的普請組織は、割普請組織の衰退期であったことから、家臣独自に所領から労働力調達できる階層は人持組という上士層等に限定されると想定し、馬廻組・小將組等などの平士層は藩直営丁場の組織に統合されたと考えた。

割普請組織と藩直営組織から成る二元的普請組織は、元和以前と以後で若干様相が異なるが、その背後に家臣の領主権の退嬰（給人知行の形骸化）、藩組織の拡充、そして割普請の激減という動向があった。元和年間と推定した城普請の常設機関としての普請会所成立は、そうした動向の指標となる出来事であった。寛永15年の普請場定書の中で初めて「割普請」の文言を発見できたが、すでに割普請は衰退の色を深めていた。大坂城再築2期・3期の算用記録も万治元年の江戸城天守台石垣の人足動員史料も、公儀普請の体制としては慶長以前に比べ相当変質したもので、日用、商人などへの依存が深まっていた。藩直営体制の拡充という方向は、商人や日用頭への依存度が大きくなることでもあった。天正・文禄期、慶長期、元和・寛永期と築城技術は長足の発展を遂げたといわれるが、同時に城造営体制と普請組織の変容のテンポも速かった。

元和元年の一国一城令・武家諸法度が城普請の技術と組織に与えた影響も大きかった。徳川幕府による大名居城の建造・修築統制が、寛永12年の武家諸法度等を契機に厳格となったのち、家臣団による割普請体制は加賀藩では消滅し、藩直営の普請体制が普請会所・作事所・割場など常設の藩機関によって担われた。その動向は別稿2015で詳しく検討したので参照されたい。17世紀中葉以後、石垣とその上に建造された天守・櫓・土塀・城門の軍事施設の形骸化が進み、大名の関心は政庁（御殿）である御殿の内部空間を演出することに移り、政庁に附属した茶室・別邸・庭園などが政治の場として重要性を帯びてくる。その結果、戦国期の城郭とは明らかに異なる城郭空間作りが展開したと考えられる。

本論では築城の体制をもっぱら石垣普請に象徴される普請・土木の面を中心に考察したが、建物の建設組織に関しては、慶長15～17年の尾張名古屋城における作事編成を考察した横田冬彦氏の労作がある⁽⁶⁹⁾。横田氏の研究によれば、城郭作事の体制は、幕府の作事奉行の下で組織化されるが、公儀御大工中井家による諸国大工の動員体制に多くを依存しており、家臣団の割普請などあり得ず、幕府や藩の直営体制が基本であった。こうした城郭作事の体制も含め、普請・作事全体を視野に入れた築城体制の究明も今後の大きな課題である。

【参考文献】本文中の（ ）内の注記で略記した文献リスト

『三壺聞書』金沢文化協会編1933年 石川県図書館協会再刊 1951年

『金沢城郭史料 加賀藩穴生方後藤家文書』石川県図書館協会 1976年（日本海文化研究室編）

『金沢城石垣構築技術史料』・石川県金沢城調査研究所編 2008年・2011年

『大坂城再築関係史料』大阪市史編纂所 2008年

『城郭石垣の技術と組織』石川県金沢城調査研究所編 2012年

『よみがえる金沢城2』石川県金沢城調査研究所編 2009年

『戸室石切丁場確認調査報告書』・石川県金沢城調査研究所編 2009年・2013年

『金沢城普請作事史料1・2』石川県金沢城調査研究所編 2013年・2014年

石野友康2012「万治元年の江戸城普請と加賀藩」石川県金沢城調査研究所編『城郭石垣の技術と組織』

木越隆三2000『織豊期検地と石高の研究』桂書房

木越隆三2003「元和～寛文期の金沢城修築について」『金沢城研究』創刊号

木越隆三2007b「近世後期、石垣構築技術秘伝の形成過程」『金沢城研究』5号

- 木越隆三2008a『日本近世の村夫役と領主のつとめ』校倉書房
- 木越隆三2010「石垣の伝統技術を探る」日本遺跡学会誌『遺跡学研究』7号
- 木越隆三2012a「徳川期大坂城石垣普請の造営組織と大名組の役割」金沢城調査研究所編『城郭石垣の技術と組織』
- 木越隆三2012b「徳川期大坂城普請丁場割図の分類と特徴」金沢城調査研究所編『城郭石垣の技術と組織』
- 木越隆三2013a「金沢城『寛文』石垣造営の背景を探る」『金沢城研究』11号
- 木越隆三2013b「戸室石切丁場の歴史と石引道の管理」『戸室石切丁場確認調査報告書』6章
- 木越隆三2013c「石垣普請の組織と穴太の役割」(シンポジウム「城郭石垣の技術と組織を探る」記録)『金沢城研究』11号
- 北野博司2001「加州金沢城の石垣修築について」『東北芸術工科大学紀要』8号
- 北野博司2003・4「金沢城石垣の変遷1・2」『金沢城研究』1・2号。
- 北野博司2012「大坂城再築普請における組織と技術」金沢城調査研究所編『城郭石垣の技術と組織』、
- 北野博司2013「遺構からみた徳川期大坂城普請の組織と技術」(シンポジウム「城郭石垣の技術と組織を探る」記録)『金沢城研究』11号
- 滝川重徳2012「金沢城石垣の変遷と特徴」金沢城調査研究所編『城郭石垣の技術と組織』
- 滝川重徳2013「金沢城石垣の変遷と特徴」(シンポジウム「城郭石垣の技術と組織を探る」記録)『金沢城研究』11号
- 白峰旬1998『日本近世城郭史の研究』校倉書房
- 白峰旬2003『豊臣の城・徳川の城』校倉書房
- 原昭午1981『加賀藩にみる幕藩制国家成立史論』東京大学出版会
- 宮武正登1996「肥前名護屋城の石垣について」『織豊城郭』3号
- 宮武正登1998「肥前名護屋城にみる豊臣秀吉の築城観」姫路市立城郭研究室『日本城郭センター研究報告』8号
- 宮武正登2013「名護屋城 豊臣秀吉が求めた城の理想像」『天下人の城』風媒社

[註]

- (1) 拙稿2015「金沢城の石垣技術と造営体制」石川県文化遺産学術委員会編『城下町金沢論集 城下町金沢の文化的景観と文化遺産群』1編4章の1節で日本の城郭史研究の動向を概括し問題点を指摘した。
- (2) 明治初期の旧城政策および明治6年1月14日に太政官から陸軍省・大蔵省宛に発令された「存城廃城令」(『法令全書』)に至る経緯は森山英一1970『名城と維新』(日本城郭史料館出版会)が詳しい。また一坂太郎2014『幕末維新の城』(中央公論新社)によれば、戊辰戦争から西南戦争までの10年間、意外に近世城郭を改変し活用したことがわかるが、最終的には近代軍制につながるものではなかった。
- (3) 大坂城については、岡本良一1970『大坂城』岩波書店、村川行弘1970『大坂城の謎』学生社、岡田保造1978「近世城郭における石垣刻印について—加賀藩前田家の場合—」『大阪成蹊女子短大研究紀要』15号、藤井重夫1982「大坂城石垣符号について」・内田九州男1982「徳川期大坂城再築工事の経過について」『大坂城の諸研究』名著出版、中村博司1986「徳川時代大坂城普請参加大名の編成について」『大阪城天守閣紀要』14号ほか『大坂城再築と東六甲の石切丁場』ヒストリア別冊などがある。江戸城については、村井益男1964『江戸城』中公新書、小松和博1985『江戸城 その歴史と構造』名著出版、北原系子1999『江戸城外堀物語』ちくま新書などが参考となる。
- (4) 滝川重徳2008「よみがえる金沢城と城下町」『近世の城と城下町 膳所・彦根・江戸・金沢』、石川県金沢城調査研究所2011『金沢城跡 二ノ丸内堀・菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓』、石川県金沢城調査研究所2014『金沢城跡埋蔵文化財確認調査報告書』など。
- (5) 見瀬和雄2000「金沢城の創建と前田利家」『石川県史だより』39号(同2002『前田家三代 利家・利長・利常』北国新聞社に再録)、瀬戸薫2000「『北信愛覚書』について」『加能史料研究』12号。
- (6) 原史彦2011「新出史料『前田利長書状 堀秀治宛』『堀家文書』『徳川秀忠書状越前宰相(結城秀康)宛』について」『尾陽』7号 徳川黎明会。その[補論二]で紹介された霜月15日付徳川秀忠書状(結城秀康宛:徳川美術館蔵)は「金沢雷火之儀付而、早々仰預、御飛脚御念入事候、無是非仕合候、猶大久保相模可申入、恐々謹言」と述べ、大久保相模守忠隣の名乗や宛名の「越前宰相」から年記を慶長5~7年に絞り、慶長7年10月晦日の金沢城本丸天守への雷火による被災情報を、福井城主徳川(結城)秀康から徳川宗家にいち早く伝達した書状であると推定された。越前福井へ徳川秀康(家康次男、秀忠兄)を配置したことの意味も窺える貴重な古文書である。

- (7) 岩澤愿彦1966『前田利家』吉川弘文館、矢野健太郎2011『豊臣政権の支配秩序と朝廷』吉川弘文館、『加賀藩史料』1編。
- (8) 城周辺で2点の金箔瓦が出土しているが、本丸建物のいずれかに使われたものと推察される。しかし、金箔瓦がどの時点で葺かれたか不明である。金箔瓦が豊臣家臣のうち、特別の待遇を得た大名に限定し許されたという明確な証明は、いまだなされていないが、叙爵した天正14年以後のこととみるのが妥当と考えている。
- (9) 石川県金沢城調査研究所2014『金沢城跡埋蔵文化財確認調査報告書』8章総括 357頁。なお石川県金沢城調査研究所2012『城郭石垣の技術と組織』の「資料：諸大名の石垣・1前田家(加賀)」参照。
- (10) 北野博司2001「加州金沢城の石垣修築について」は、天正期の石垣遺構も含め10期に区分するが、これまでの調査では天正期と積極的に判断するに足る資料を得ていない。今後の調査結果をまつしかない。
- (11) 「三壺聞書」の伝本は大きくいえば、14巻本と22巻本の2系統に分類でき、伝本の多くは前者に属するが、とくに石川県立図書館所蔵の森田文庫本は原本成立直後に写された善本であり、これを以下「森田本」と呼ぶ。22巻本は、14巻本を22巻構成に組み替えたものだが、典型的な22巻の事例は数が少なかった。金沢市立玉川図書館蔵(日置謙寄贈本)が代表的な伝本である。昭和6年に石川県図書館協会から日置謙の編集・校訂で刊行(昭和47年覆刻再刊)され、現在広く利用されている22巻本を「日置本」と呼ぶが、底本も文政11年写の日置謙寄贈本であった。なお「三壺聞書」の書誌については、拙稿2014「『三壺聞書』伝本を検証する」(『金沢城研究』12号)を参照されたい。
- (12) 濱岡伸也1997「金沢城の『慶長火災』について」『石川県立歴史博物館紀要』10号。前掲原2011で紹介された秀忠書状。「三壺聞書」に依拠した、元禄以後の多くの旧記類は、この事件を慶長10年と誤認したが、そこに「三壺聞書」の影響力の大きさを認めることができる。
- (13) 万治～元禄年間の景観を描く「金沢城内絵図」「金沢城絵図」の新丸に「津田玄蕃上ヶ屋敷」とある。万治年間に新丸に滞在した幕府目付の動静(森田盛昌著「自他群書」石川県図書館協会刊)などから武家屋敷が新丸にあったとわかる。
- (14) 「前田利家書状(富田治部左衛門宛)」富田文書(『新修 七尾市史3(武士編)』第1章 七尾市2001年)。
- (15) 「旧記」呉竹文庫蔵。なお前掲『七尾市史(武士編)』(以下この略称)は収録書目を「湊町旧記」とするが「旧記」が正しい。
- (16) 前掲岩澤愿彦1966、前掲『七尾市史(武士編)』。
- (17) 万治3年に長柄小者を動員したとき、石川郡家高数3170軒、河北郡家高数1810軒を役賦課の基準にしていたので、これを根拠に例示(「改作所旧記」上編、前掲拙著2008)。
- (18) 「三輪伝書」(松雲公遺編類纂)『七尾市史(武士編)』。
- (19) 穴太政洋氏所蔵文書(金沢城調査研究所2011『金沢城石垣構築技術史料』口絵・218頁)。木越2010参照。
- (20) 「三壺聞書」のこの逸話の信頼性は、東丸東面・北面に城内最古と比定できる石垣遺構(上部に小段もつ)が存在することで支えられ、また逆に石垣遺構の年代根拠は「三壺聞書」に求めるという相互依存関係にある。高石垣上部に小段(犬走)を設けて石垣を完成させたことに利長が「以の外御腹立」と不満の意を示したことは、利家と利長の間で城作りに対する考え方に相違があったことを示唆する。
- (21) 日置本「三壺聞書」巻7「宇治川をせき留給ふ事」(『加賀藩史料』1収録)。この項目を森田本「三壺聞書」巻5の同一項目と比較校訂すると後段部分で重要な相違があり、今後その意味や影響を考証する必要があるが、本文指摘箇所では根本的な相違はなかった。
- (22) 富田景周著『越登賀三州志』(文化2年序、文化9年藩主献上：昭和8年日置謙校訂、石川県図書館協会、1973再刊)。
- (23) 寛永8年8月付「堀五兵衛口上書写」(堀文書：石川県教委1993『金沢御堂・金沢城調査報告書』収録)は天正8年の柴田勢による金沢御堂攻撃の際、「金沢尾坂口にての合戦」に参戦したと主張し、三林善四郎は「尾坂大手に御門をかため罷有」と物語る。戦火を免れた建物に関し過大評価はできないが、阿弥陀像を確保したことは事実とみるべきで、これを西末寺に安置したことで城下町や北加賀の一向宗と前田家の融和が図られた。なお「堀五兵衛口上書写」の語る「尾坂大手の御門」は、寛永8年に存在した新丸を念頭に過去の出来事を説明していると解

積すべきで、天正8年までの尾坂大手は、北の丸周辺の新丸や河北門付近にあったと漠然と推定するほかない。この史料のみから金沢御堂の正門位置を論ずることも慎重にすべきと考える。

- (24) 森田平次著『金沢古蹟志』（明治24年序、昭和9年日置謙校訂『金沢古蹟志』、1976歴史図書社復刊）。
- (25) 拙稿2014「加賀前田家と高山右近」（『高山右近 キリシタン大名への新視点』宮帯出版社）。
- (26) 石川県教委・(財)石川県埋蔵文化財センター2002『金沢城跡 三ノ丸第2次調査・新丸第2次調査』によれば、新丸北部の調査区で16世紀後半に限定できる陶磁器等が多数確認され、下部遺構面は「町屋的な在り方」を示し、その廃絶期は16世紀末・17世紀初頭であると指摘する。この指摘は、現存の新丸大手が慶長4年末、利家死後の政治危機の中で造成されたとする森田平次の所説と矛盾せず傍証となる。また現存する尾坂門の鏡石積石垣は慶長後半期に比定されること、惣構建設は慶長4年と慶長15年に分けて建設されたのではなく慶長4年末～慶長5年に二重の惣構が同時に建設されたこと（拙稿2013「金沢の惣構創建年次を再検証する」『日本歴史』780号）など、最近の研究成果と矛盾せず、新丸造成は慶長4年後半から慶長5年とみてよい。
- (27) 後藤彦三郎著「文禄年中以来等之旧記」（後藤文庫、金沢市立玉川図書館蔵）。『金沢城郭史料』はじめ『戸室石切場確認調査報告書』、金沢城調査研究所編2013『金沢城石垣構築技術史料』で翻刻する。
- (28) 前掲『七尾市史（武士編）』344号 年記未詳・三輪伝書。
- (29) 前掲『七尾市史（武士編）』397号 年記未詳・三輪伝書。
- (30) 「万治已前定書」『加賀藩史料』2編。
- (31) 『加賀藩史料』2編、29頁頭注。
- (32) 静岡市教委1999『駿府城関連史料調査報告書 大御所家康の城と城下町』など。
- (33) (34) 「国初遺文」『加賀藩史料』2編（30・31頁）。『大日本史料』12編4・5巻（慶長12年3月～12月）によれば黒田家や毛利家も前田家同様、慶長12年4月前後から駿府城普請に対処しているので、畿内近国の小名・大名のみによる公儀普請という理解は修正する必要がある。
- (35) 「旧藩遺文」「乙夜書物」『加賀藩史料』2編。なお9月23日付利長書状（長好連宛・長家文書）は好連が「駿河御普請之様子具申越シ」たことに対する礼状（『金沢市史』史料編3）であり、長連龍の嫡男好連も駿府にいたことがわかる。
- (36) 石野友康2007「金沢城代とその職務」（金沢城調査研究所編『金沢城代と横山家文書の研究』）。
- (37) 古川知明2014「高岡城の築城と系譜」・「高山右近高岡城縄張説の検証」（古川『富山城の縄張と城下町の構造』桂書房）の16・17章。高岡徹2013「前田利長と高岡城 築城から廃城まで」『富山県高岡市高岡城跡詳細調査報告書』高岡市教育委員会。
- (38) 原昭午1981『加賀藩にみる幕藩制国家成立史論』東京大学出版会、大野充彦1982「前田利常政権の成立」『海南史学』20号、高澤裕一1992「前田利長の進退」『北陸社会の歴史的展開』能登印刷出版部。
- (39) 拙稿1989「慶長十四年高岡城普請における夫役徴発と地域編成」『北陸史学』38号、およびこれを改訂した「城普請における村請夫役と初期十村制」（前掲拙著2008の2章）で高岡城普請での村請夫役の動員体制を詳細に考察した。その成果は本文に要約したが、古川2014前掲「高岡城の築城と系譜」は、拙稿で紹介した能登における郡別・十村組別の夫役動員史料を、高岡城の普請丁場割を示すものと論じたが、これは史料の誤解と言わざるを得ず、到底認められない。夫役徴収単位としての家の軒数を「七十六間」などと記載することはよくあることで、これを堀普請の丁場長さとするわけにはいかないし、十村単位に丁場を割り振るという理解も無謀な解釈である。
- (40) 以下の考察に使用した利長書状や高岡城関係史料はすべて高岡市教育委員会2013『富山県高岡市高岡城跡詳細調査報告書』の文献史料編に掲載され、とくに重要な利長書状については拙著2008の2章の表1（72頁）も参照されたい。
- (41) 前掲古川2014「高岡城の築城と系譜」で利長書状の宛名と受命内容を対照させ、神尾図書が4月から9月まで一貫して普請の進捗に関与しているので、神尾が普請惣奉行であったと指摘した点は傾聴すべき指摘である。しかし、稲垣・松平・山崎らの職掌についての指摘はなお確定しがたい面があるので古川説にすべて従えない。実際に発給された利長書状はもっと多かったはずで、その一部を見ているという視点も必要であろう。
- (42) 濱岡伸也1995「二系統の『慶長金沢図』について」石川県立歴史博物館『研究紀要』8号、拙稿2003「元和～寛

文期の金沢城修築について、『金沢城研究』創刊号によれば、慶長期景観を描くと主張する金沢城図が2種類あるが、それぞれ欠陥があり慎重な史料批判をした上で使用すべきことが明確となった。近年の発掘調査の結果から、「主図合結記」系の縄張図は元和以前の本丸の姿に近いと推定される(註43「報告書」参照)。

- (43) 金沢城調査研究所2008・2014『金沢城跡埋蔵文化財確認調査報告書』によれば、元和7年の本丸改修で、元和6年まで存在した本丸西堀(幅20[㍎]、深さ10[㍎])の埋立、東の丸付段付近の虎口付替と石垣築造とともに、初期金沢城の本丸を西北部に向かって大きく拡張し、西北丸つまり現存の本丸曲輪が造成されたと推定する。かなり大きな改修といえ、金沢城3期石垣の多くがこのとき造成されたのであろう。元和6年以前の本丸・東ノ丸縄張の全容は完全に解明されていないが、発掘所見から奥向建物は本丸附段側(西側)にあった可能性が高くなった。なお本丸西側(元和以前の奥向側)に表御殿を移動させたのは寛永8年火災以後の改変で、西北丸での大規模な盛土造成は元和末期の工事とみられる。こうした元和末期の造成の動きは、元和7年の城郭修補願と願絵図に依拠したと推認される「主図合結記」系慶長図の本丸付近と一致する所が多い。現在の東ノ丸・本丸を区分した縄張は、元和7年の改修で立ち現れたとみて間違いなからう。また寛永8年大火後の城再建事業で、二の丸の東側に盛土拡張を行い三の丸との境に位置する曲尺折れ型の内堀が造成されたことも、平成9～11年の復元整備に伴う発掘調査で明らかとなり、万治・寛文期の金沢城二・三の丸の縄張景観は、寛永8年の修築工事で成立したことも明確になった(金沢城調査研究所2011・2012『金沢城跡 二ノ丸内堀・菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓』『同左』)。
- (44) 新谷九郎1936「加賀藩における集権的封建制の確立」『社会経済史学』6巻2号、坂井誠一1978『加賀藩改作法の研究』清文堂出版。
- (45) 藤井讓治2002「大名城郭普請許可制について」『幕藩領主の権力構造』岩波書店(初出1990年)、白峰旬1998『日本近世城郭史の研究』校倉書房。
- (46) 「慶長以来定書」「万治已前定書」『加賀藩史料』2編。
- (47) 拙稿2007「近世後期、石垣構築技術秘伝の形成過程」の第1表、拙稿2010、『よみがえる金沢城2』4章(126・7頁)。
- (48) 後藤彦三郎著「文禄年中以来等之旧記」(前掲『金沢城石垣構築技術史料』・『金沢城郭史料』収録)に元和6年大坂城石垣孕み出しの逸話を載せる。朝尾直弘が紹介した「元和六年案紙」によれば藤堂高虎は北国衆の石垣技術は「巧者」ではないと認識していた(白峰旬「公儀普請における諸大名の石材調達と石垣構築技術」『金沢城研究』9号)。なお「文禄年中以来等之旧記」の「往古御普請大奉行名前」の見出以下に、普請奉行として篠原出羽守・菊池十六郎・青山織部・青山将監・小幡宮内など11名を掲げるが、小幡宮内は寛文期の年寄衆で金沢城代を勤めた人物で、篠原出羽は前述の通り文禄元年の本丸高石垣造営の奉行であった。これらを普請大奉行とみなした根拠が不明であり、金沢城代や臨時の普請惣奉行などをランダムに掲げたものといえ、ここで問題にする常設機関である普請会所の長たる普請奉行とは異質な存在であった。また「御普請奉行起本」に挙げた宮崎太左衛門に「慶長元年十一月被仰付、役料式百石と御座候、慶安元年死ス」と注記するが「諸頭系譜」は宮崎の在職時期は慶安元年～延宝元年とするので、これも採用できない。
- (49) 「国初遺文」加越能文庫(『金沢市史』資料編6)、「慶長以来定書」所蔵不明(『加賀藩史料』2編)。なお、「天正十一～慶長三年 町奉行歴代帳」金沢市立玉川図書館蔵(『金沢市史』資料編6)も参考になる
- (50) 山口啓二1963「藩体制の成立」『岩波講座日本歴史(近世2)』岩波書店、拙著2000『織豊期検地と石高の研究』桂書房3章。
- (51) 元和元年の大坂陣終了後に本多政重・横山長知の両年寄が3代利常を補佐する体制が固まり、以後重要施策が本多・横山両年寄連署状で申し渡され、正保年間までの藩政の基礎固めに貢献したことは周知の通りである(拙稿2007「横山長知と藩年寄衆の成立」金沢城調査研究所編『金沢城代と横山家文書の研究』ほか)
- (52) 「国初遺文」加越能文庫(『金沢城普請作事史料2』収録)。「加賀藩史料」2編は所蔵不明の「慶長以来定書」から収録する。掲出にあたり「二」「而」「者」などの助詞は平仮名にして表記した。
- (53) 「諸頭系譜」によれば近藤は万治から普請奉行を勤める。別所は大坂城公儀普請の2期3期において藩を代表して出役した普請奉行で「下奉行」として公儀普請の記録に登場する(表1参照)。
- (54) 慶安元年6月25日「普請役定13カ条」(「典制彙纂」『藩法集4 金沢藩』創文社)の1条目に、3月1日から

11月晦日迄の間は「御普請三步役」の原則通り家中役人の徴発を行い、それでも不足する時は追加増人を普請奉行から触れると定める。ここから慶安元年までの家中普請役は千石3人の役小者提供の原則で実施されていることがわかり、周知の万治3年6月1日付「普請役定」（「御定書」『加賀藩史料』3・『加賀藩御定書』前編・『金沢城普請作事史料1』収録）でようやく千石3人役のうち2人役が銀役代納となったことがわかる。

- (55) 大日本古記録『梅津政景日記』寛永8年5月28日条に、金沢城焼失後の建物再建のため加賀藩から派遣された2人の材木買付藩士（三田村庄兵衛・副田権左衛門）が秋田藩家老の梅津氏のもとを訪問し、秋田杉の買付の便宜を依頼し供応をうけた。用件が終わると弘前方面に移動したと記す。
- (56) 郡役による城普請・作事用材調達への対応については、拙著2008の3章・5章で元和・寛永期の砺波郡、能登奥郡の事例を紹介し考察する。
- (57) 金沢城調査研究所編2012『城郭石垣の技術と組織』。拙稿2012「文化財石垣への関心と石垣技術史の最前線」『地方史研究』358号でその成果を要約し紹介した。
- (58) 滝川重徳2012「金沢城石垣の変遷と特徴」前掲『城郭石垣の技術と組織』
- (59) 前掲岡本1970・前掲村川1970・前掲岡田保造1978・前掲藤井重夫1982、前掲1982『大坂城の諸研究』など。
- (60) 白峰旬2003『豊臣の城・徳川の城』校倉書房、北野博司2012・2013「大坂城再築における石垣普請の組織と技術」など。
- (61) 周知の通り大坂陣で豊臣家を滅ぼしたあと2代将軍秀忠は、大坂城を接收し諸大名のべ64人を動員し、大坂城再築の公儀普請を遂行した。元和6年・寛永元年・寛永5年と三回に分けて実施した再築普請に、加賀藩前田家（領高119万石）は3回とも参加し、毎回大名組の筆頭として主導的役割を果たした。動員された64大名のなかで前田家の担当丁場は最も広く、大坂城石垣の立面積のおよそ4分1は前田家によって施工された（前掲岡田保造1978、木越前掲2012a）。
- (62) 加越能文庫蔵。金沢城調査研究所2008『石垣技術史料』に全文を翻刻し収録するので史料引用は略した。なお大坂普請史料一覧（表2）のうち2点の原本は本多蔵品館に所蔵され以前、館長のご厚意で拝見させていただいた。
- (63) 課税基準となる本多組全体の知行高合計は、表3の個々の算用帳簿のなかでは同一数値を示さず、ばらつきがあったが（6万2170石～6万1922石）、おおむね6万2千石前後とみて大過ない。本多家5万石に数千石の人持衆が数名加わり、約6万2千石で1つの割普請組織を形成したと理解できる。なお632人の中に「穴生仁左衛門」という石垣技術者や「小頭四人」が含まれ、彼らの飯米等の単価は少し高く設定された。また本多組6万2千石のうち本多家5万石と本多氏以外の1万2千石で異なる基準で負担するケースもあり、単純に掛け算をした数値とは若干齟齬が出る。
- (64) 「江府天守台修築日記」（加越能文庫蔵、金沢城調査研究所編2012『城郭石垣の技術と組織』に翻刻文収録）の冒頭で総費用を藩全体でどう負担したか割符原則を記す。なおこの史料の翻刻紹介は、すでに北垣聡一郎氏や見瀬和雄氏（『富山工業高等専門学校紀要』22号、1988年）によってなされている。
- (65) 北垣2003「万治元年江戸城天守台普請の原風景」『金沢城研究』1号、拙稿1996「江戸天守台普請に動員された百姓たち」『北陸史学』45号（拙著2008再録）。
- (66) 前掲注（64）。
- (67) 寛永11年および寛文4年印知での前田領（利常隠居領含む）の朱印高は102万石（拙著2000『織豊期検地と石高の研究』）であり、万治元年の公儀役も102万石が高割基準となったが、普請役免除が39万石分あり63万石分について役銀負担をさせられた。
- (68) 前掲新谷九郎1936・坂井誠一1978、若林喜三郎1970『加賀藩農政史の研究』上巻（吉川弘文館）など。
- (69) 横田冬彦1980「近世初期城郭における作事編成」『日本史研究』213号、同1981「幕藩制的職人編成の成立 幕府大工頭中井家の工匠編成をめぐって」『日本史研究』227号。

元治元年前田慶寧の退京・謹慎と金谷御殿における治療

池田仁子

はじめに

筆者はこれまで近世の生活文化史の中で儒者や医者、蘭学などの研究に邁進し⁽¹⁾、また、医者や医療について近世前期から順次考察しつつあったため、石川県立図書館蔵の「拝診日記」に取り組むことなく等閑に付していた。が、近世前期から後期までの侍帳より医者の検索や各時期の加賀藩藩主前田家の様々な医療の問題、城下町金沢の医療における社会的意義などについても、近年一応の考察を試みた⁽²⁾。ここに至り、本稿では右「拝診日記」を本格的に取り組もうと考えた⁽³⁾。

この「拝診日記」は実は、元治元年(1864)、次期14代の藩主になる前田慶寧の退京後の謹慎中における治療に関わるものである(詳細は後述)。しかしながら、幕末の加賀藩研究においては、政治史的視点からの論考は比較的なされているが⁽⁴⁾、慶寧の病気に関してはそれほど問題にされないか、もしくは少々触れてもごく浅いもので、退京の一因が慶寧の病気にあったことが指摘されつつも、この問題、或いはこれに関する史料もそれほど問題にされず、看過されてきたようにさえみられる⁽⁵⁾。

本稿では以上のことから、慶寧の退京・謹慎・病気治療について考察してみたい。まず初めに退京、謹慎拝命より帰国に至るまでの朝廷や京都、或いは幕府との関わりにおける藩の動勢を把握しながら、出京前から慶寧が病気勝ちであった点などについても見ていく。次に退京の主たる理由が病気にあったこと、帰国途中にて謹慎を拝命した様子、さらに「拝診日記」を中心に、金沢へ帰城後、金谷御殿における慶寧の病気の治療について考察し、治療に当たった多数の医者について整理する。最後に同史料の中から、慶寧の症状の推移や治療の内容について素描しつつ、慶寧の謹慎期間中の前半は、病気の治療に費やされた様子を考察する。このようなことから慶寧の治療方法に関し、前代と比較しながら、その特徴や当藩の政治史研究の中で慶寧の病気・治療が、希薄であった背景・理由等について、また、結果的に為政者の病気・治療が当時の藩中枢部にとって大きな問題であった様子を窺いながら、為政者側の病気・治療と政治史研究の関わりについて考えてみたい。

一 退京・謹慎拝命と帰国までの概要

(1) 出京前後の動勢

慶寧は兎角「気鬱」気味であったのか、弘化2年(1845)5月段階で、父斉泰が述べたことについて、近習の成瀬正敦は次のように記している。「筑前守(慶寧)様儀」は「丈夫」には見えるが、「兎角気鬱」になるので、「保養」として「懇二行歩」させたいが、在府中では保養が行き届かないゆえ、「国許ニ而御行歩緩々」させたい、そうすれば全く保養にもなるゆえ、当秋に国許へ御暇を下されたいと述べ、幕府に願い出ている(自筆、金沢市立玉川図書館加越能文庫「成瀬正敦日記」15巻、弘化2年5月18日条、以下原則として特記しない場合は同文庫に依る)。また、近習御用の加藤三郎左衛門自筆の「公私心覚」に依れば、慶寧が風邪を引きやすかった様子が散見される。例えば同年秋9月6日金沢へ初入国するが、翌々日の8日には「少々御不例」となり、藩医の森快安・加藤邦安の診療・治療を受けていることがわかる(「公私心覚」2巻)。

さて、慶寧の出京前年の文久3年(1863)より藩の動勢を窺い見ると、2月斉泰は將軍徳川家茂の供奉のため金沢を発し上洛、3月金沢に帰城する。また、この年幕府は禁裏守衛のため諸藩の藩士の出京を命じ、加賀藩は禁裏南門(のち中立売門)の警衛に当たる。一方、斉泰は藩老にいずれ隠退の意思のあることを表明し⁽⁶⁾、また、尊王攘夷を標榜して公武一致を図り、慶寧と再び上洛する意思を告げ

るが、8月斉泰は「当春以来脚気難仕、同氏筑前守（慶寧）儀も気鬱之症」であり、親子ともに病であるため京への出発を延期する（「御親翰帳之内書抜附録」上巻）。他方、この月朝廷は前田慶寧に上京を命じ、加賀藩に軍費3万2300両余の調達を命ずる（「公私心覚」「触留」「御用方手留」「近藤集書」21冊）⁽⁷⁾。翌元治元年に入り、2月8日斉泰は再度重臣らに致仕の意のあることを告げ、18日慶寧の病が全快したため出勤（金谷御殿から二ノ丸への出勤）することを告げたものの、すぐにこれを取り消しており（「筑前守様御用留写」）、まだ、慶寧が病気気味であったことがわかる。しかし、24日には斉泰は脚気のため、名代として慶寧に上京を命ずる。この旨在京の家老松平大弐のもとに伝えられ、且つ慶寧上京の御用として、慶寧御附頭の上坂丈夫（玉川図書館「諸頭系譜」に依る。加越能文庫「先祖由緒并一類附帳」では安政3年御側小將番頭、元治元年正月奥御取次）が京へ「急発足」するよう仰付けられる（松平大弐著「公私日録」2巻、明治期写、元治元年3月朔日条）。翌3月6日慶寧は斉泰の隠退の意を諒承、4月10日京都にて幕府は斉泰の代わりに慶寧の上洛を命じる。こうして、同28日慶寧は金沢を発し京に向う。しかし、藩内にはこれに反対する意見があった。これについて以下みていく。

(2) 出京延引意見と退京進言及び慶寧の病気

元治元年4月から8月18日までの出京延引・退京に関する家臣の進言と慶寧の病気に関する史料の事例を「表1」に示した。この表の1でわかるように、元治元年4月の段階で、上坂丈夫による「御上京御延引之儀」についてのの上申書が知られる。その主な内容は、「長州一条モ御沙汰止ニ」とは見えず、「攘夷ノ御決断モ」立たず、「長州征伐杯ノ御内評モ」あり、「御難渋之事件出来」するやも知れず、「昨年来病気未全快」ではないため、一先「京師之動勢御見据」えるよう進言するというものであった。

しかし、上坂の上申書は取上げられず、5月10日慶寧は京に到着、建仁寺に宿す。が、14日「少々風気」にて「御口中痛」（「公私日録」巻2）などの病のため、翌15日の参内を中止するも、24日幕府より禁裏九門外の見回りを拝命、翌25日慶寧は、京に名代や詰人を調べ、何れ帰国したき旨を幕府老中に願出、28日に初めて参内し天盃を頂戴する。6月には老中水野和泉守を訪い、攘夷実行推進の書面を上申、また、京騒乱のため一番手を発し九門外の見回りを行なう。こうして、6月下旬から7月にかけて藩は慶寧を中心に長州藩の赦免のため周旋する。

この間[表1]の2にみるように6月20日差出人上坂丈夫を初め慶寧御附頭の嶺・杉山ら13人（この内平田のみ詳細不明「諸頭系譜」）は、「松平大弐殿へ相達」として「速ニ御帰国」を進言する。その理由は「当今之形勢追日切迫」し、「御正論も貫通」成難く、「御家」（前田家）の「危急之場」になるやも知れないからとし、「尊攘之大義ヲ御主張」し、「速ニ御帰国」するよう進言する。そして、[表1]3のように、29日奥村伊予守は、長州が京の処々にて「屯集」するなど容易ならざる形勢の中、「極密之御儀」として、慶寧が前日より「御不例、御胸痛」等御病気のため帰国したき「底意」を洩らされたと報ずる（「御親翰留」）。長山直治氏はこの段階が慶寧の退京理由に上げている初見であると指摘する⁽⁸⁾。

7月朔日斉泰も病気ゆえ国政が行き届かず、致仕するため慶寧の帰国を告げる。一方では、同日付にて「表1」4に示したように上坂丈夫及び「大野木（御側小將頭「諸士系譜」）・山崎（慶寧御附頭「同」）ノ外一同連名」で奥村伊予へ重て上申する。その内容は「速ニ御帰国」が肝要で、滞京は慶寧の「御病気ニも御響」き、このままでは「禁廷・幕府」への御奉公もできない、ゆえに、残念なことではあるが、まず、帰国し保養を遂げるよう上申する。かくして、奥村伊予は慶寧の京引取りの決意を斉泰に告げ、7月5日斉泰は「御手前存寄通り此節に至り、病気申立帰国杯と申儀、不存寄事に候間、其心得を以、無泥助言可有候」と述べつつ、伊予の意見に基づき公武の処置に順応して行動す

[表1] 元治元年4月から8月18日までの退京進言と帰国に至る慶寧の病気に関する史料の事例

番号	記年月・日	標題 (主な内容)	差出人・ 作成者	宛所	典拠
1	子 4・	御上京御延引之義（長州一条も沙汰止みにならず、攘夷の御決断も立たず、長州征伐杯の内評あり、難洪の事件も出来し兼ね、昨年来の病気も全快ではないため、一先京都の動勢を見据えるよう上申）	上坂丈夫		加越能文庫 「雑記」9巻、 堀郁三郎編著（明治24年）
2	子 6・20	松平大弐殿へ相達之写（当今の形勢切迫、御正論も貫通し難く、御家の危急の場になるやも知れず、尊攘の大儀を御主張し、速かに御帰国のこと進言）	上坂丈夫、 嶺・杉山・笹（篠） 原・原・山路・堀・ 水越・沢田・小谷・ 山崎・奥村・今村・ 平田、右同意	（松平大弐）	加越能文庫 「雑記」9巻、 堀郁三郎編著 （明治24年）
3	6・29	（長州人処々屯集、慶寧昨日より御不例、胸痛、病気のため帰国したき底意、極密儀仰出の事等言上）	奥村伊予守		加越能文庫 「御親翰留」
4	子 7・朔	奥村伊予守殿等へ七月朔日重而相達ノ写（速かなる帰国と御保養が肝要、滞京は御病気に響き、朝廷・幕府へ御奉公も出来兼ねること進言）	上坂丈夫、 大野木・山崎ノ外 一同連名		加越能文庫 「雑記」9巻、 堀郁三郎編著（明治24年）
5	子 7	海津駅二而年寄衆江指出候写（京へ引返すよう仰の所、慶寧更に重症の為、寸刻早く御保養が必要につき）	上坂丈夫、 十一名連名		加越能文庫「雑記」 9巻、堀郁三郎編 著（明治24年）
6	甲子 7・25	海津駅に金沢へ言上之写（長州赦免に尽力、遂に長州追討の御沙汰となり、長州と合躰になってはならず、進退窮迫至極となり、且つ藩医・京医上申御容體書通り、一方ならぬ御重症となり、悪化進行なら万変の処置も廃欠、御帰国の上御熟定が要務）	上坂丈夫、 十六人連判		加越能文庫 「雑記」9巻、 堀郁三郎編著（明治24年）
7	7・26	（慶寧御病氣二付京へ引返には及ばず、御逗留、御保養の旨仰せの事達）	横山三左衛門	奥村伊予・長大隅 守・本多図書・山 崎庄兵衛・松平大 弐	加越能文庫 「御用方手留」 奥村栄通著、 明治期写
8	8・4	松平筑前守様御容躰書（五月頃より御感冒、咳嗽・痰血・発熱、御思慮多く精神衰弱、胸腹痛顕著、肝臓閉塞の為治療する。痛み・不眠不治なら、菲沃斯越幾斯も調進予定、治療授養専一のこと）	村雲御所御内 大村泰輔	（松平大弐）	加越能文庫 「御用方手留」 奥村栄通著、 明治期写
9	8・4	山崎庄兵衛等達（大村泰輔の診断結果、重い御肝癖の御病、長引くことも予想され、海津に逗留などにつき）	山崎庄兵衛・横山 外記・松平大弐	伊与（予）守等三人	加越能文庫「御用 方手留」奥村栄通 著、明治期写
10	8・18	（慶寧御謹慎中金沢へ到着、金谷へ御入二付留）	本多政和		加越能文庫 「諸事留牒」13巻 （明治期写）
11	8・18	（慶寧御謹慎中金沢へ到着、金谷へ御入、帯佩場より御居間先御庭へ御入につき覚）	加藤三郎左衛門		加越能文庫 「公私心覚」21巻、 加藤三郎左衛門筆

るよう命ずる。

(3)退京より近江までの動勢と謹慎拝命及び慶寧の様態

7月19日長州藩が挙兵して会津藩と衝突し(蛤御門の変)、慶寧は退京する。その理由については、表向きの建て前は長州藩との戦いを回避するためであったといわれているが⁽⁹⁾、これはあくまで、表向の建て前であって、藩政側の史料や「拝診日記」などを解読していくと、窮迫した複雑な情勢のなか長州藩との戦争を回避しなければならず、慶寧の病気が次第に重症に陥ったことが、主たる理由だったと考える。

以下、これらについてみていくと、18日「何分御病氣被及御重症候」として京都警固の藩士を残して帰国する決意を公表し、翌19日京を出発(「御用方留」)、京に残った伊予守は、21日慶寧の退京理由を先達てより「御不例」として藩に報ずる(「京都御用状等内写」)。同22日齊泰は長大隅守に上洛を命じ、一方、慶寧は24日藩領である近江海津に着す。[表1]の5にみるように、翌25日、「雑記」巻9では上坂丈夫及び11名連名にて、子(元治元年)7月付で、「海津二而年寄衆江指出候写」には「今度大隅守ヲ以 筑前守様京都江御引返」すよう仰せがあったが、慶寧は退京後も「日々御肉疲」にて「御食用モ次第」に減じ、「寸刻モ早く御帰国御保養」が必要であり、さもなければ「御全快之処、千万無覚束、甚心配」であり、京への引返しは「中々」難しく、「御供一統御重症之御様子」と承知しており、引返しは「何様ノ変動モ」計り難い。昨今の形勢は止む無きことで、御帰国の上、巨細は中納言(齊泰)様へ言上し奉り、自分たち一同は「如何躰被処御嚴刑候共無遺憾」ことであると結んでいる。

また、[表1]6のように同様に「海津駅へ金沢へ言上之写」によれば、甲子7月25日付、上坂丈夫及び「十六人連判」にて長州赦免の周旋に尽力したが、「追々指迫り遂二(長州)御追討之御沙汰と相成」、「正義ヲ重シ長州ト御合躰」になっては「弥以不相成、御進退共御究迫至極」となり、且つ「予而へ御ヒ并京都医師山本大和守父子へ申上候御容躰書之通り、不一方御重症」であり、「此上御病氣」が募ったら「万変之御処置も廢欠」となる。寸刻も早く御帰国の上、御父子御対面の上、今後の「御処置御熟定」するのが御要務としている。

なお、「見聞袋群斗記」にも同様に「海津駅迄御出之処、御病氣追々相進候二付、同所二御逗留御止宿、禁裏御医師御頼、御療治御保養」されると見える。

続いて、[表1]7にみるように7月26日齊泰は、慶寧が病氣ゆえ、京へ引返には及ばず、慶寧に海津にて「御逗留、御保養」するよう申渡す(「御用方手留」)。晦日には、藩老横山三左衛門は書面にて奥村伊予に善後策を相談するが、この中で横山は「元来御守衛之御任」にも関わらず、「此度之御次第柄、御武門之御恥辱無此上御儀」というように、詳細な病状を知らされていないのか、慶寧に対し厳しい見解を表わす(「御用方手留附録」)。一方、7月21日付で、齊泰は藩老の前田土佐守殿宛で、慶寧への謹慎を申渡すために「急速出立」するよう達する(前田土佐守家資料館蔵)。そして、「筑前守様御親翰写」によれば、慶寧自身は「土佐守を以被 仰下候御趣意」につき「如何躰之義」を仰下されても「不論是非、臣子之大道二候間、聊異存ケ間敷義申立無之、幾重二も御下知相守」と述べている(玉川図書館河地文庫蔵)。

この間、齊泰は8月朔日付で二条齊敬に書を認め(「御用方手留附録」巻6)、長州の挙動に対し「御所向何之 御別条」もなかったことを承知し、慶寧の退京の訳が病気にあったこと、これにより朝廷に対し「申訳」なきことになり、「幕府より御守衛」を拝命されたにもかかわらず「迷惑至極」の事態となってしまったことなどについての「心底」を吐露し、「御執成」を依頼する。また、書中で齊泰は「仮令如何様病躰二罷在候共、戦争指起候節二臨ミ、引取候儀沙汰之限り、重き 御守衛之任を取失ひ、武門之道も難相立、何共当惑至極無申訳次第」に存ずると述べる。

こうした斉泰の慶寧に対する厳しい意見は、あくまでも建て前の意見であるものとする。したがって、従来いわれているように、あたかも斉泰と慶寧との間で親子の対立があり、斉泰が「激怒」し、慶寧を「監禁」した⁽¹⁰⁾、というのではなく、むしろ藩の立場としては大変な事態になったことに対する、あくまでも建て前上の言葉であると解釈される。なぜなら、慶寧が「気鬱」気味であることを承知していた斉泰は、立場上藩内外に対して前田家の威信・権威をかけて、そのように言わざるを得なかったものと解釈できるからである。後述するように後に慶寧に対して手厚い治療体制を組ませていることから、本音と建て前の違いを史料から読み解くことが肝要であろう。

さて、[表1]の8・9のように、「御用方手留」28巻によれば、8月4日村雲御所御内大村泰輔による慶寧の御容躰書及び山崎庄兵衛・横山外記・松平大弐による在京の「伊与(予)守等三人様」宛で達が出されている。以下、御容躰書を紹介しよう。

松平筑前守様
御容躰書

御從來御疾癘^{癘(朱にて訂正、以下同)} 疲^癘之御症被為 在候処、從去五月比御感^異被遊、御咳嗽・御痰血等被為 在、其後御寒熱往来、御腹中御牽急強往来時々御嘔氣、御飲食不進、御衰弱被遊候二付、八月三日奉窺候処、全 御思慮過多、御精神 御衰弱被遊候上、矢張寒熱往来、御腹中變急、以下病鞭胸腹苦満、御飲食不進、且肝臟閉塞、御痛被遊、腸胃汚物も少々被為 在候様奉伺候得者、御荊大柴^胡棚去、大黃加茅根、蒲公英根、且少々之御大便通被遊候様、御丸薬、少量之旃那、大黃或甘永^下下劑 御鎮嘔散御痛^江烘針御附ケ被遊、其御跡^江解凝之御附薬被遊、御不寝、或御痛強被為在候節者、菲活私^{沃(斯)}越成^藥斯調進仕度奉存候、此後肝臟^腫二被為成、且又肺病^彌増二被為成候儀も難計、不容易御症二被為 在候故、只今御治療御授養專一二被為遊候様奉願候、以上、

八月四日
村雲御所御内
大村泰輔

右史料の村雲御所は京都今出川村雲にあった日蓮宗の尼寺瑞竜寺で、豊臣秀吉の姉瑞竜院日秀尼の創建。徳川將軍家の庇護を受け、代々九条家ゆかりの者が住持を務めた。史料の差出人は、この村雲御所御抱えの医者大村泰輔である。同人は、万延2年(1860)孟春加州金沢の中村東平の跋文(序文は万延紀元中元後一日、得齋医叟)による「洛医人名録」に「漢蘭 外科 室町出水南 種痘科 大村泰輔 名重行 字萬夫、号藍涯、一号知止齋、又丹花堂」と記され、また、文久3年「平安医家大集」に「洛東(「漢蘭」の印)大村泰輔」と見える⁽¹¹⁾。これらのことから大村泰輔は、村雲御所お抱の漢蘭折衷医でもあることがわかる。このことは処方予定薬の西洋薬「菲活私^{沃(斯)}越成^藥」においても首肯できる。

容躰書の内容は、慶寧が従来「御疾癘疲之御症」という病気がちであり、5月頃より感冒のため御咳嗽・御痰血、発熱・腹痛・吐き気・食欲減退の症状がある。8月3日に問診し、「御思慮過多、御精神 御衰弱」のため容態がさらに悪化し、胸腹痛が顕著で、肝臟が閉塞していると診断。そこで、「御荊大柴^胡棚去、大黃加茅根、蒲公英根、且少々之御大便通被遊候様、御丸薬、少量の旃那、大黃或甘永^下下劑 御鎮嘔散御痛^江烘針御附ケ被遊、其御跡^江解凝之御附薬」を処方する。その後も不眠が続き、御痛も強いようなら「菲活私^{沃(斯)}越成^藥」を調進したいという。このように肝臟が腫れており、かつまた「肺病」がさらに悪化することも懸念され、容易ならざる「御症」であるゆえ「只今御治療御授養專一」にされることを願い奉るとする。

右の薬のうち、「蒲公英」は「ホコウエイ」と訓じるタンポポの根から製した消炎・健胃薬である。また、「旃那」はセンナという低木の葉等から作った健胃剤である。さらに、「甘永」は「カンコウ」

と訓じ、塩化水銀の一種で、カロメルである。「^{沃(斯)}幾^幾菲活私越成斯」は「ヒヨスエクス」と訓じ、ヒヨスの葉から製した粘った液で、鎮痛・鎮痙剤である。なお、先の7月25日では山本安房守父子が在京中の慶寧を診療していることがわかる。山本安房守(大和守、1795～1868)は天保元年(1830)典薬寮医師となり、弘化3年(1846)大和守、安政2年(1855)典薬大允となり、孝明天皇の診療を行なう名医で、天保12年には齊泰の生母栄操院の治療に金沢へ招請されている⁽¹²⁾。

次に、同じく8月4日付山崎庄兵衛の達の内容は、「村雲御所御抱分町医師大村泰輔」が診断した結果、慶寧の御容躰は「色々御症も入混候内、重モ二八御肝癖之御症」で、「御長引」ことも予想され、近江の海津に逗留している。また、大聖寺にて前田土佐守が海津への御使者を仰付られた旨等が報告される。右の「癩痺之症」「肝癖之症」について、詳細は不明だが、癩は腹の病であり、また、「肝癖之症」に関しては、例えば『国語大辞典』「癩癖」の項のところで、「癩」の字を「肝」の字に宛てている場合もあり、「癩癖」「肝癖」も同じ意味で解釈できるようであり⁽¹³⁾、これらは神経過敏による肝蔵・脾臓・胃腸など腹部の内臓疾患を意味しているようにもみられ、神経性内臓疾患とみることができようか。

ともあれ、8月7日には長大隅守が参内し、天機を奉伺、9日には前田土佐守が海津に達し、同10日付で、慶寧は病気とはいえ、退京に至ってしまい、天朝・幕府への仰訳が立たないため、御謹慎するよう土佐守をもって齊泰の命が伝えられる。こうして、11日慶寧は海津を発し、同日松平大弐は同地で自刃、18日慶寧は金沢に到着する。因みに、8月19日山崎庄兵衛・原田又右衛門・上坂丈夫らは御様子有りとして閉門を拜命、9月9日には藩医の内藤宗安は慶寧の御ヒを指除かれる。

(4) 謹慎拜命ののち金谷への帰殿

8月18日海津より金沢に帰着する慶寧は金谷御殿に入るが、その様子について「諸事留帳」(本多政和著、明治期の写)13巻によれば、[表1]10のように、元治元年8月18日条に「筑前守様海津御旅行中江御使者前田土佐守を以、御慎之義、被 仰進候付、今日御慎中之御着二付」と記され、すでに海津で謹慎が申渡されており、その謹慎中における到着であることがわかる。同史料では、続けて金谷では「台背(帯佩)場より御入、且又年寄中等御待受無之」と記されている。この帯佩場の位置について、「公私心覚」2巻、弘化2年12月16日条に、「当時御文庫・御馬場八無之、たみはい二而」と記され、少なくとも寛政期に存在した金谷出丸の御文庫・御馬場の所は、弘化2年の時点では、帯佩場に代わっていたことがわかる。なお、庄田吟右衛門が「成瀬正敦日記」18巻、弘化3年7月21日条によれば、「御近習之人々たいはい稽古方主付」を拜命している。

また、「公私心覚」21巻では、[表1]11のように、「筑前守様御病気」のため退京され、「御慎被 仰進候二付、金谷御殿入口御門ノ切之義、且金谷御門等も是迄御留守中之通、六時御縮」となった。4時過ぎ慶寧は御着殿になり、御附頭今村源兵衛が参上し、このことを齊泰に報告したこと、「御間之内、御駕籠之御都合も有之故、たみはい場より御居間先御庭江御入、御居間御椽江御駕籠昇上、御入」になったことが記されている。

二、「拝診日記」の概要と慶寧の治療医者

「拝診日記」(石川県立図書館蔵 k2885-102)の形態は袋綴、墨付67丁、タテ23.7×ヨコ17.2cmで、表紙には「元治元年八月 拝診日記 御医者溜」と記載されている。著者は不明であるが、拝診を担当し、医者溜に勤務した複数の医者が交替で記載したものとみられる。また、「加賀山徳文庫」の朱の印があり、これは、治療を担当した医者の文庫か、或いは金沢の書肆であろうか、詳細は不明である。ともあれ、冒頭部分を紹介しよう。

八月十八日

(朱の印)
「加賀山徳文庫」

学方

君平

元貞

筑前守様夕八ツ半時御帰着被為遊候事、

昼 玄昌

泊 恭葦

長谷川学方

右、学方義、当分^(平出)筑前守様御ヒ兼帯被 仰付候条、可被申渡候事、

右之通り不破彦三殿被申聞候段、成瀬殿被申渡候事、

子八月十八日

一、御導引御按腹指止候、

泊り 順道

筑前守様先達^ら御滞之处、兎角尔々不被為在、時々御乾嘔御不食被遊候、依而御薬左之通り奉調上候、

柳肝散加芍薬羚羊角

御兼用 半夏藿香湯

十七日

昨日夕御飯目

握御飯式ツ四匁

葛餅・水目共 拾二匁五分

右之御容躰二付、御医者壱人充、当分毎日昼夜相詰候様、湯原平馬申聞候条、小谷鍊太郎被申談候、依而御番割相調、左之人々、昼夜壱人宛、御番致候事、

横井元中 江間三折 黒川良安

魚住恭葦 関伴良 久保三柳

二木東庵 河合円齋 等廿人

都合廿人

(後略)

以下、医者の名前についての表記は、原則として初出のものを重視したが、次のように統一した。例えば、東葦(菴、以下同) 東庵、大安 大葦、祥庵 祥葦、恭庵 恭葦、西州 西洲などである。また、上記史料には医者8人の記名と都合20人とあるが、全体を通し、以降33人ほどの医者が治療に携わることになる。これら医者について、[表2]に示した。

[表2]においては、当該医者の本人またはその先代・先々代などが藩医として出仕・活動していた時期をみるため、*印は弘化元年(1844)「土帳」、印は文化4年(1807)~11年「帳秘藩臣録」記載の様子をそれぞれ示し、は人名の表記が同じ場合を表わす。また、分類の欄では、は侍帳等を中心にして、近世前期(元禄6年 1689 まで)の侍帳に初出の医家、は近世中期(享保9年~天明3年 1724~83)の初出の医家、は後期(文化元年 1804 頃~弘化元年)の4種に記載の医家を示す。は、弘化2年以降に藩医として登用された医家を、さらに は、これ以外を示す。この結果、33例中18例の半数以上が弘化元年以前に藩医として活動していた医家であることがわかる。残る15例がそれ以後に藩医に昇格した医者、もしくは御用医者ということになる。

また、個々の医者・医家についてはこれまで述べてきたが⁽¹⁴⁾、ここでは、初出の医者や叙述が不十分であった医家について紹介しよう。まず、後掲の[表3C][表3D]にみるように10月14日より慶寧の拝診が始まり、以後4回程鍼治療などを担当する[表2]6の不破文仲についてみると、弘化元年「土帳」には不和良伯、5人扶持、桶町、三巴、禅・全昌寺と記されている。また、明治3年「先祖由緒并一類附帳」は不破文作によるもので、その父は文中(文仲、嘉永3年没)である。当時不破家を相

[表2] 元治元年「拝診日記」にみる慶寧の治療医者

番号	医 者	侍帳等の記載状況、典拠等	分類	番号	医 者	侍帳等の記載状況、典拠等	分類
1	江間三折	* 300石、十間町藪ノ内、クヤウ、禪・棟岳寺		18	高嶋正平	* 正頼、120石、豎町	
2	久保三柳	* 200石、彦三7番丁、羽団扇、浄・極楽寺		19	黒川良安	弘化3年藩医、80石（黒川自然「先祖由緒一類附帳」）	
3	小瀬貞安	* 10人扶持、彦三7番丁、禪・普明院		20	高峰元桂	安政6年藩医、10人扶持（高峰昇「先祖由緒并一類附帳」）	
4	加来元貞	元達、10人扶持		21	山本文玄斎	元治元年藩医、100石（山本亮吉「先祖由緒并一類附帳」）	
5	藤田玄碩	藤田道仙倅、弘化3年、10人扶持（藤田道三郎「先祖由緒一類附帳」）		22	鮭延良節	弘化元年「土帳」に鮭延秀庵、15人扶持、江戸在住と記、「成瀬正敦日記」16巻に「鮭辺（延）良節」と記。	
6	不破文仲	文作カ。* 不和良伯、5人扶持、桶町、三巴、禪・全昌寺。（加越能文庫「先祖由緒并一類附帳」筆の不破文作の父は文中 嘉永3年没）		23	吉田淳庵	尊経閣文庫寄託史料（玉川図書館近世史料館）「跡目等諸事留書」慶応2年12月条。	
7	横井元中	* 「元仲」300石、彦三町長谷川学方へ同居、石竹ノ花、禪・広昌寺		24	吉益西洲	藩医吉益北洲の子（「吉益家系図」）	
8	魚住恭菴	道仙、200石		25	渡辺元隆	文久3年時、横山蔵人家中医（「役向日記」）	
9	八十嶋祥菴	東庵、200石		26	洲崎伯順	文久3年時、豎町の町医者（「役向日記」）	
10	桜井了元	* 10人扶持、右衛門橋高、丸ノ内二ツ引、禪・宝勝寺		27	二木東庵		
11	二木順孝	* 100石、才川荒町、一向（ママ）・高岸寺		28	坂春庵	（「坂春庵老」と称され、吉田元琇と毎度一緒に拝診）	
12	長谷川学方	* 100石、桶町、三巴、真・千手院		29	吉田元琇	（「吉田元琇老」と称され、坂春庵と毎度一緒に拝診）	
13	池田玄昌	* 「元昌」7人扶持、宗半町、丸ノ内笹リントウ、浄・弘願寺		30	畑 春斎	（眼科医）	
14	関 伴良	玄迪、5人扶持、		31	順道		
15	河合円斎	* 5人扶持、光岸寺、一向・越前勝縁寺		32	大菴		
16	片山君平	* 120石、小立野、葵崩、一向・長周寺		33	善哉		
17	片山亮雄	良雄、君平、遠平、「跡目等諸事留」「先祖由緒一類附帳」					

続していた文作が父の文仲の名を襲名したとみられる。

また、同表17の片山亮雄について、「跡目等諸事留書」元治元年2月7日条に「片山君平せかれ良雄」、7人扶持と記され(玉川図書館尊経閣文庫寄託資料)、また、「先祖由緒一類附帳」に元治元年9月慶寧の「日並診并御薬調合相見御用」拜命とみえ、亮雄は良雄と同一人とみられる。

次に22の鮭延良節についてみると、弘化元年「土帳」には鮭延秀庵、15人扶持、江戸在住と見え、「成瀬正敦日記」巻16、弘化2年12月15日条に、家督の御礼として「鮭辺(延)良節」の名が見えるゆえ、良節の苗字は鮭延であり、秀庵の嗣子として弘化2年相続したことがわかる。この後、良節に関しては同史料27巻、嘉永5年(1852)7月9日条に「江戸定府鮭延良節」と見え、また、「御用部屋日記」同6年12月27日条に「御住居附御医師」の「加番」として江戸藩邸の齊泰附医師に加わっていることがわかる。

さらに、23の吉田淳庵について、上記「跡目等諸事留」の慶応2年(1866)12月に「吉田淳庵御加増之義申遣」など見え、淳庵の苗字は吉田であることがわかる。また、24の西洲は京都町医者で弘化期に加賀藩医となる吉益北洲の嗣子であることは、「吉益家家系」で知ることができる⁽¹⁵⁾。

なお、[表2]の分類の27の二木東庵から33の善哉までの7人の詳細については今後の課題である。このうち、28の坂春庵と29の吉田元琇については、「拝診日記」に依れば、慶寧の治療の際は、毎度一緒に訪れており、兩人とも名前のあとに「老」が付され、年輩の医者であることがわかる。

さて「拝診日記」元治元年8月18日、慶寧の御ヒ兼帯を拜命した長谷川学方([表2]12)の家系については、「侍帳」「諸士系譜」「先祖由緒一類附帳」をも合わせて整理すると次のようになる。長谷川覚峯(越前生、医者、正徳元年金沢へ移住、寛延3年没) = (以下、養子を示す) 覚峯(公事場等三ヶ所御用を勤め、安永4年隠居、同8年没) = 学方(長崎外科中尾猶坦カに医術相伝、安永4年公事場等三ヶ所御用、寛政12年藩医、15人扶持、文化4年没) = 其翁(学方、茂、文化4年相続、7人扶持、同12年~14年「高御石垣御普請二付詰御用」、文政3年~7年「紀州華岡随賢青洲」へ入門、天保10年「明倫堂修補二付」医学指引、天保13年100石となり、藩主前田齊泰の治療に加わる。嘉永7年150石、のち200石、明治2年隠居) 六蔵(安政6年召出、7人扶持、文久元年医学指引、明治2年200石相続)と続く。このように、近世中期御用医者を勤めた町医者の長谷川家は、3代の学方が長崎外科の医術を相伝、寛政期に藩医となり、次の4代学方も漢蘭折衷医の紀州の華岡青洲のもとに遊学し、また、高石垣普請や明倫堂修補に際し、怪我人等の治療を担当、藩主齊泰の治療に当るなど躍進を遂げる。

また、長谷川学方のあと、慶寧の御ヒを拜命する山本文玄斎([表2]2)について、「拝診日記」元治元年9月2日より治療医師団に加わったことが記されているが、同10日条に「文玄斎義、今般御ヒ被仰付候二付、今日より御薬奉調上候」と見え、以後当番医者ら治療スタッフ達の統轄を担うこととなる。ここでいう御ヒとは、藩医ら治療スタッフの代表医師、侍医といえよう。さて、山本家の「先祖由緒并一類附帳」(明治3年<1870>山本亮吉)には次の如くである。山本権之丞(福井知行300石、のち浪人、大聖寺居住、宝永期<1704~11>没) 七郎右衛門(大聖寺藩召出、300石、諸士武術師範等、享保元年<1716>没) 清兵衛(武術申立、横山蔵人召抱、宝暦5年<1755>没) 和平(居合師範、文化13年没) 文玄斎(玄中、寛政期上坂平次兵衛手医者、のち町医、天保13年前田美作守家中医、嘉永5年没) 文玄斎(健、天保13年12月、前田美作守家中医7人扶持、嘉永4年60石、元治元年4月藩医、100石、同9月「知事様慶寧診并御薬調合相見御用」、同月「御同所様御ヒ御用」、同2年5月「知事様御床払等」兼ね、白銀等拝領、明治2年没) 亮吉(信、慶応元年敦賀へ出張、のち方々様診御用并御番、同4年明倫堂講師、明治2年相続、侍医)と続く。以上のことから、慶寧の

治療に当たったのは、6代目文玄斎であり、「拝診日記」の治療を担当、かつ御ヒ拝命のことが「拝診日記」と一致する。また、重要なのは、この時期の慶寧の病気の床払いが行われたのは、翌2年（慶応元年）の5月であった点である（後述）。なお、文化8年（1811）に華岡青洲に入門するのは5代目の文玄斎であり、同人は町医者の時、天保5年（1834）齊広の子延之助の治療、同13年6月齊泰の治療を、また、藩老前田美作守の家中医の時、嘉永3年栄操院の治療などに加わっている⁽¹⁶⁾。

さらに、黒川良安（[表2]19、自然、古寺町住、54歳）について、本人による明治3年「先祖由緒并一類附帳」から整理してみよう。同家の元祖治兵衛はもと公家侍で、越中新川郡黒川村に居住し、田地を開発するが、治兵衛（正徳3年<1713>没） 治兵衛（元文5年<1740>没） 治兵衛（安永2年<1773>没） 治兵衛（文政6年<1823>没） 玄龍（「越中上市村町医山田玄東」門人、文政7年越中大榎木村へ罷越、医業、のち長崎へ医学修業、天保5年帰村、のち富山へ転住、医業、弘化元年出雲守御目見医師、同4年隠居、遊翁、安政5年没） 良安（文政11年3月父玄龍と長崎へ医学修業、阿蘭陀通詞吉雄権之助等へ入門、天保11年6月まで蘭学修業、同年8月金沢へ参り、青山将監の家中医、50石、弘化3年7月藩医、80石、同4年正三位様伺御用、嘉永2年2月22日「遠藤数馬等於御次、被 仰付候御内用方可相勤旨、同人を以、被 仰出相勤」、安政元年壮猶館翻訳方御用、同4年4月正三位様参勤御供、江戸詰中蕃書調所教授手伝、幕府より20人扶持并1ヶ年金15匁拝領、同5年帰国、同6年江戸詰、130石、万延元年江戸御供、文久3年正月御軍艦方御用兼帯、同2月正三位様上京御供、翌3月帰国、元治元年4月従三位様上京御供、同8月帰国、同10月二ノ丸広式御番、元治2年種痘所棟取、慶応元年5月から明治元年まで度々京・江戸へ正三位様・従三位様に随行、また、明治3年までの間富山従四位様・慰姫・初姫・正三位様・御同所様などの各御ヒ、侍医、俏喜千殿御用などを勤める。一方、慶応3年養生所主附、180石、明治元年養生所詰、製造人体伝習として長崎へ出張、翌2年帰国、3年医学館取建方主附并同館教師、近侍長列、侍医是まで通）と続く。なお、良安について、上記弘化3年藩医登用に関連して、「諸事要用雑記」9巻、同年7月24日条に「青山家来黒川良安義、医業も相応之仕様、蘭学八大分長シ候事」と見え、翌25日条でも同様「蘭学宜、医術も相応之由」などと記載されており、蘭医学に長じているゆえの採用であったことがわかる。

三、元治元年金谷御殿における慶寧の治療

以下、「拝診日記」を中心に慶寧の病状の変化、それに伴う史料の記述等からみて、次の4期に分け、元治元年の金谷御殿における慶寧の治療について、考察していきたい。

(1)第1期

第1期は8月17日～晦日までとする。この時期は慶寧の病状がきわめて重い時期で、医者らによる治療体制が定まる。建て前は謹慎中であるが、内実は本格的な治療が始まった時期で、[表3A]に示したように主な病状をみると、肝癖・拘攣顕著、食欲不振、乾嘔、脾胃不良、御肉疲、発熱、下痢等が続いていた。

[表3A] 第1期 慶寧の病状と治療（8月17日～晦日）

日付	主な容態	当番医・治療医			導引 按腹 鍼医	処方薬 〔御試人〕 〈相見医者〉	前日の食事	前日の 排便	
		朝	昼・夕	泊り				大	小
17	慶寧の体調不良が顕著にて、乾嘔、不食などの症状がみられることを御附頭湯原平馬が申聞せ、同小谷鍊太郎と申談じたことなどにより、当分昼夜3人宛、当番医の勤務が定る								
18	乾嘔、不食 (学方御 七兼帯、 不破彦三 申聞、 成瀬殿 申渡)		学方 君平 元貞 玄昌 (夕8 ツ半時 御帰 着)	恭葺		柳肝散加芍薬羚羊角兼用 半夏藿香湯(9月9日条、 肝癖の御症にて春庵・元 琇による本方温胆湯加牛 琇、兼用小半夏湯加茯苓 調進を申聞す)	夕、握御飯2ツ4匁、葛 餅・水目共12匁5分		
19	替りなし	学方 円斎	学方 順道		三柳		夕握御飯2匁、夜煮返シ・ 水目共10匁、葛餅3匁、 握飯2匁		両度
20	肌熱、肝 癖、拘攣 不食、乾 嘔脾胃不 宜	学方 元中	学方 円斎 春庵 元琇			柳肝散加味羚羊角芍薬兼 用、半夏藿香湯 学方	握飯1匁5分、葛餅・水 目共18匁、		
21	昨夜は快 寝、痰水吐逆	三折 学方	元中 学方 東庵			半夏藿香湯6貼 〔山路〕 東庵	朝握飯2ツ1匁5分、葛餅・ 水目共18匁、夕握飯2ツ3 匁5分、葛餅・砂糖水目共 9匁、夜握飯2ツ、葛餅・ 砂糖水目共6匁		両度
22	夜前熟睡 同様 御穩	良安 学方	三折 学方 良節	良節		本方同方6貼〔水越〕 良節、含嗽剤1瓶、 三黄丸、口中附薬	朝握飯2ツ3匁、葛餅15 匁、夕握飯3匁8分、葛 餅10匁		3度
23	同様	貞安 学方	元貞 春庵 元琇 学方 元桂	元桂	三柳		朝握飯5匁7分、煮返4 匁3分、夕飯目6匁、夜 握飯6匁		1度
24	肌熱 気重	淳庵 学方 良節	祥葺 学方 元中	元中			朝握飯2ツ3匁、夕握飯 3ツ6匁、間物やわやわ 2ツ7匁・6匁、夜やわ やわ2ツ半、すいき汁2 椀	余計	1合余、 9ツ時 1合計
25	乾嘔緩和 肌熱	恭葺 学方	伴良 学方 了元	了元	東庵 (鍼)	この日より兼用は得効方 温胆湯加天花粉6貼に転 ずる、本方同方6貼 〔水越〕 恭葺	朝6時過やわやわ2ツ10 匁、5時過同3ツ15匁余、 夕やわやわ8匁計、夜握 飯2ツ4匁	2度	5度、 5合1 匁
26	夜前快寝 肌熱	円斎 学方	東庵 春庵 元琇 学方	順孝	順孝	本方柳肝散加味芍薬羚羊 兼用、得効方湯胆湯	朝握飯3ツ5匁、芋頭汁 1椀、南瓜少々6切、葡 萄少々、昼やわやわ2ツ、 握飯3ツ6匁余、山芋少々 4切、南瓜少々、芋汁1 椀、夕やわやわ2ツ8匁、 葡萄少々、夜握飯3ツ6 匁、芋汁1椀余	朝 両 度少 々	朝 両 度 7匁、 夕5匁 計、 夜2匁 5分、 2匁8 分、 2合

27	食欲不振 下痢	正平 学方	順道 学方	三柳	順道 三柳 (鍼)		朝握飯9匁、粥餅8匁、 4時同6匁、夕握飯7匁、 夜握飯5匁、粥餅7匁2 分	8度 少々 宛、 内、 両度 下痢	11度 3合余
28	発熱 下痢	三折	良安 学方 三折	三折	三柳 (鍼)	本方、柳肝散加芍薬羚羊 角6貼 〔原〕	朝御飯13匁6分、4時過 粥餅2ツ、夕飯握飯8ツ 11匁4分、薩摩芋1盛、 7時頃粥餅5ツ16匁5分、 夜飯11匁	3度	5度、 3合 計
29	折々発熱	元中 学方 春庵 元琇	良節 学方 元貞	元貞	東庵		朝握飯11匁、夕同141匁、 夜同18匁	3度 (朝 少々 両度)	7度 3合計
晦	発熱 腹鳴 下痢	貞安 学方	淳庵	祥菴	三柳	兼用、同方6貼 〔原〕	朝握飯14匁、昼飯18匁、 8時頃粥餅9匁3ツ、又 9匁3ツ、夜握飯19匁、 又14匁、惣計83匁計	3度 内2 度少 々、 1度 快通	3度 1合余

上記「拝診日記」では、苗字のみの箇所と名前だけの箇所が混用して記載されているが、[表3A]～[表3D]までの医者欄は名前で統一した。また、第1期より4期まで処方薬など記載が割愛されていることも考えられ、空欄の箇所も投薬があった場合もあるものと見られる。

ところで、慶寧の帰城の前日、8月17日昼夜3人ずつの御番診が定められ、18日より泊の医者も要するとされ、到着当初長谷川学方の診断では発熱、「御肝癖御拘攣甚敷」、不食、乾嘔、脾胃不良と指摘する。20日段階で長谷川学方の診断では、慶寧は金沢帰城の18日及び19日より病態は「御宜」とし、重病中ではあるものの、とりあえず治療・療養による効果が見られたと解釈すべきであろう。22日から以降は泊番も割り当てられる。

[表3A]には示さなかったが、「拝診日記」中、8月26日付の長谷川学方による「稠松様江指上候御容躰書」は次のように認められている。「筑前守御容子、先頃已来御同容ニ被為在候内、一兩日御乾嘔御止被遊、御肌熱八時々御発シ被遊候得共、御惣様御平穩ニ被為在候、召上り方も少々宛御進ミ、御精彩御宜キ方ニ被為在候、御薬八本方柳肝散加味芍薬羚羊御兼用、得効方温胆湯奉調上候、右今日迄之御容體、如此御座候、以上、」と見える。このように、慶寧の病状は次第に乾嘔が止む傾向にあったこと、時々発熱があり、食欲は少しずつ増進してきたこと、処方薬も[表3A]に示したように、ほぼ一致する内容が稠松に伝えられたことがわかる。

なお、この稠松は当時9歳の慶寧の弟で、すでに安政6年(1859)13代富山藩主となっている前田利同である。右にみるように元治元年の時期、謹慎中に関わらず、あえて稠松及び後述する寿正院へ慶寧の容體を数度報告している背景は定かでないが、慶寧周辺と稠松・寿正院周辺との何等かの強い繋がりが推測される。

(2)第2期

慶寧の病状について、9月朔日～28日までを第2期としてみていく。この時期は、下痢が甚だしく、発熱、消化不良、頭痛などの症状がみられる。治療担当医師には、第1期に続き、山本文玄斎・渡辺元

12	平穩	大葺 文玄齋 学方	玄碩 文玄齋 三柳	三柳	三柳	前方6貼〔神田〕 大葺	惣ノ飯124匁	2度	3合余
13	平穩	文玄齋 玄碩	東庵 文玄齋 順孝	元稜 恭葺	東庵 順孝		惣ノ飯101匁	3度	3合余
14	同様	了元 文玄齋 学方	善哉 春庵 元琇 文玄齋 祥葺	祥葺		菲沃斯〔戸田〕 元稜	惣ノ飯120目余	2度	4合6 勺余
15	同様	淳庵 文玄齋	良節 文玄齋 元貞 春庵 元琇	元貞	東庵		惣ノ飯99匁	少々 6度	3合5 勺計
16	同様	元中 文玄齋 学方	伴良 文玄齋 淳庵	淳庵		前方6貼〔恒川〕 元中	惣ノ飯120目	滑便 4度	4合余
17	同様	玄昌 文玄齋	順道 春庵 元琇 文玄齋 西洲	春庵	順道 三柳		惣ノ飯98匁	少々 3度	6合2 勺
18	発熱	三柳 文玄齋	良安 文玄齋 祥葺 恭葺	祥葺		前方6貼〔丹羽〕 三柳	惣ノ飯目108匁	3度	5合余
19	発熱 偏頭痛、 腹部御物 嚙不馳（ 排尿不良 カ）	順孝 文玄齋	大葺 文玄齋 西洲	亮雄	順孝	この日より本方柴胡萬桂 湯、加芍薬枳実鼈甲に転 ずる、兼用は香六是まで の通り	惣ノ飯目96匁	少々 ずつ 5度	4合余
20	同様	正平 文玄齋	了元 春庵 元琇 文玄齋 亮雄	亮雄	東庵	本方6貼〔水上〕 大葺 兼用3貼〔水上〕 正平	惣ノ飯111匁	1度	2合5 勺8才
21	微熱	玄碩 文玄齋	貞安 文玄齋 大葺	大葺	順道	本方6貼〔伊藤〕 玄碩	飯目107匁	5度	6合4 勺
22	微熱	元稜 文玄齋 学方	淳庵 文玄齋 恭葺	恭葺	東庵		飯目117匁	4度	5合1 勺
23	同様	祥葺 文玄齋 西洲 春庵 元琇	元中 文玄齋 良節 恭葺	良節		兼用5貼〔恒川〕 西洲	惣ノ飯目112匁	3度	7合
24	替り無し	元貞 文玄齋 学方	玄昌 文玄齋 伴良	伴良	三柳 東庵	本方4貼〔水上〕 元貞	惣ノ飯目117匁	3度	4合半

25	同様	恭菴 文玄齋	文玄齋 順道	順道	三柳 順道		惣ノ飯目109匁	2度	4合9 勺
26	同様	祥菴 文玄齋	正平 学方	東庵	東庵	本劑6貼〔神田〕 祥菴	飯122匁	3度	3合余
27	平穩	亮雄 文玄齋	順孝 文玄齋 良安	良安	恭菴 三柳		飯目形130目	1度	4合7 勺余
28	平穩	東庵	伴良 文玄齋 順道	了元	東庵 順道		飯目128匁	4度	5合7 勺

9月朔日稠松へ指上げの「拝診日記」中「御容躰書写」には、前月26日に申上げて以降、御容態は「御平穩」で、「御肌熱時々御発動」し、御食事は少々宛進み、大体80目余り召上り、「御大便御下利（痢）」され、「御薬は柴苓湯」に転じ、処方している旨記載されている。この翌日の9月2日下痢が11度ほどもあり、重症だったことが窺える。そのため、同日2人の御用医者渡辺元隆と洲崎伯順に診療をさせ、医案をそれぞれ提出させる。すなわち、渡辺元隆は「筑前守様御容體奉拝診候之処、御往来肝癖之御症ノ御脾胃御不和被為成候御儀奉存候、御下利御数日二相成候而八不宜候、只今之処、左之方可然奉存候、以上、浄府湯加鼈甲・参苓白朮散 御下利之御模様二寄御兼用」と認める。また、洲崎伯順は、「筑前守様御容體奉拝診候、最初御外威之邪氣分別不被為遊、荏苒腸胃御不和二御至被為在候二付、御下利被遊候御症与奉存候、当時御主方柴苓湯加木香可然程二奉存候、以上、」と記す。つまり、「肝癖之症」で、「御外威之邪氣」により脾胃が不和となり、激しい下痢を引起している」と指摘する。これは、藩主斉泰の名代として出京・退京という幕末期藩の大役を背負いつつ全うできなかったという精神的ストレスによる下痢・発熱などの疾患との診断と解釈できようか。

また、9月4日「拝診日記」中の長谷川学方によるとみられる「稠松様江指上候御容體書写」には以下のように記される。「御食事少々御扣」「七拾目前後」召上られ、下痢もあるが、左程激しくはなく、晩は「御余計二御通」が有り、「御薬御内方」調進し、坂春庵老・吉田元琇老や渡辺元隆・洲崎伯順も拝診し、その中には「格別之愚按」もなく、御下痢は「久々相止」まなくては、「御疲労も弥増」すと見え、稠松へ心配をかけまいとする配慮も見受けられるものの、[表3B]のように、9月4日段階でもまだ油断できない状態であったことがわかる。引続き9日、慶寧の叔母で、当時51歳の寿正院（12代藩主前田斉広娘、勇、天保3年大聖寺藩主前田利極へ入興、池端御前、明治8年没）行き山本文玄齋による慶寧の御容躰書には次のように見える。「先御同位」の内、「御惣容御穩」にて「御精彩御宜、御食量御飯百式拾目計、日々召上られ」、「御下利相止、御滑便二て、昼夜三四度、御小水可也御通」になり、「坂春庵老・吉田元琇老時々拝診」、「御大便消化」未だ「御宜」くないゆえ注意が必要であり、「御薬前方調上」げると述べる。つまり、[表3B]でもわかるように、9月9日頃には下痢が止む傾向にあり、まだ、注意が必要ではあるものの、食事の量も9月初めは80目前後であったが、この頃には120目位に増進している。

さらに、この時期山本文玄齋が御ヒを拝命したことにより、9月10日より同人が御薬も調進する。翌11日には稠松・寿正院へ同文の御容躰書が指上げられる。また、14日[表3B]にも示したように、「菲沃斯」が入用につき「一粒五厘宛之丸子式拾丸指上」る。この時の御試人は慶寧の御附頭の戸田

清六郎勝則であり、相見の医者は高峰元稜であった。因みに「菲沃斯」は西洋の薬で、前述したようにヒヨスエキスのことで、鎮痛・鎮痙剤である。高峰は蘭学医ゆえ同薬の処方首肯できる。このほか、14日の昼8時過には春庵老・元琇老も拝診し、もし、下痢が止まるようなら「清熱」（熟睡）の薬として「黄連（黄蓮、健胃薬）・枳実（からたちの実を乾燥した健胃薬）」の類が宜しく、「温胆湯」は如何かとの見解であった。

翌15日にも再び文玄斎によるとみられる慶寧の御容躰書が稠松に指上げられる。その内容は「御両便共御通不悪、御食餌連日百目余」召上り、折節少々御発熱あることが報告される。同様に21日、「御腹部御鬱急未被為御馳」と記され、御小水の出方に勢いがなく、まだ御元気ではなく御発熱があり、よって御薬は「柴胡（サイコ、ミシマサイコ等の根を乾燥したもの、胸脇苦痛の諸疾患に処方）萬桂湯加芍薬枳実鼈甲二香砂六君子湯荷御兼用二」調進したと見える。また、[表3B]にもみえるように、9月18日より再び発熱となり、病状はまだ厳しい様態であった。

(3)第3期

9月29日～10月22日を第3期として述べていきたい。この時期は比較的内臓疾患などは落ち着き、兼用の薬も中止することとなる。しかし、新に眼病が発症し、「内障眼」の「初発」と診断され、時々微熱があり、肝部が痙攣する。

[表3C] 第3期 慶寧の病状と治療（9月29日～10月22日）

日付	主な容態	当番医・治療医			導引 按腹 鍼医	処方薬 〔御試人〕 〈相見医者〉	前日の食事	前日の 排便	
		朝	昼・夕	泊り				大	小
9月 29	微熱	貞安 文玄斎	元稜 春庵 元琇 文玄斎	三折	三柳	此日より兼用薬止	飯126匁	4度	6合余
晦	平穩	善哉 文玄斎 学方	祥菴 文玄斎	東庵	東庵 三柳		飯目138匁	3度	4合余
10月 朔	同様	良節 文玄斎	元貞 文玄斎 恭菴	元中	三柳 恭菴	前方6貼〔岩田〕 恭菴	惣飯目120匁		
2	内障眼氣 不宜、初 発	玄昌 学方 文玄斎	貞安 大菴 文玄斎 恭庵	(付記)	玄昌 三柳 恭菴		飯目126匁	3度	6合7 勺
3	同様	順道 文玄斎 良安 貞安 大菴	西洲 文玄斎 貞安 良節 三柳 大菴	良節	順道 三柳		飯目117匁		5合9 勺
4	眼氣不良 頭痛	文玄斎 学方 良安 貞安 大菴 春庵 元琇	文玄斎 三折	(付記)	恭菴	川芎茶調散加菊花羚羊角 6貼〔伊藤〕亮雄、 眼薬堀家方指薬	94匁	3度	8合6 勺余

5	同様	大葺 文玄斎	祥葺 文玄斎	元貞	三柳		飯目139匁	2度	5合1勺
6	同様	了元 文玄斎 学方	玄碩	恭葺	恭葺	前方6貼〔岩田〕 了元	飯目117匁	3度	5合3勺
7	微熱	貞安 文玄斎	元榘 春庵 元瑠 文玄斎 大葺	三柳	三柳		飯目135匁	3度	6合余
8	(眼気不良)	淳庵 文玄斎 学方	伴良 文玄斎 西洲	西洲	順道	前方6貼〔戸田〕 淳庵 。沃顛眼水 指上は良 安	飯目128匁5分	1度	6合余
9	(眼気不良)	元中 文玄斎 大葺	順道 春斎 学方 文玄斎 玄碩	亮雄	恭葺		飯目118匁5分		7合
10	内障眼(原因胃中の爵熱上衝瞳孔運転機能妨碍)、肝部痙攣、胆汁逆行	玄昌 文玄斎 学方 春斎	良安 春庵 元瑠 良安 大葺 祥葺 順道	祥葺	順道	春斎処方(蒸剂 解困蒸剂、煎薬 茵陣湯 羚羊角、点薬揮発水、ほか、鶏肝召上の事進言) 前方6貼〔浅加〕 玄昌	飯目125匁	2度	6合
11	同様	文玄斎 伴良	良安 大葺 文玄斎 順道	(不記)	順道		飯目120匁	4度	6合8勺
12	同様	淳庵 文玄斎	了元 文玄斎 三柳	三柳		菲沃斯〔浅香〕 良安 前方6貼〔伊藤〕 淳庵	飯目116匁	2度	4合計
13	微熱	元貞 文玄斎	良安 文玄斎 順道 大葺 春庵 元瑠	(以下不記)	恭葺		飯目124匁	3度	7合8勺
14	平穩	文玄斎 元中	文玄斎 三柳 文仲				飯目122匁	無	7合計
15	同様	文玄斎 三折	文玄斎 順道				飯目102匁	1度	7合計
16	同様	文玄斎 学方	(不記)				飯目122匁	2度	7合3勺
17	同様	文玄斎 良安	文玄斎 良安				飯目122匁	2度	6合余
18	同様	文玄斎 西洲	文玄斎 文仲				飯目115匁	2度	6合半

19	同様	文玄齋 元貞 良安	文玄齋 三柳				飯目129匁	1度	7合4勺
20	同様	文玄齋 伴良	(不記)		文仲		飯目111匁	1度	4合計
21	同様	文玄齋 玄昌	文玄齋 文仲				飯目138匁	2度	5合
22	平穩	文玄齋 学方	(不記)				飯目108匁	2度	6合計

[表3C]にも示したように10月8日、文玄齋を代表にして、学方のほかに、朝は吉田淳庵、夕は関伴良、泊まりは吉益西洲が当番医である。御薬は前方六貼、戸田清六郎勝則が御試人、淳庵が相見医者であった。このほか、「内障眼」の処方として、蘭学医の黒川良安が「沃^{ヨシユム}顛 ヨジユームチンキ・ヨウド)のアルコール溶液、殺菌剤・解凝薬 眼水一瓶」を調進の記載があり注目される。また、同月10日の眼科専門の「畑春齋^ル指上候御容子書」には次のように見える。「奉診候処、内障眼之御初発二而、御原因胃中之爵熱御上衝瞳孔運轉機を妨碍被為 在、殊二肝部御痙攣も強く、胆汁逆行之御症二奉診候、何分数十日御不食等之御病後、自然脾胃御不和二被為 在、畢竟瞳神經御勞倦之御場合二も被為至候而者、不容易義と奉存候、伏而只今之内、左之御腸薬等を以、篤与御保養被為 在候而者、可然与哉二奉診候、以上、」と診断する。すなわち、「内障眼」とは眼球内の疾病で、黒内障(視力低下等)・白内障(眼の水晶体が灰白色に変わり濁る)・緑内障(異常な眼圧亢進、過労・睡眠不足等も誘因)の総称である。その「御原因」は「胃中之爵熱御上衝」し、「瞳孔運轉」の機を妨害し、「肝部御痙攣」も強く、「胆汁逆行之御症」であるためという。また、「何分数十月御不食等」の病の後、脾胃が不和になっており、何れ瞳神経が労倦となる危険性もあり、薬用療法にて十分な保養が必要と述べる。つまり、その処方、蒸剤として解困蒸剤を、また、煎薬として茵陳湯・羚羊角を、さらに、点薬として揮発水をそれぞれ処方し、ほかに「鶏肝一具毎日」召上るよう進言する。このほか、眼科以外の処方として、この日の御薬は前方6貼を慶寧御附頭の浅加(浅香)嘉門一郷が御試人となり、相見医師は池田玄昌が担当する。引続き12日には、再び良安により「菲沃斯(ヒヨス、第2期の9月14日にも処方された)五厘為丸式拾種指上」られた。

(4)第4期

10月23日～12月2日までを第4期としてみていこう。この時期は排便の記録はなく、回復期とみることができる。[表3D]に慶寧の容態と当番医・治療医等についてまとめた。

[表3D] 第4期 慶寧の病状と治療(10月23日～12月2日)

月・日	主な容態	当番医・治療医		導引針治 医者	前日の食事量
		朝	昼、夕		
10・23	平穩	文玄齋、良安、亮雄	文玄齋	文仲	飯目118匁
24	同様	文玄齋、玄碩			飯目130目
25	同様	文玄齋、伴良	文玄齋、文仲		飯目125匁
26	同様	文玄齋、了元	文玄齋、大葎、文仲		飯目115匁
27	同様	文玄齋、文仲	文玄齋、三柳		飯目108匁
28	同様	文玄齋、大葎	文玄齋、文仲		飯目125匁
29	同様	文玄齋、良安、円齋	文玄齋、文仲		飯目100目

11・朔	平穩	文玄齋、元種	文玄齋、大葺	東庵	飯目123匁
2	同様	文玄齋、文仲	文玄齋、良安	文仲	飯目110匁
3	微熱	文玄齋、元中、大葺	文玄齋	東庵	飯目110匁
4	同様(平穩)	文玄齋、三折	文玄齋、良安	文仲	飯目100目
5	同様	文玄齋、学方、大葺	文玄齋、文仲		飯目100目
6	同様	文玄齋、良安	文玄齋、東庵		飯目110目
7	同様	文玄齋、西洲	文玄齋、三柳		飯目100目
8	同様	文玄齋、順孝	文玄齋、文仲		飯目125匁
9	同様	文玄齋、玄昌	文玄齋、東庵		飯目125匁
10	同様	文玄齋、正平	文玄齋、三柳、大葺		飯目110匁
11	同様	文玄齋、順道	文玄齋、文仲		飯目125匁
12	同様	文玄齋、良安、伴良	文玄齋、東庵		飯目135匁
13	同様、宜方	文玄齋、亮雄	文玄齋、三柳		飯目135匁
14	同様(平穩)	文玄齋、三柳、大葺	文玄齋、文仲		飯目155匁
15	同様	文玄齋、玄碩	文玄齋、東庵		飯目135匁
16	同様	文玄齋、了元	文玄齋、文仲		飯目135匁
17	同様	文玄齋、文仲	文玄齋、文仲		飯目170目
18	追々宜き方	文玄齋、東庵	文玄齋、東庵		飯目180目
19	同様(平穩)	文玄齋、円齋	文玄齋、三柳		飯目150目
20	同様	文玄齋、大葺	文玄齋、東庵		飯目165匁
21	同様	文玄齋	文玄齋、文仲		飯目145匁
22	同様	文玄齋、元貞	文玄齋、三柳		飯目135匁
23	追々快方	文玄齋、元中	文玄齋、文仲		飯目130匁
24	同様(平穩)	文玄齋、三折	文玄齋、東庵		飯目160目
25	同様	文玄齋、学方	文玄齋、文仲		飯目116匁
26	同様	文玄齋、良安	文玄齋、三柳		飯目180目
27	同様	文玄齋、西洲	文玄齋、東庵		飯目145匁
28	同様	文玄齋、元貞	文玄齋、文仲		(不記)
29	同様	文玄齋、玄昌	文玄齋、三柳		飯目165匁
30	同様	文玄齋、伴良	(不記)		飯目135匁
12・朔	同様	文玄齋、元種	文玄齋、東庵		飯目150目
2	追々御快方二付、此日より朝診のみ仰付られ、折々診すべきよう富田より談有り				

[表3D]でわかるように回復期に当たるこの時期は、文玄齋を中心に良安・伴良・元中などが朝診・昼夕診に当たりつつ、東庵・元中が針治療を行なう。食事も120日程～180日程と増加し、排便も特に記録する必要もなく、平常に回復しつつあったことがわかる。かくして、12月2日朝には「奉診候処、御容子追々御快方二付、今日より朝診迄二被仰付候、其内折々診二罷出候様、富田より被談候、」として、「拝診日記」の記載は終わっている。

以上のように、第1期よりの長谷川学方、第2期以降の山本文玄齋の二人は、それぞれ御ヒを拜命し、寿正院や稠松への報告も行なうなど、当番医者らの総括を勤めた主要な主治医とみてよからう。因みに、慶寧の床払いは、慶応元年5月に行なわれたことは前述したが、これに関して、幕府から謹慎を解くことを許可されたのは、慶応元年5月2日であった。これに関しては、「触留」(1巻、安井頭比旧蔵)

に「筑前守様御儀、先般以来御慎被 仰進候之段、公辺江被 仰立置候処、不被為及其儀候」と見える。また、斉泰は4月27日江戸を出発し、金沢に到着するのは同11日であることが「御用方手留」29巻でわかる⁽¹⁷⁾。したがって、謹慎を解かれたことと、床払いが行なわれたことはほぼ同時であった。というよりも、前者に至ったことを契機にして後者を執り行ったという方がよりの確なのであろう。こうして、5月慶寧の床払いのお祝いを斉泰の帰国後の5月中に行い、医者山本文玄斎らに治療の慰労金を下賜したものと理解される。

おわりに

以上、元治元年の御医者溜にて記載された「拝診日記」をもとに、その前提となる前田慶寧の出京前後の加賀藩の動勢、退京、近江海津にての謹慎拜命、金沢への帰城と金谷御殿での治療などについて考察したが、以下のようにまとめることができる。

慶寧は藩主で父の斉泰が述べているように、元来「気鬱」気味であり、また、風邪も引きやすく、出京の前年より病も全快しないまま、元治元年4月京都の守衛のため出京するが、滞京中も心身は万全ではなく、京医の山本大和守父子の治療も受け、退京の帰途近江で滞留中、村雲御所御抱の京の町医で、漢蘭折衷医の大村泰輔による治療を受ける。この時の泰輔による慶寧の診断は、「御従来御疾痺痺之御症」であり、「御思慮過多、御精神御衰弱」し、熱・咳・痰血・嘔気・食欲不振・胸腹痛の病を引き起こしているということであった。帰城後は金谷御殿において、藩医の長谷川学方や御用医者の渡辺元隆及び同洲崎伯順などは、「肝癖之症」と診断、とくに「拘攣甚敷」く、「脾胃御運動不御宜」様態であると診断する。このほか、伯順は「御外威之邪気」により脾胃が「不和」となり激しい下痢を引き起こしていると言及している。

さらに、長期にわたるこれらの病態がもとになり「内障眼」をも引き起こし、眼科医の畑春斎の診断では、その「原因」は「胃中之爵熱」により「瞳孔運転機を妨碍」し、「肝部御痙攣も強く、胆汁逆行之御症」を引き起こしているためと指摘、また、「数十日」という長期間にわたる食欲不振等の症状が続いたため「脾胃御不和」となり、「瞳神経御勞倦」の危険性があるとの診断を下している点注目される。また、右のほか「気重」、激しい下痢や乾嘔なども加わる。

このように幕末期京都守衛という重圧からか、慶寧は感冒が悪化し、脾胃不良となり、激しい下痢、発熱、著しい食欲減退となった。さらに、眼科専門の医者の治療も受けさせるなど、医者長の谷川学方・山本文玄斎を中心に33人の手厚い医療スタッフのもと、快方に向うまでは、昼夜3交替で治療が行なわれた。つまり、9か月間の謹慎中における、およそ4か月に亘って手厚い治療が施されたのである。そして、時には蘭方医の黒川良安や高峰元稔らによるヒヨスエキス・ヨジュームチンキなどの蘭方薬も処方されていることは、前代の天保期斉泰や嘉永期の栄操院の治療にはみられなかったことであり、注目される⁽¹⁸⁾。このように、幕末期の藩主名代で、且つ次期藩主となる慶寧の場合のような事例が他藩などにあるのかどうか、今後の課題となった。

また、漢方薬を含めた薬の調進の際には、慶寧の御附頭の山路・水越・原・篠原・奥村・村田・神田・戸田・恒川・丹羽・水上・伊藤・岩田・浅加の14人が「御試人」（御試飲役）となった。なお、このうち山路・水越・原・篠原・奥村の5人は慶寧の退京進言に連署し、そのためか9月9日御附頭を指除かれている（「諸頭系譜」）。さらに、相見の医者は学方・東庵・良節・恭菴・元稔・了元・西洲・元貞・文玄斎・順孝・大菴・淳庵・元中・三柳・正平・玄碩・祥菴・亮雄・良安・玄昌などで、これらは史料的制約もあるが、前代にはみられなかったことである。このような相見医師のもとで御附頭が試飲役となり、治療を行なう形での元治元年の慶寧の治療は前代にはなかった特徴である。

ただ、文化期（1804～17）の職制を総合的に編纂したといわれる「国格類従」巻5（加越能文庫）によれば、藩主の江戸在府中の藩医は4人で、このうち1人は「御薬相見」を担当すると見える⁽¹⁹⁾。しかし、これまでの藩主前田家の診療においては「拝診日記」にみられるようなまとまった史料を見出せておらず、相見の医者についても大々的に認めることが出来なかった。ゆえに、この意味でも「拝診日記」は重要な史料である。また、この相見の医者がいつ頃から定数化・職制化されたのか課題が残された。

次に、従来幕末の加賀藩では藩主斉泰と佐幕を標榜する御表衆という守旧派と世子慶寧中心の尊王を主張する御側衆の改革派の対立があったといわれているが⁽²⁰⁾、少なくとも、のちの慶応3年11月慶寧は自ら「予カ本心二おめて八、何処迄も徳川家を助け」天下のため尽力したいと述べている（「御親翰留」）。こうした点も含め、その時々への信憑性のある史料から斉泰・慶寧及び重臣・側近らの意見・動向を再検討することが肝要であろう。ただ、元治の退京に関し、従来いわれていたように藩主である父斉泰が、たとえ遺憾に思い、怒ったとしても、それは朝廷・幕府などの藩領外及び藩内に対するあくまでも建て前であったものとみられ、親子の間で確固とした対立があったとは考えにくく、そのような史料は、今のところ見出すことができない。もし、出京・退京に関して意見に相違があったら、父子間ではなく、京都の情勢を熟知し、前田家の行く末を危惧しつつ慶寧の病氣勝ちな様子を常に目の当たりにしている御附頭らと藩の重臣・斉泰の間でのことといえまいか。少なくとも慶寧の出京前の元治元年4月、御附頭の上坂丈夫は、慶寧の上京延期の上申書を提出し、また、出京後は数度に亘って上坂ら十数人の連署で退京を進言していることなどからも明らかである。また、時期的に脚気のため自身が動けなかったもどかしさの中で、斉泰は早く慶寧に家督を継がせたことを考えると、慶寧に絶大なる信頼と期待を抱いていたのではなからうか。徳川の娘溶姫と斉泰との間に出生し、御抱守も多数附され⁽²¹⁾、次期藩主として大いに期待されて育った慶寧であった。そのため神経過敏な性質だったのか、さらにこれが高じて気鬱に成り勝ちであったのか。混沌とする時代性もあり、父斉泰に続き、より健康で藩政を主導することが自他ともに期待され、若君教育が早くから行なわれてきた。その期待感が慶寧の病気を重症化させたのではなからうか。

したがって、慶寧の退京に関しては、長州との戦闘回避を説く御附頭らの意見を背景に、第一の理由は病気であったものと考えるのが妥当であろう。朝廷・幕府の命に背くこともできず、何とか斉泰の名代として京都守衛を全うしなければならないという思いが、慶寧の病気をさらに重症に追い込んだものとみられる。

しかしながら、藩として、藩主前田家として病態の世子ということは、大々的に表には出せなかった。前田家または藩政関係史料の多くが尊経閣文庫や加越能文庫に架蔵されているのに対し、推測の域を出ないが、「拝診日記」はのちに加賀山徳文庫旧蔵という点で、医者か、書肆か、詳細は不明だが、何等かの事情で民間の手に渡ったのではなからうか。多くの藩政文書とは異なり、為政者の後嗣の病という、藩にとっては負のイメージであるゆえ、多くの公の文書群とは別に取り扱われたのではなからうか。当時の社会にあっても、その後の歴史叙述においても、こうした慶寧の病氣は極力表に出せなかった筈であり、慶寧が病氣だったからこそ、藩及び藩主斉泰は建て前上の処置をしなければならなかったのであろう。従来の研究の多くは、こうした慶寧の病氣を見過した建て前上における合理的な歴史叙述であった感を否めない。上坂丈夫ら御附頭による出京延期や退京の進言の上申書は、近代になって「雑記」として編集され（本文[表1]）、表舞台から奥へ追いやられた感がある。

こうした背景があったゆえ、慶寧の病氣に関する研究が希薄であったものとみられる。しかし、為政者側の病氣を問題にしなければ史実は語れないのであり、政治史に医療面を照射してこそ、歴史の

真相に近づくことができるのではなかろうか。このような意味で、幕末期の政治史を解明するには、慶寧の病気を解明する必要があったのであり、ここに至り、従来の幕末政治史を見直すことも必要と考える。

元治元年の前後においても慶寧が武人として、心身がそれほど丈夫でなかったとも推察できる。藩主就任後少なくとも、慶応3年10月末～11月の段階でも病気だったようであり（玉川図書館奥村文庫「御用方手留」8巻、加越能文庫「御親翰留」、同「京都詰中手留」3巻、同「御親翰帳之内書抜」11巻）、或いは気鬱の症に伴う様々な病状が一進一退を繰り返していたのではなかろうか。また、このような中で慶寧の施策をみると、時勢の気運も加わり、卯辰山養生所・撫育所などを設立し、新しい学問、洋学を積極的に取り入れ、医療・福祉面に尽力していることも、慶寧自身の病気勝ちなことと無関係ではないようにも思われる。

〔註〕

- (1) 池田仁子(a)『金沢と加賀藩町場の生活文化』岩田書院、平成24年、(b)「金子鶴村の蘭学と海外科学知識化政期加賀藩蘭学受容の一側面」(『日本歴史』698号、平成18年)、(c)「加賀藩蘭学の受容と医者との動向」(『北陸史学』55号、平成18年)、(d)「大高元哲の事績をめぐって 加賀藩蘭学の受容と展開」(加能地域史研究会『地域社会の歴史と人物』北國新聞社、平成20年)、(e)「医者と暮らしの諸相」(一九世紀加賀藩「技術文化」研究会『時代に挑んだ科学者たち』北國新聞社、平成21年)。
- (2) 池田仁子(a)「寛文七年金沢図」等に見る医者の居住地と城内での医療」(『研究紀要 金沢城研究』8号、石川県金沢城調査研究所、平成22年)、(b)「加賀藩前期の医者と金沢城内での医療」(『同』9号、平成23年)、(c)「近世中期加賀藩の医者と金沢城内での医療」(『同』10号、平成24年)、(d)「金沢城を中心とする化政・天保期の医療と蘭学医」(『同』11号、平成25年)、(e)「近世後期加賀藩の医者と金沢城内での医療」(『同』12号、平成26年)、(f)「近世金沢の医療 “伝統” の礎と社会史的意義を探る」(地方史研究協議会編『“伝統” の礎 加賀・能登・金沢の地域史』雄山閣、平成26年)。
- (3) 小林弘子『加賀藩医 江間三吉(萬吉) 幕末から明治へ』(橋本確文堂、平成16年)の表紙及び42頁上段に「拝診日記」の表紙の写真が、また、42頁下段に「拝診日記」の2丁目(表紙除く)ウラと3丁目オモテの見開き部分の写真が掲載されている。
- (4) 幕末・維新期の政治情勢については、佐々木克「公武合体」をめぐる朝幕藩関係」(田中彰編『日本の近世』18巻、中央公論社、平成6年)、青山忠正『明治維新と国家形成』(吉川弘文館、平成12年)、三宅紹宣編『幕末の変動と諸藩』(吉川弘文館、平成13年)、原口清『幕末中央政局の動向』(岩田書院、平成19年)などがある。
また、加賀藩の幕末の政治史研究及び元治の変の周辺について取り扱ったものに、次のものがある。石川県『石川県史 第貳編』石川県図書館協会、昭和49年、803～876頁。徳田寿秋「幕末期の変動と藩政」(『金沢市史 通史編2』金沢市、平成17年)、同『前田慶寧と幕末維新 最後の加賀藩主の「正義」』北國新聞社、平成19年、長山直治「前田慶寧の二度の退京をめぐって 徳田寿秋著『前田慶寧と幕末維新 最後の加賀藩主の「正義」』への疑問」(『北陸史学』59号、平成24年)、宮下和幸「文久、元治期における加賀藩の意思決定システムと政治運動」(加賀藩ネットワーク会誌『加賀藩研究』3号、平成25年)など。なお、徳田寿秋『加賀藩における幕末維新期の動向』(橋本確文堂、平成14年)では、元治元年の慶寧の病気と退京に関しては触れられていない。
- (5) このような中でも近年長山直治氏は、近代以降に執筆・編纂された史料集・記述の弊害などから、可能な限り同時代の原資料を丹念に読み込み、活用することの必要性を説き明かした。本稿も極力このことに努めた。また、同氏は京への出兵に関し、藩内では当初より御小將頭らの間に反対の動きがあり、慶寧の病気と相まって右小將頭及び御附頭の間で帰京を早める動きがあったと指摘する(長山直治、前掲(4))。さらに、宮下和幸氏は前掲(4)において、「拝診日記」から、慶寧の病気はそれなりに重かったのではないかと述べている。なお、長山・宮下両論文は史料の選択・解釈などの点において示唆に富む所大である。
- (6) この時点で斉泰が慶寧に家督を相続させたい意思のあることについて、石野友康氏は「溶姫の加賀下向と金沢城」

- (『研究紀要 金沢城研究』12号、平成26年)で指摘している。
- (7) 加賀藩の政治史的動向については、部分的には前田育徳会『加賀藩史料』藩末篇上巻・下巻、清文堂出版、昭和55年復刻(以下『藩史料』と略記)にも収録。
- (8) 長山直治、前掲(4)76頁。
- (9) 徳田寿秋「王政復古から廃藩へ」(金沢城研究調査室『よみがえる金沢城』1、石川県教育委員会、平成18年)など。
- (10) 奥村哲「前田慶寧」(『石川県大百科事典』北國新聞社、平成5年)。
- (11) 京都府医師会『京都の医学史』(資料篇)思文閣出版、昭和55年、530・549頁。
- (12) 池田仁子、前掲(2)(e)。
- (13) 『日本国語大辞典』3巻、小学館、昭和55年。
- (14) 池田仁子、前掲(2)(a)~(f)
- (15) 京都府医師会『京都の医学史』前掲(11)本編、474頁。なお、吉益北洲については池田仁子、前掲(2)(e)でも若干述べた。
- (16) 池田仁子、前掲(2)(d)・(e)。
- (17) 幕府による謹慎の解除許可や斉泰の金沢到着については部分的に、『藩史料』藩末篇下巻369・370頁にも収録。
- (18) 元治元年慶寧の病気に対する医者診断「御外威之邪気」とは、ストレス(種々の外部刺激が負担となり、心身に生ずる機能変化を指す。過労・睡眠不足や精神の緊張・不安・興奮などによる)と解釈できないのであろうか。つまり、元治元年に限って見た場合、慶寧は、ストレスによる内臓疾患、さらに内障眼を引き起こしたとみること可能ではなからうか。なお、古代以来、病気の原因の一つに心の「鬱滞」に因る場合もあるといわれ、また、近世初期後陽成天皇は「御鬱滞」にて嘔吐した事例がみられる(『古事類苑』方技部、吉川弘文館、昭和57年、649・825頁)。さらに、19世紀前半以降西洋では働きすぎや仕事に眼を向けすぎたり、不安や精神的動揺などのストレスにより身体的疾患である消化不良や精神疾患の抑うつ状態・病が発症することが指摘されている(k .F. カイブル編、酒井シヅ監訳『疾患別医学史』朝倉書店、平成18年、323~326頁)。
- (19) 『金沢市史 資料編4』金沢市、平成13年、81~82頁にも収録。
- (20) 徳田寿秋「元治の変と慶寧の側室」(金沢城研究調査室、前掲(9))。
- (21) 池田仁子「加賀藩主前田家の子育てと御抱守・年寄女中」(前掲(1)(a)第1編第1章)。

[付記]本稿執筆に当たり、金沢城調査研究所の木越隆三・石野友康両氏には大変お世話になった。衷心より感謝申し上げます。

金沢城内の井戸跡に関する基礎的調査

宮川勝次 西田郁乃

はじめに

金沢城は、天正11年（1583）の初代利家入城後、前田家により約300年間・14代にわたる居城であったが、廃藩後は兵部省（のちの陸軍省）の所管となり、昭和20年まで第九師団や歩兵第六旅団、歩兵第七連隊が駐留した。戦後は文部省の所管となり金沢大学のキャンパスとして利用されてきた。平成8年以降は県の所有地となり、金沢城公園として整備が進められてきた。この間の旧陸軍による城内の改変やその後の大学キャンパス整備等により、城内には地表に露出した井戸側や原位置から移動した井戸杵が各所に点在している。

本稿では現時点で視認できる井戸跡や井戸杵等の部材について、現況を子細に観察し、可能なものは実測図を作成するなどして、その形態的な特徴や使用方法等に関わる痕跡、石材種等の情報をとりまとめ、今後の調査研究に資する基礎資料とすることを意図したものである。

取り上げる資料は、現存する井戸跡4基（～）、発掘調査で検出した井戸跡4基（～）、杵の部材3基（～）（第1図・1表）の計11基である。

なお、井戸杵と井戸側の名称、形式等については、宇野隆夫氏の形式分類〔宇野隆夫1982〕に拠り、井壁の崩落を防ぐために地下に設置する部分を「井戸側」、地上に設置する井筒等を「井戸杵」とする。

1. 現存する井戸跡

数寄屋屋敷の井戸跡（第2 - 1～5図）

二ノ丸西方の一画である数寄屋屋敷の南縁に位置する。現況は、近代に建てられた旧歩兵第六旅団司令部庁舎の裏手にあたり、井戸跡は埋められずに、板状のコンクリートで蓋がされている。

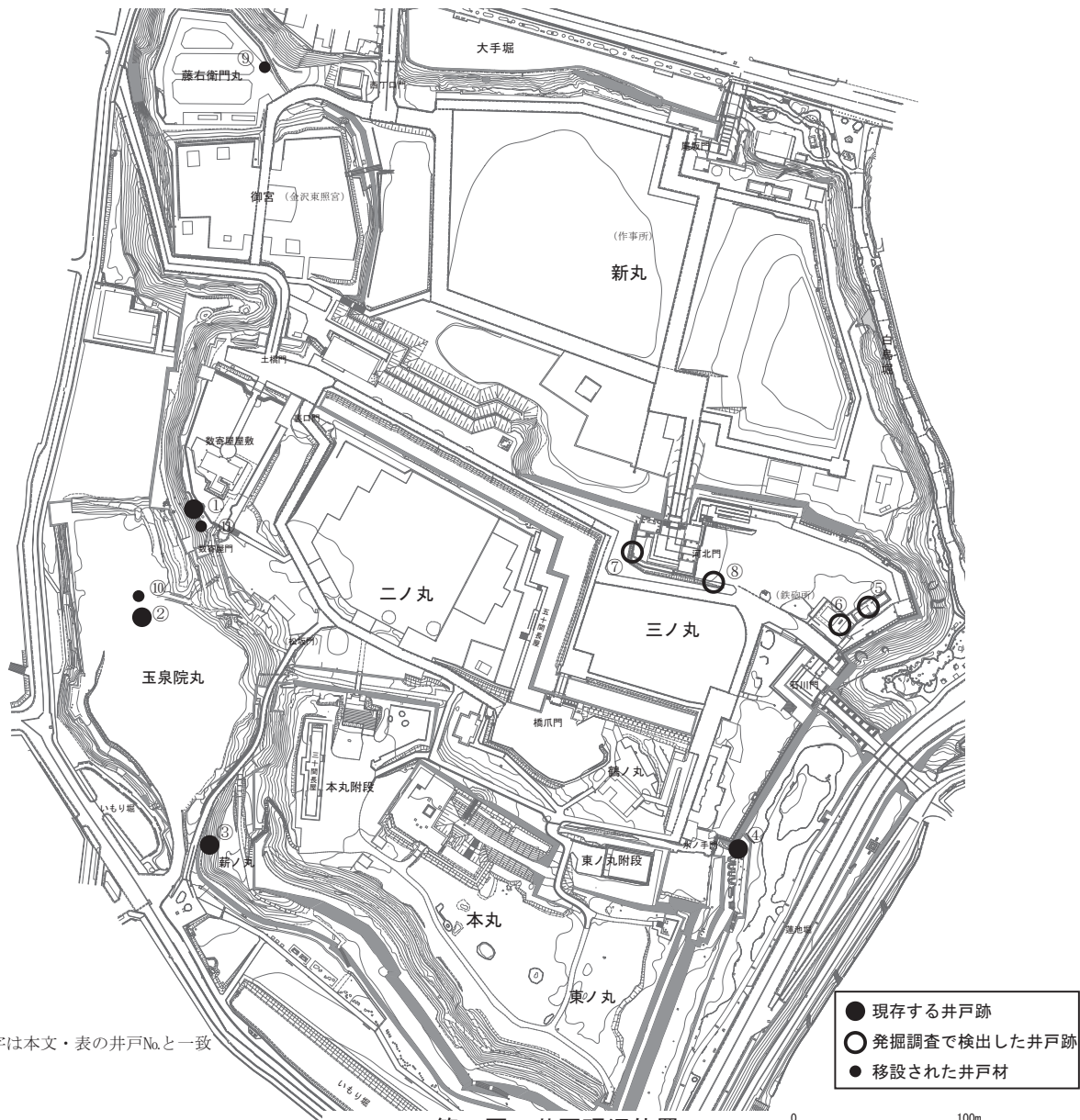
井戸側は、赤戸室石の板石を8石組み合わせた八角形（第2図 - 4）であり、外径119cm、内径103cm、現況の深さは井戸側上面から、水面まで18.6m（標高約27.0m）、底まで20.8m（標高約24.7m）を測る。段数については、計測可能な最上段の板石の高さ65cmを基準に、底の深さから割り返すと32段積み上げていることになる。板石同士は密接に組み合わせられ、上下段の石の縦目地はわずかにずれている程度で、基本的には1辺1石の構造となっている。

1石の寸法は、外幅48～50cm、内幅42～46cm、厚さ8cmを測り、内側がやや狭い台形状を呈する。上端部は、上部の井戸杵との組み合わせのため、外側を0.5cm程度浅くなるように削り込み、内側に段（第2図 - 3）を作り出している。接合面の仕上げは加工痕が残る雑なところと平滑できれいな部分が見られる。井戸側外面は地中に埋まり確認できないが、内面は相対的にきれいな印象を受ける。材の遺存状態は、上端部で一部ヒビ割れが認められるが、比較的良好である。

井戸跡周辺には板材（第2図 - 5）が散乱している。長辺73～82.5cm、短辺30～40cm、厚さ8～10cmの板材の一端を楕円形に湾曲させて削り貫き、接合面となる側辺の端部を削り込んだもので、これらの板材は形状や加工等から井戸杵周囲に設置された敷石材の一部と考えられる。

玉泉院丸の井戸跡（第3図）

玉泉院丸の中央部やや北寄りに位置する。軍隊期には馬小屋の井戸として利用されており、最近まで井戸側上部にはコンクリート製井戸杵が設置されていたが、現在は、玉泉院丸庭園の整備に伴いコンクリート製杵が撤去され、かつて数寄屋屋敷西側の金沢大学職員会館前にあった井戸杵（ ）が据え置かれている。



図中の数字は本文・表の井戸No.と一致

- 現存する井戸跡
- 発掘調査で検出した井戸跡
- 移設された井戸材

第1表 井戸一覧

第1図 井戸現況位置

番号	形式		石材	位置	法量 (cm)				深さ (m)		備考
	井戸枠	井戸側			外径	内径	高さ	厚さ	水面	底	
①	-	板石組 (八角形)	安山岩 (戸室石)	数寄屋屋敷	119.0	103.0	65.0	8.0	18.6	20.8	1石の幅は内42~46cm・外48~50cm 水面:標高約27.0m、底:標高約24.7m コンクリート板で蓋 現存
②	-	割り貫き	凝灰岩 (鷹巣石)	玉泉院丸	127.5	97.0	70.0	15.0	-	6.2	底:標高約27.7m 現存
③	-	割り貫き	凝灰岩	薪ノ丸	126.0	97.0	90.0	15.0	-	-	現存
④	割り貫き	石組	枠:凝灰岩 (鷹巣石) 側:河原石・安山岩 (戸室石)	水ノ手門	135.0	115.0	115.0	10.0	3.9	5.4	井戸枠 1段85.0cm・2段30.0cm 水面:標高約34.4m、底:標高約32.9m 「御乳母之池」(文獻) 現存
⑤	-	割り貫き	凝灰岩	三ノ丸 (北東部)	130.0	95.0	100.0	18.0	-	1.0以上	発掘調査(平成10年) 近代
⑥	-	石組	河原石	三ノ丸 (北東部)	130~150 180(掘方)	90~95	-	-	-	0.6以上	発掘調査(平成11年) 17世紀中頃
⑦	-	-	-	三ノ丸 (河北門)	170×180 (掘方)	-	-	-	-	2.2以上	発掘調査(平成18~20年) 17世紀後半廃絶
⑧	-	-	-	三ノ丸 (河北門)	305×280 (掘方)	-	-	-	-	-	発掘調査(平成18~20年) 17世紀後半~近代初
⑨	割り貫き	-	安山岩 (戸室石)	-	160.5	106.5	76.5	27.0	-	-	旧金大教養部中庭 (新丸)
⑩	割り貫き	-	安山岩 (戸室石)	-	139.5	103.5	73.0	20.0	-	-	旧金大職員会館前 (数寄屋屋敷)
⑪	板石組 (円筒形)	-	安山岩 (戸室石)	-	126.0	92.0	77.0	17.0	-	-	1石の幅は内33~43cm・外43~54cm 旧歩兵第六旅団司令部庁舎(数寄屋屋敷)

*深さは井戸側の上面から計測し、水面・底は現況の滞水面と井戸底を指す。

井戸側は、凝灰岩（鷹巣石）を削り貫いた円筒形（第3図 - 7）をしており、外径127.5cm、内径97cm、厚さ15cm、現況の深さは井戸側上面から、底まで6.2m（標高約27.7m）を測る。最上段の井戸側の高さ70cmを基準に、底の深さから割り返すと8・9段積み上げていることになる。遺存状態は、井戸側外面から内面にかけて、縦方向のヒビ割れが3箇所程度確認できる。井戸側上端部には、コンクリート製井戸枠を固定するための釘及びその痕跡が、内端部から約5cmの位置に、ほぼ等間隔に10箇所（第3図 - 2, 3）確認できる。外面には全体的に幅広の鑿加工痕がみられる。

薪ノ丸の井戸跡（第4図）

薪ノ丸の西端部に位置する。明治40年頃、旧陸軍により御花畑やいもり坂等の造成が行われ、郭周辺が著しく改変されたために、井戸跡は郭面が削られた斜面上に位置している。そのため、確認した井戸側3段とともに、井戸の中段部にあたる。現況の上段は半分以上が欠損し、遺存状態の良い中段には、内部に土砂が堆積している。

井戸側（中段）は、凝灰岩を削り貫いた円筒形をしており、外径126cm、内径97cm、厚さ15cm、高さ90cmを測る。上段の井戸側下端部は、内側をL字状に幅9cm、高さ2.5cm削り込み、外側に幅約5cmの段を作り出している。その受け手となる下段の井戸側は、段を内側に作って組み合わせる仕組み（第4図 - 7）である。上段の井戸側内面には、長さ30cm、幅10cmを測る長方形の切り込み加工（第4図 - 6）が2箇所認められ、切り込み上部は厚さ3cmを測るが、下部に向かうにつれ浅くなり、最下端で井戸側内面と面一となる。

水ノ手門外側の井戸跡（第2 - 6 ~ 9図）

鶴ノ丸東部の水ノ手門外側に位置する。周辺は南北方向の帯状の平坦面が階段状に連なっており、井戸跡はその最下面の北端にある。現況は埋められずに、簡易な覆屋が建てられている（昭和30年代以降）。

井戸跡は、凝灰岩を削り貫いた井戸枠2段、その下部に河原石等を積み上げた石組の構造（第2図 - 8）である。井戸枠は円筒形で、外径135cm、内径115cm、厚さ10cm、高さは上段85cm、下段30cmを測る。現況の深さは、井戸側上面から、水面まで3.9m（標高約34.4m）、底まで5.4m（標高約32.9m）である。割れが複数箇所に確認でき、その割れた石同士の間隙に表土が流れ込むことで、ずれが生じており、また、凝灰岩に内包する角礫が多く露出し、その抜けがクレーター状を呈する等、遺存状態は著しく悪い。

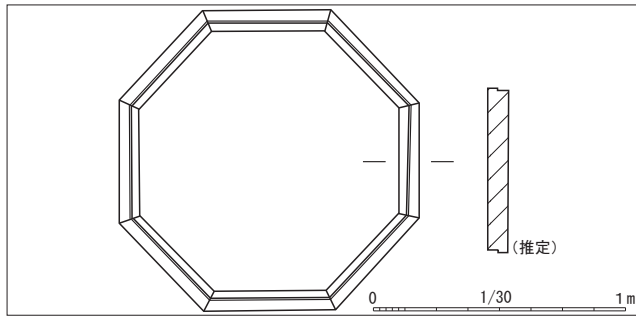
平成14年度には井戸跡周辺を対象とした発掘調査〔石川県金沢城調査研究所2008〕が行われており、凝灰岩製の井戸枠は近世末期以前に遡らないことを確認している。また、井戸が掘り込まれた平坦面の外周石垣は、金沢城石垣編年3期（元和）の創建で、5期（寛文）及び7期（文化）の修築を経ており、その際には井戸にも手が加えられた可能性がある。なお、『三壺聞書』〔石川県図書館協会1972〕、『高石垣等之事』〔日本海文化研究室1976〕等の文献史料では、「ちゃちゃ」という女性が水を汲んだ池として、「ちゃちゃが池」と呼ばれたとの記載や3代藩主利常の母寿福院の御膳水として、「御乳母之池」と呼ばれていたと記してある。（宮川）

2. 発掘調査で検出した井戸跡

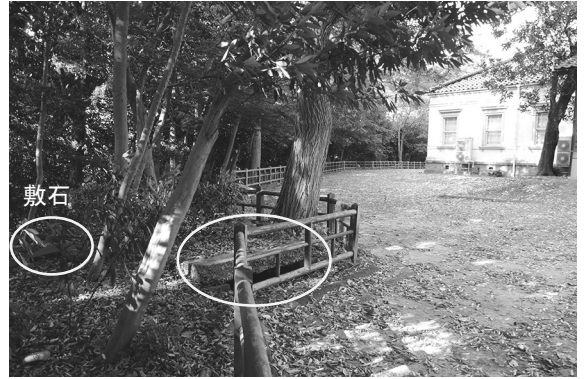
三ノ丸第1次 SE01（第5 - 1, 2図）

公園整備による建物建設工事に伴う発掘調査〔県教委・（財）県埋文センター2002〕で検出されており、調査地点は三ノ丸北東部に位置し、城内の「御鉄炮所」が置かれていた場所である。調査では2段の井戸側（第5図 - 2）と、1間×2間（東西約2.3m、南北約2.8m）の覆屋建物の礎石が検出された。井戸側は外径130cm、内径95cm、厚さ18cm、深さ1m以上を測る。凝灰岩削り貫きのほぼ垂直に立つ円筒形を呈し、上端部は内側が一段高くなった小段を巡らせる。下段の井戸側との組み合わせ方法は薪ノ丸の井戸跡と同様な形態と推測する。

江戸期の絵図にはこの地点に井戸は描かれておらず、軍隊期の図にほぼ同じ位置に井戸が記されていることから、近代以降の井戸である。



1 井戸側実測図



2 井戸跡の現況
後ろの建物は、旧歩兵第六旅団司令部庁舎



3 井戸側上端部
外側を削り込み、段を作り出す



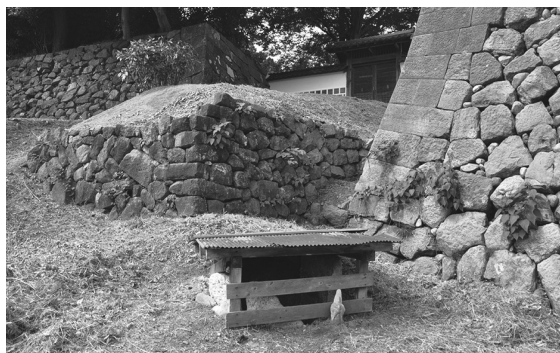
4 井戸跡内部
板石を組み合わせ、複数段積み上げ



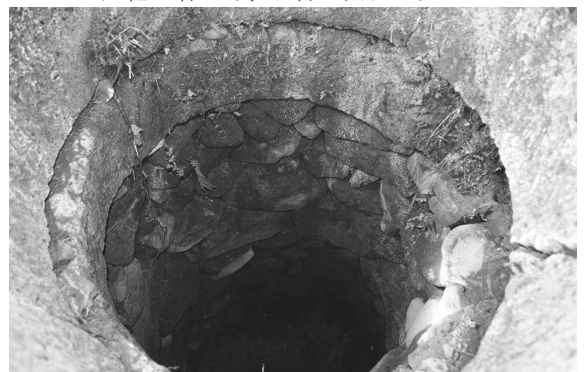
5 敷石材の状況



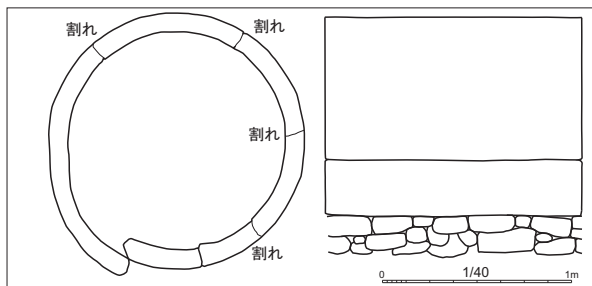
7 井戸枠（上段）内面
風化が著しく、石材の割れが目立つ



6 井戸跡の現況 奥は水ノ手門



8 井戸跡内部
上2段は削り貫き材、下部は石組



9 井戸枠・側略測図

第2図 現存する井戸跡（数寄屋屋敷・水ノ手門）



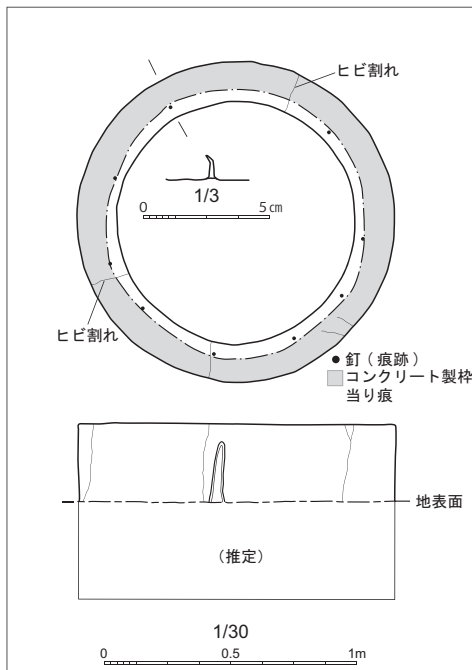
1 井戸跡遠景
玉泉院丸庭園の整備が進む



2 井戸側上面（部分）
近代以降、石製井戸側の上部にコンクリート製枠が設置される（現在撤去）
コンクリート製枠を固定するための角釘及びその痕跡を約10箇所、その外部に枠当り痕を確認



3 固定釘



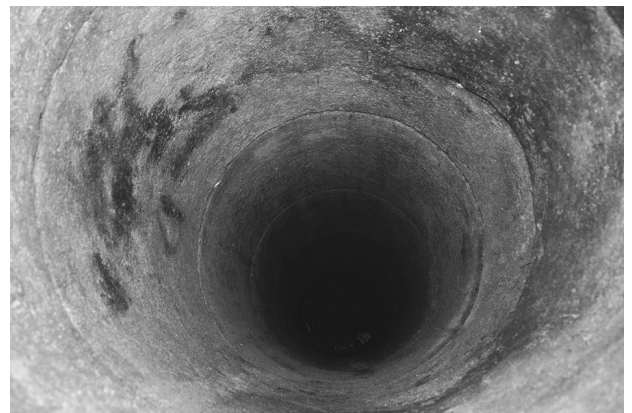
4 井戸側実測図



5 井戸側上面
外径 127.5cm を測り、円形を呈する



6 井戸側側面
ヒビ割れが3箇所程度、確認できる



7 井戸跡内部
円筒形の剥り貫き材を複数段積み上げ

第3図 現存する井戸跡（玉泉院丸）



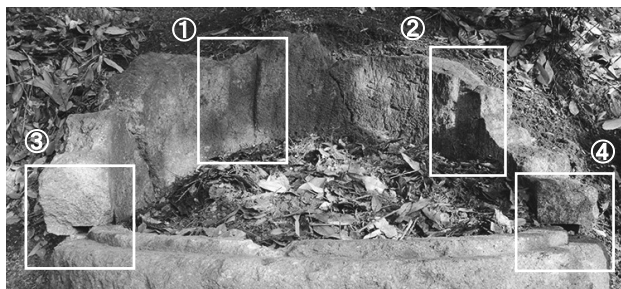
1 井戸跡遠景
近代に造成された「いもり坂」の脇、斜面上に立地



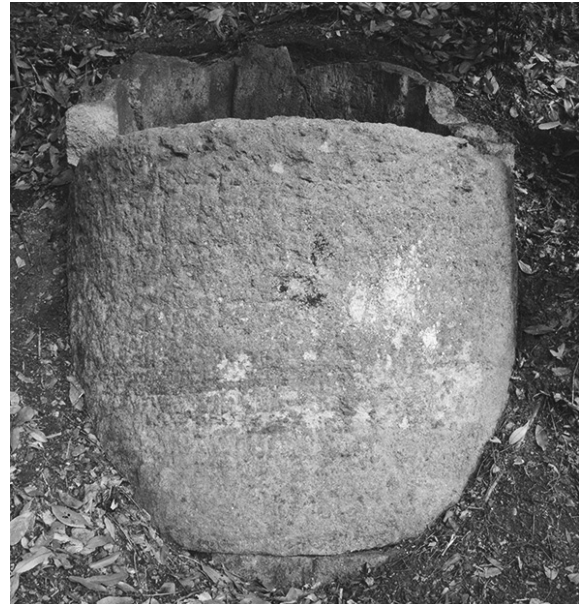
3 井戸側上面
中段の井戸側で外径126cmを測り、円形を呈する



4 井戸跡側面
最上段の井戸側は、風化等により割れ、東側上部・西半部は欠損。側内に多量の土砂



5 最上段の井戸側内面
①～④の加工が確認できる



2 井戸側側面
現況で3段確認でき、中段の高さは90cm



6 ①方形状の切り込み加工
下部に向かい浅くなり、最下端で面一
②も同様の加工



7 ④上・下段の組み合わせ加工
削り込んで、内・外部に段を作り出す
③も同様の加工

第4図 現存する井戸跡（薪ノ丸）

三ノ丸第2次 SE01 (第5-1, 3, 4図)

公園整備による建物建設工事に伴う発掘調査〔金沢城研究調査室2006〕で検出されており、調査地点は三ノ丸北東部、上述した三ノ丸第1次調査区のすぐ南に位置する。河原石とみられる自然石を積んだ井戸側(第5図-4)で、確認面の高さは標高41.66mである。規模は掘方上面で直径180cmの略円形を呈し、内径90~95cmを測る。深さは60cm程度掘り下げたのみで井戸底は未確認である。長軸20~30cmの長楕円を呈する円礫や亜円礫を使用し、小口を内面に向けて積む。17世紀後半頃に設けられたと推測される「与力番所」の建物の中になることや出土遺物から17世紀中頃以前の井戸であることが知られる。

河北門 SE001 (第5-5, 6図)

河北門調査区の南西部で検出された井戸〔石川県金沢城調査研究所2011〕で、確認面の高さは標高42.40mだが、上部は攪乱をうけており、本来の掘り込み面の高さは不明である。平面の規模は南北170×東西180cmで円形を呈し、深さは220cmまで確認するが、井戸底には達していない。土層断面(第5図-6)から井戸側を伴う構造と推測され、井戸廃絶時に抜き取られたとみられる。検出時に確認した抜き取り跡の平面形状から円形を呈する井戸側であった可能性が考えられる。掘方壁面は、確認面から-40~50cmまでは若干上端に向かい開いており、以下はややオーバーハングした箇所もあるが、ほぼ垂直に立ち上がる。壁面には掘削時の工具によると推測される痕跡を確認している。

寛文8(1668)年の「加賀国金沢之絵図」には三ノ丸内に5基の井戸が描かれるが、本遺構の検出位置に井戸はなく、後々もこの位置に井戸は描かれない。一括廃棄状態で出土したいぶし瓦から、廃絶年代は17世紀後半頃に位置づけられる。

河北門 SE002 (第5-7図)

河北門調査区の西端中央部に位置する〔石川県金沢城調査研究所2011〕。調査では遺構検出と調査区壁面で確認できる上層部分の土層観察を行っているのみで、井戸の構造等は不明である。

検出した規模は南北305×東西残存値280cmで、大量の炭が同心円状に入っており、火災によるごみの廃棄がなされた可能性がある。河北門最終段階の路盤が標高42.5mで確認されており、それよりも高い42.85mから埋め戻されていることから、路盤が埋められた時(明治14年頃)もまだ井戸は開放していたことがわかる。

遺物から年代は特定されていないが、17世紀後半をはじめとして幕末に至るまでの複数の絵図に河北門西側のほぼ同じ位置に井戸が描かれており、これがSE002であったと考えられることから遅くとも17世紀後半には構築されていた井戸であろう。

3. 原位置から移動した井戸材

旧金沢大学教養部(新丸)(第6図)

青戸室石製で円筒形を呈する割り貫きの井戸枠である。平成3年度に金沢御堂・金沢城調査委員会による金沢城跡主要遺構等実態調査時には、金沢大学教養部中庭(新丸)に置かれ(第6図-1)ていたが、原位置であったのか等の詳細は不明である。その後の公園整備に伴い、藤右衛門丸に移動されていた。

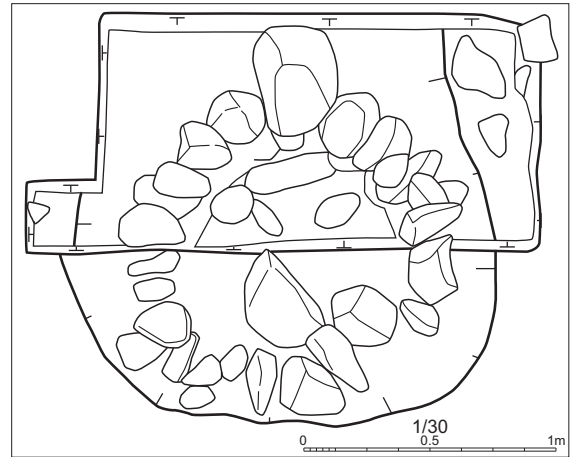
井戸枠は外径160.5cm、内径106.5cm、高さ76.5cm、厚さ27cmを測り、重厚な作りである。外形は胴部が膨らむ筒形を呈し、内面はほぼ垂直になっている。一端に56cm程度の幅で平坦に仕上げられた面(第6図-4)がある。下端部は、内側が11cm程の幅で約1.5cm低い小段(第6図-5)となり全周しており、下に設置する材と組み合わせる仕組みになっている。内外面ともに平刃状の工具により丁寧な加工がされる。特に上端部から側面上部20cm位にかけては磨かれており、特に丁寧な仕上げとなっている。(西田)

旧金沢大学職員会館(数寄屋屋敷)(第7・8図)

平成3年度に金沢御堂・金沢城調査委員会が実施した現地調査時に撮影した、金沢大学職員会館前に置かれていた井戸枠の写真(第8図-12)がある。それ以前は職員会館建替前の生薬学教室時代を



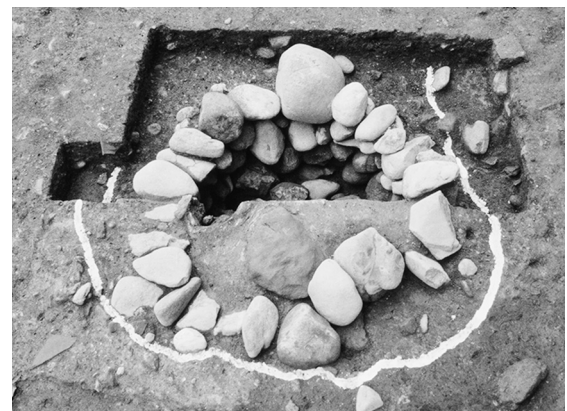
1 調査区全景（三ノ丸第2次）
手前の建物下が三ノ丸第1次調査地点、
奥は石川門



3 井戸跡（石組）実測図
（三ノ丸第2次 SE01）



2 井戸跡（石製削り貫き）
（三ノ丸第1次 SE01）



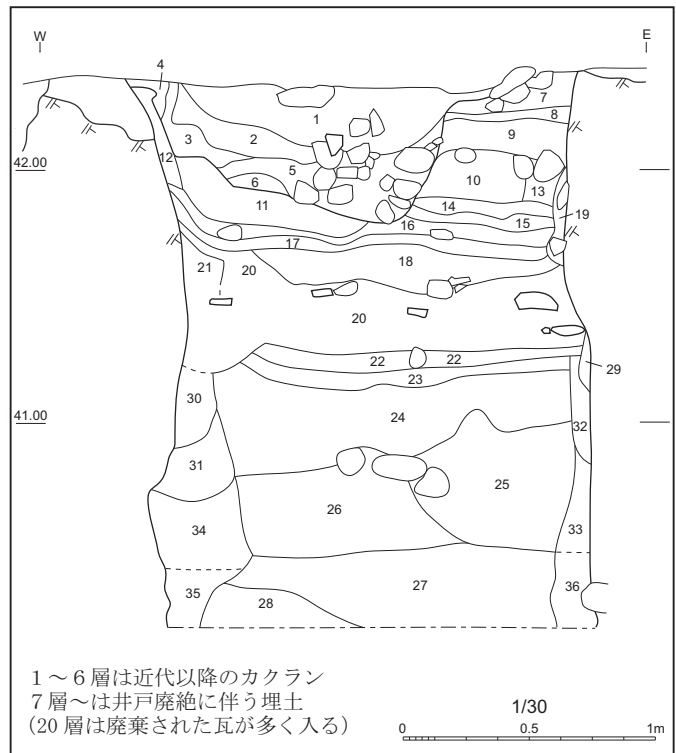
4 井戸跡（石組）検出状況
（三ノ丸第2次 SE01）



5 河北門 SE001
井戸側は抜き取られ構造は不明



7 河北門 SE002 プラン確認状況



1～6層は近代以降のカクラン
7層～は井戸廃絶に伴う埋土
(20層は廃棄された瓦が多く入る)

6 河北門 SE001 断面図

第5図 発掘調査検出の井戸跡（三ノ丸）

撮影した写真（第8図 - 13）〔金沢大学50年史編纂委員会1999〕に、同一の可能性のある井戸枠が外壁際に立て掛けるように置かれており、その当時既に移設されていたことが分かる。現在は前述のとおり の上部に移設（第7図 - 1）されている。

井戸枠は、赤戸室石を削り貫いた円形を呈するが、内面下部は八角形（第7図 - 3）となる。外径139.5cm、内径103.5cm、高さ73cm、厚さ20cmを測り、下端の八角形は一辺42cmである。上面端部は面取り加工により丸みを帯び、外形は中央部分がやや膨らんだ筒形を呈し、内面はほぼ垂直になっている。外面は下端部を幅10cmでL字状に削り込む（第7図 - 5）。これは枠周囲に設置される敷石を当て込むための加工と考えられ、下端面は平坦である。外面の加工痕は上端面及び側面上半部は風化で不明確だが、側面下半部では細かい鑿加工痕がみられ、特に下端部は平刃状の工具により丁寧仕上げられている。

側面には柄穴が3箇所確認でき、その内2箇所は2孔で対になり、対面する位置に穿たれている（第8図 - 6, 8）。孔の大きさは概ね9×4cmを測る。内部は磨滅した円礫等の様々な混和材を含む可塑性の素材で埋められ（第8図 - 9）ており、奥行き（厚さ）は不明であるが、内面までは貫通していない。もう1箇所は大きさ4×3.5cmを測る単独の孔（第8図 - 7）である。2孔1対の柄穴とは異なり、円礫を含まない細かい砂粒を多く含む素材で埋められ（第8図 - 10）ている。やはり奥行きは不明で、内面までは貫通していない。周囲には部材の当り痕が認められる。これらの柄穴は井戸の上屋構造を設置する際に穿たれ、その後、改修時に埋めて補修されたものと考えられる。その他、鉄製部材の痕跡（鉄サビ及び当り痕）が対面する形で確認でき、上屋構造等に関係する可能性がある。

旧歩兵第六旅団司令部庁舎（数寄屋屋敷）（第9図）

旧歩兵第六旅団司令部庁舎裏にあり、板石組八角形井戸跡（ ）の隣に置かれている。本資料はかつて二ノ丸南部の草地に散在していたもので、公園整備が急ピッチで進められていた平成12年頃に、これらを集めて新補材1石を加えて、現在地で組み立てられたものである。

井戸枠は、赤戸室石の板石を8石組み合わせた円筒形（第9図 - 3）をしており、外径126cm、内径92cmを測る。また、下端から約1/3辺りに、やや膨らみを持つ形状である。1石の寸法は内幅33～43cm、外幅43～54cm、厚さ17cm、高さ77cmを測り、部材の横断面は内・外面が湾曲した扇形を呈する。上部外側は幅7.5cmの範囲を1cm程度削り込み（第9図 - 2）、その周囲には鉄錆が確認できることから、鉄板等でたが締めして部材を固定していたと考えられる。また、下端部は内側が8cm程の幅で1cm削り出し、内側に段を作り出している。枠の上端部は内外の縁を面取り加工によりやや丸みを帯びるよう仕上げている。（宮川）

4. 絵図中の井戸（第10・11図）

参考として、江戸期や近代の位置をみってみる。図示したのは江戸後期の城内建物配置図の「御城中壱分碁絵図」（文政13年）である。この絵図では城内22箇所に井戸が描かれており、その表現は2タイプある。A：井桁状のものと、B：丸い井筒を思わせるもので、別の絵図では、逆に描かれていたり、全て「井」と表記されていたりするので、井戸以外の施設などではなく、地上部の構造の違いにより描き分けられたと思われる。その場合は、Aタイプは井桁を組んだ井戸枠、Bタイプは ・ のような削り貫きの井戸枠であったと推測する。

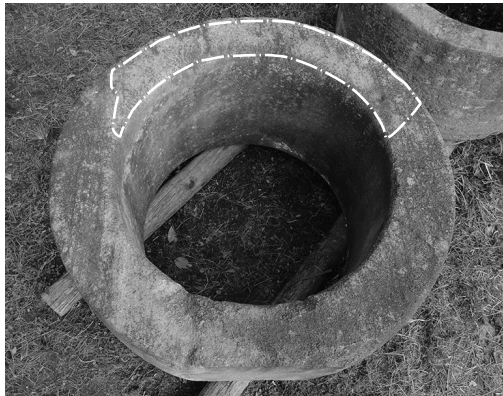
軍隊期の絵図にも「井」と書かれた施設が21箇所あり、「壱分碁絵図」の井戸と位置が重なるものが8箇所ある。新設したとみられる井戸も含め、兵舎や浴室や炊事場などの施設近くにみられる。

今回報告した、 ・ は壱分碁絵図に、 ・ は軍隊図に対応する井戸がみられる。一方、 ・ のように絵図には描かれない井戸跡があることも興味深い。

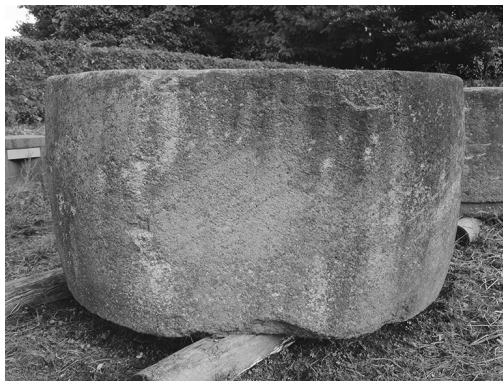
このように2枚の絵図を比較しただけでも、一旦掘削された井戸は長期間にわたって存続する一方で廃絶や新設も行われていた様子を垣間見ることができる。今後、絵図表記を年代ごとに整理し、遺構と比較検討することにより、井戸の変遷や構造、城郭整備との関連性などを探る手掛かりが得られるものと期待される。（西田）



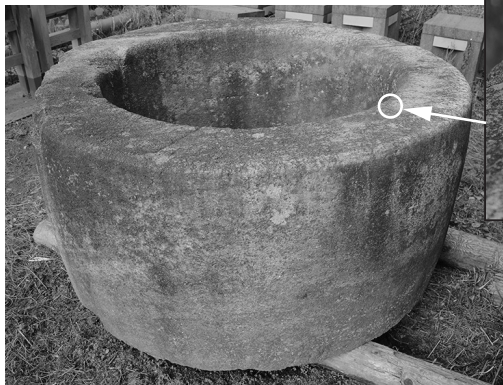
1 平成3年当時の状況
後ろの建物は金沢大学教養部校舎



3 井戸枠上面
一部が磨いたような平滑面あり



4 井戸枠側面
円形状の一部を平坦に加工



6 井戸枠上・側面



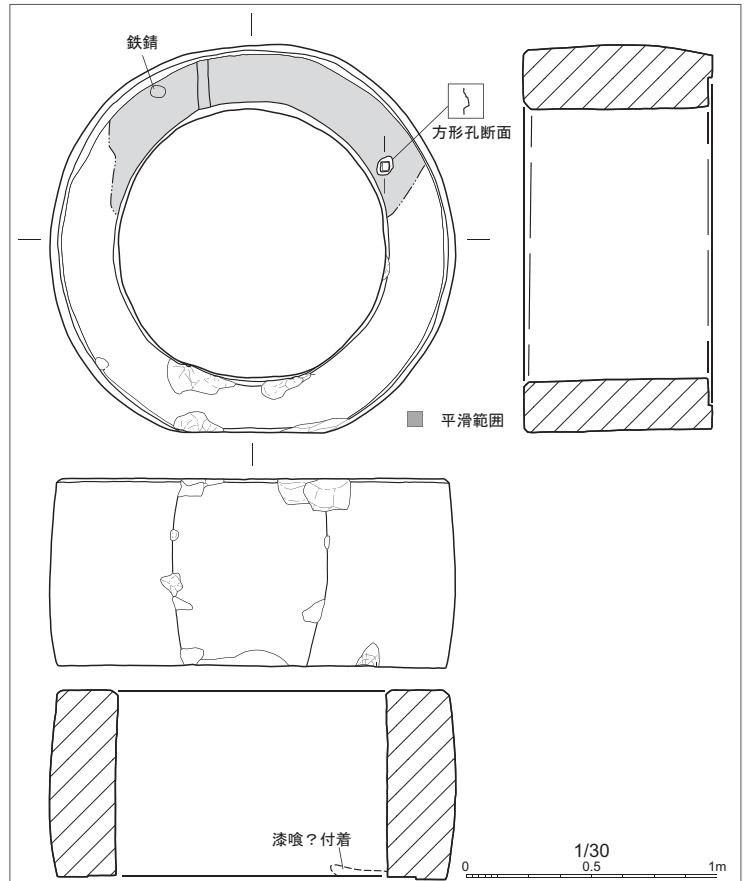
7 用途不明の方形孔



5 井戸枠下端部の状況
内側を削り込み、段を作り出す



8 井戸枠側面
全体的に平滑だが、上端から約20cm程は特に磨かれ、丁寧に仕上げられる



2 井戸枠実測図

第6図 井戸枠（旧金沢大学教養部中庭）



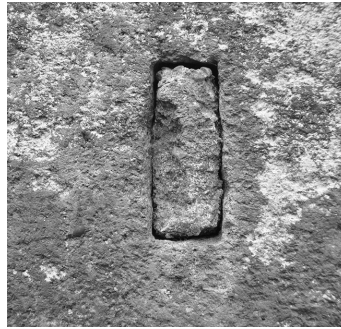
6 井戸杵側面①
柄穴2孔 側面③と対面する



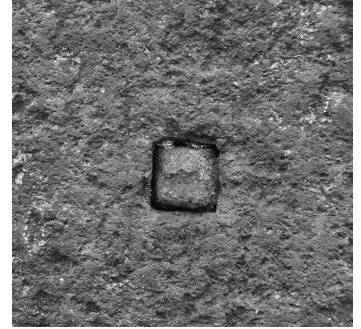
7 井戸杵側面②
柄穴1孔、孔周囲に部材当り痕



8 井戸杵側面③



9 側面①の上部柄穴
9×4cmを測り、可塑性の素材
で埋められている



10 側面②の柄穴
4×3.5cmを測る単独の孔



11 井戸杵の旧位置 (S=1/1,000)



12 平成3年当時の状況 (建物配置図★)
後ろの建物は旧金沢大学職員会館



13 職員会館として使用される前の生薬学教室時代
(~昭和30年前半)の写真。建物の壁際に井戸杵
『金沢大学50年史 部局編』より転載・加工

第8図 井戸杵 (旧金沢大学職員会館前) 2



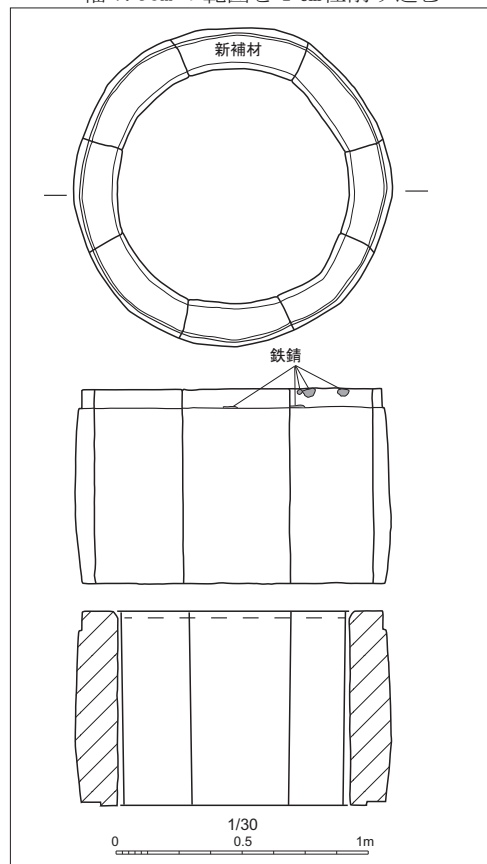
1 井戸枠の現況
 後ろの建物は旧歩兵第六旅団司令部庁舎



2 井戸枠上部
 幅7.5cmの範囲を1cm程削り込む



3 井戸枠上面
 全体的に平滑、外・内端部はやや丸み（面取り加工）を帯びる



5 井戸枠実測図



4 井戸枠側面
 現況は板石が互いにずれており、全体形は歪む



6 井戸枠内面
 板石の形状は下部が狭い台形を呈する

第9図 井戸枠（旧歩兵第六旅団司令部庁舎裏）

おわりに

本稿紹介の井戸材は全て石製であり、安山岩（戸室石）もしくは凝灰岩（鷹巣石等）、河原石が使われており、形態は石材を刳り貫いた円筒形、板石を組み合わせた円筒形と多角形、河原石の石組の3種類となる。また、安山岩は刳り貫き及び板石を組み合わせた枠・側にみられるが、凝灰岩は刳り貫きのみであり、素材による使い分けがあった可能性がある。材の寸法については、内径が95cm前後と105cm前後の2つに大別できることから規格性があったものと考えられ、概ね前者は凝灰岩、後者は安山岩の傾向にある。

これら以外にも、現状変更に伴う工事立会で4基（数寄屋屋敷、御宮東部、鶴ノ丸厩跡、いもり坂口）を確認しており、明治11年（1878）撮影の古写真〔学習院大学史料館2006〕には、三ノ丸の中央部において、釉薬瓦を葺いた覆屋を伴い井桁が組まれた井戸がみえ、金沢大学教育学部校舎敷地（鶴ノ丸）工事中には井戸材・形状が不明確な井戸が発見された〔金沢城跡学術調査委員会1967〕。絵図史料を参考にすると、さらに多くの井戸跡が地下に埋没しているものと考えられる。

金沢城内にある井戸の全体像に迫るためには、より一層の資料の蓄積を待つ必要がある。（宮川）

参考文献

石川県教育委員会・（財）石川県埋蔵文化財センター2002『金沢市 金沢城跡 - 三ノ丸第2次調査 新丸第2次調査 - 』

石川県教育委員会事務局文化財課金沢城研究調査室2006『金沢城跡 - 三ノ丸第1次調査 - 』

石川県金沢城調査研究所2008『金沢城跡埋蔵文化財確認調査報告書 』

石川県金沢城調査研究所2011『金沢城跡 - 河北門 - 』

石川県図書館協会1972『三壺聞書』

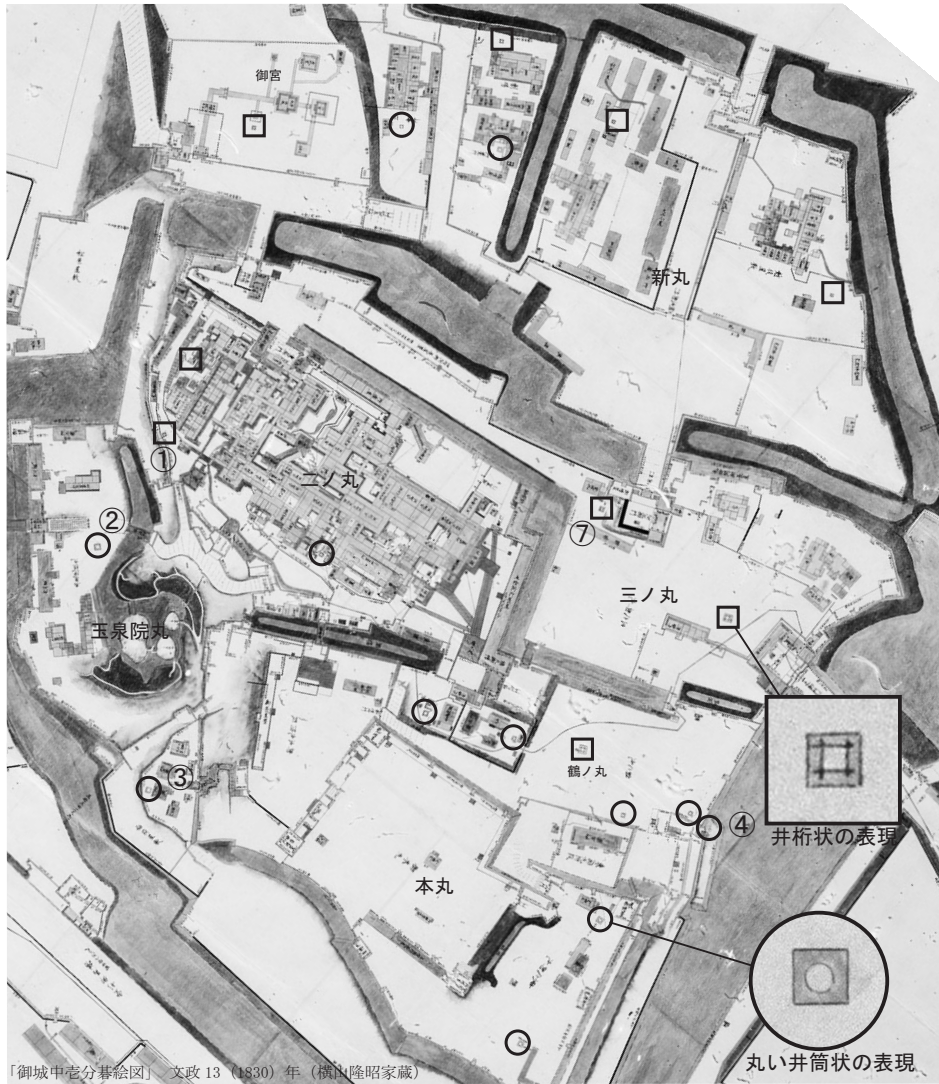
宇野隆夫1982「井戸考」『史林』65巻 史学研究会

学習院大学史料館編2006『写真集 明治の記憶』吉川弘文館

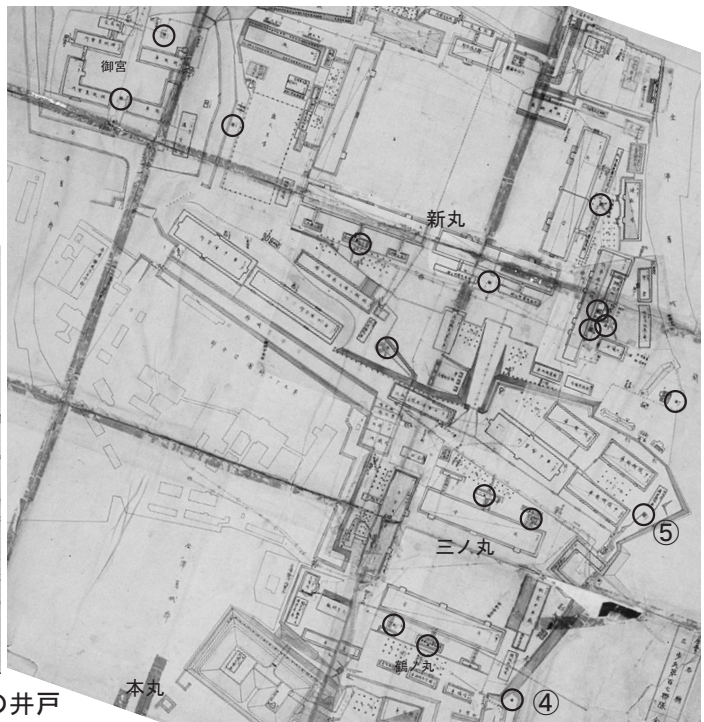
金沢城跡学術調査委員会編1967『金沢城 - その自然と歴史 - 』金沢大学生協同組合出版部

金沢大学50年史編纂委員会編1999『金沢大学50年史 部局編』金沢大学創立50周年記念事業後援会

日本海文化研究室編1976『金沢城郭史料 - 加賀藩穴生方後藤家文書 - 』石川県図書館協会



第10図 絵図に描かれた井戸



第11図 軍隊期の井戸

玉泉院永姫に関する一史料と発給文書

石野 友康

はじめに

金沢城の西側、現在は道路となっている堀をはさんで尾山神社の東に位置するのは玉泉院丸と称する曲輪で、藩政期に庭園があったことでも知られる。平成27年春、暫定整備のもと庭園が復元され、新たな観光スポットとして期待されている。言うまでもなく、玉泉院丸は、玉泉院（永姫、2代藩主前田利長正室、織田信長娘、以下特に断らない限り玉泉院で統一したい）の名にちなむ曲輪であった。この曲輪はもともと西ノ丸と称し、藩祖利家の時代から江戸初期にかけては村井長頼はじめ重臣の屋敷がおかれていた。慶長19年（1614）に二代藩主利長が越中高岡で没すると、その正室永姫は落飾して玉泉院の法号を用いるとともに、その年金沢へ移り、元和9年に没するまでここを生活の場としたというのが通説となっている。

彼女自身の生涯は、史料的な制約もあって詳細は不明である。『石川県史』をみても⁽¹⁾簡単な紹介に留まっている。近年、宇佐美孝氏により金石中山家文書のなかの玉泉院関係史料の検討がなされ⁽²⁾や玉泉院に関する見瀬和雄氏による講演資料⁽³⁾は手元にあるが、彼女の足跡を藩政のなかにどのように位置づけていくかは今後の調査研究に委ねられている。

拙稿では、従来金沢城の玉泉院の御座所築造と移徙を慶長19年と理解されてきたが、御座所の築造については元和元年以降であることを指摘するとともに、彼女に関する基礎データの充実を図るべく52点におよぶ発給文書の特徴について述べていきたい。

1. 「本藩歴譜」にみる玉泉院の記憶

まずは、後年の加賀藩の記録によって玉泉院について藩政期を通じてどのように記載され伝えられてきたのかを振り返りたい。

江戸後期に書かれ、その後書き継がれた「本藩歴譜」⁽⁴⁾は藩主前田家の当主・子女・正室や側室等の略歴を示したものであり、江戸後期における大方の見方といえよう。玉泉院については次のように記されている。概要を示してみる。

玉泉院は永姫といい、織田信長の四女として誕生した。天正八年に前田利長との縁組の命を受け、その翌年越前府中に嫁した。利長の死後剃髪して院号を称して高岡から金沢に帰った。当初金沢城新丸の横山長知宅に入り、ついで8月に新しく築造した西ノ丸に移った。このとき玉泉院丸と称した。八月に立山姥堂に参詣、元和9年2月に50歳で没し野田山に葬った（法号は玉泉院殿松巖永寿大姉）。

あわせて参考事項として玉泉寺の建立過程や玉泉院の生母の系譜や金沢堀川久昌寺の由緒などについて玉泉院との関わりのなかから触れられ、『石川県史』もこの記述に拠っている。

これらが今日の通説となっている。玉泉院は元和9年（1623）、50歳で没したというから、天正2年（1574）の生まれで、輿入れは8歳でのことであった。生母は生駒氏と伝え、元和4年3月没したという女性であった（法号は春譽妙証大姉）。この生駒氏は、信忠・信雄の生母（生駒蔵人家宗娘）とは別家の人だという。また、金沢堀川町に所在する久昌寺は、信長の菩提を弔うために尾張において慶長15年に明岩首座を開基として建立したものであり、のちに金沢に移したものと紹介している。明岩首座は信長の末孫と伝え、とすれば玉泉院にとっては近い一族であり、玉泉院が薨去したのち剃髪したという。

もう1つ、「本藩歴譜」には記されていないが、幼少時の玉泉院のエピソードを語るものが加賀藩の伝承のなかにある。本能寺の変のときの様子である。ちょうど本能寺の変の際に利長は幼少の玉泉院をともない、信長に会うために上洛の途中であったという。近江瀬田あたりで信長の急死の情報を

得、利長は直ちに玉泉院を前田家の旧領尾張荒子に逃し自らは事態に対応したという。

このように玉泉院に関わる記憶は、おそくとも幕末期には断片的になっていたのであり、それを結びつながら彼女の人物像にせまらなくてはならないという課題がある。とくに金沢に住むようになってからの状況については、現状では伝承が伝わらない。

2. 金沢城での玉泉院

(1) 金沢移徙をめぐる一史料

玉泉院が金沢城へ移るに際しての一史料があるので確認したい。

山城かた迄之書状令披見候、何茂書中之通尤候、弥留守中用所之義共無滞様二可被申付候事尤候、

一、芳春院御屋敷廻普請并御座所作事出来候様二可被申付候、然八小松・大正寺之者共 并金沢留守有之衆役之三ケ二之分出候様二申触候尤二候、奉行之儀八最前申付候も共其地二差下候条、急度可精入旨可被申渡候、毎日人数着到書付我々罷歸候刻可指上候 由可被申付候事、

一、玉泉院御座所之事、高岡のおう系・長屋をこぼち候て舟にて宮腰へ相届候様可被申付候、普請之者之事、魚津之者とも岡嶋備中ものも三ケ二の分出候様可申付候□ □

一、□ □ 可申付候□ □もの共□ □芳春□ □普請□
□ 申付候、何茂油断有間敷候、謹言、

筑前守

六月八日

利光（花押影）

奥村備後守殿

（加越能文庫「御歴代御書写」一）

「御歴代御書写」（金沢市立玉川図書館〔加越能文庫〕蔵）⁽⁵⁾は、明治期前田家編輯方で作成された写本で3冊存する。藩主利光（利常）が奥村備後守にあてた書状である。利光の花押をきわめ正確に描いているところからみて、現在原本の所蔵先は不明であるが、原本を確認している可能性がきわめて高い。宛名の奥村備後守については、奥村永福の子易英が備後守を名乗った形跡があるから⁽⁶⁾彼に比定できよう。

本文書は高岡城の沿革にも深く関わることから、高岡市『高岡城跡詳細調査報告書』（2013年）にも採られているが、玉泉院に関わる部分のみの抄出であった。金沢城の歴史にとっても重要な内容をもっている。

年代を推定してみよう。書状形式であり、年代は記されていない。内容から利長が没して永姫が玉泉院を名乗る慶長19年以降、芳春院が没する元和3年以前のものとしなくてはならないだろう。追記に「山城かた迄書状令披見候、何茂書中之通尤候、弥留守中用所之義共無滞様二可被申付候事尤候、」との文言から利常の側に山城＝横山長知がいること、奥村易英と利常とが離れている状態であることが明かである易英が「留守中用所之儀共」を命ぜられていることもあわせみると、長没直後の慶長19年のこととするのは難しい。

慶長19年6月といえば、長知は利常の叱責をうけて菩提寺松山寺にこもって剃髪して道哲を名乗り、ついで山城山科に移り夕庵と称したところである。帰藩するのはこの年の10月のことであり、大坂冬の陣の際には金沢の守衛にあっていたことがわかっている。したがって利常に同行し大坂城めには参加していない。利常が金沢へいったん戻るのは翌元和元年2月6日のことで、2ヶ月後の4月18日には再度大坂に向けて出陣している。長知は大坂夏の陣には利常に従軍しており、その時の様子が諸記録のなかにみることができる。5月7日の大坂城落城後の様子に注目すれば、6月2日付で宝幢寺に対して発給した書面では、文面より長知は利常のもとにあり、利常が7月中に帰陣するであろうと報じており⁽⁷⁾、実際この年、元和元年6月8日段階では長知は利常とともに金沢にはいない状況であっ

たとえる。なお利常はこの8月に凱旋している⁽⁸⁾。ついで元和2年、3年の利常や長知、易英の動きについては不明な部分が多い。元和2年3月利常は、体調を崩した徳川家康を見舞うためか駿府に到ったとされ⁽⁹⁾、その後いつ金沢に戻ったかはわからない。翌3年は5月に、將軍秀忠の御成があり、利常の在府が確認できるが⁽¹⁰⁾、その後の動きについても今後明らかにしていかななくてはならない。このように考えていくと本史料は慶長19年である可能性は低く、元和元年から3年の間のものであったとみるのが妥当であろう。

「玉泉院御座所」については、「高岡のおう系・長屋をこほし候て舟にて宮腰へ相届候様二可被申候」とあるように「高岡のおう系・長屋」を解体して高岡から海路宮腰へ廻漕するよう命ぜられ、いで金沢城に移築するよう指示をだされていた。この工事については、芳春院の屋敷は「小松・大聖寺之者共并金沢留守有之衆」の役の3分2分が出役しており、玉泉院の普請には「魚津之者とも并岡嶋備中もの」も3分2の分が出役を命ぜられている。

玉泉院は利長の死により慶長19年に金沢へ至り横山邸に入ったものの、少なくとも1～3年間は長知留守宅にそのまま住まいし、元和初頭に高岡より御座所を移築したのち玉泉院丸に移った可能性がきわめて高いのである。玉泉院とほぼ同時に帰国した芳春院の屋敷廻りや御座所の作事にも帰国から1～3年経ってはまだ竣工していなかった状況であったことがわかる。

(2) 三人の女性たち

以上のように玉泉院や芳春院の城内の新屋敷は元和初頭以降に竣工し、それぞれこれに移った。すでに金沢城には利常の正室珠姫(子々姫)⁽¹¹⁾が存し『三壺聞書』の記事より推して本丸の御殿に住していたようであるから、歴代三代の当主の正室たちが金沢城に揃ったことになる。このうち芳春院については、利長の死をうけて利常生母である寿福院と交替する形で国許に戻った。『三壺聞書』によれば、彼女が江戸を発したのは慶長19年6月上旬のことであり、利長の死に目には会えなかった。その月の中旬には越中高岡に入り、10日ほど滞在して金沢にむかったという。金沢に到着した彼女は一旦金沢城の本丸に入り、その間に二ノ丸に御屋形をあらたに造営して8月に新宅に入ったとされるのであるが、先に見たように、芳春院屋敷廻りはいまだ進められている段階だから、8月とするならば元和初頭のこととしてとらえなければならない。いずれにしても

本丸	珠姫(三代利常正室)(慶長6年～元和8年)
二ノ丸	芳春院(初代利家正室)(元和初頭～元和3年)
玉泉院丸	玉泉院(二代利長正室)(元和初頭～元和9年)

の図式ができあがった。慶長19年以來(本丸・二ノ丸・西ノ丸の配置としては元和初頭)元和3年までの数年間はこの三人が金沢城に住したことになる。芳春院が元和3年に没し、元和8、9年に残る珠姫、玉泉院も次々没するが、この三人そろって金沢城に存在したことがこの時期の藩政や金沢城の変遷のなかでどのような意味を持つのかについては注目されておらず、今後明らかにしていく必要があるのではないかと。今後の課題としたい。なお、利家の娘で宇喜多秀家室の豪姫も城にほど近い西丁に住居するようになったというから⁽¹⁰⁾、女性たちが城もしくは近隣に揃ったことになり、あわせて考えるべきだと考える。

3. 玉泉院文書の検討

(1) 概要

次に玉泉院文書についてみていきたい。表1は52点の一覧である。玉泉院文書と言っても芳春院のように自身による消息はほとんどみられない。豎紙の目下に印を据えていながらも、その大半が小太夫・千福・宰相などといった侍女たちの名で発給された。その大半は無年記であり、年記が確定できるものは数点しかない。宛先は妙泰寺・埴生八幡宮・立山岩峯寺など加賀・能登・越中の寺社を中心にしながら、加賀宮腰の町年寄を勤めた中山家や越前大文字屋そして玉泉院附で高岡町支配の任に

あったとされる鈴木権介・杉山小助らに充てられている。内容をみていくと、玉泉院の知行所大衆免村のうちで妙泰寺に寄進する内容のものもあるが（整理番号2史料）、そのほかには献上物に対する礼状の類が大半であり、礼状の類でも「玉泉院」との文字があれば慶長19年以降のものと判明し、5月20日に没しているの、5月20日以前の日付であれば慶長20年=元和元年以降のものと年代の幅が狭まってくるのである。しかし、それすら判らず手がかりがつかめないものが大多数である。彼女が藩政そのものに関与したり、感情を吐露したものはほとんどみられない。したがってここから彼女の人物像なり藩政における役割などを直接引き出すことは残念ながら難しい。

（2）発給文書編年化の課題

問題は、こうした現状ではあるが何とかこれらの文書の編年化はできないかという点であろう。宇佐美氏は、中山家文書を素材とし、上書きに記された人物等に注目して差出人と宛所を手がかりに編年化を試みられておられる。玉泉院の侍女である千福が利長在世中より名がみえるとして比較的初期のものとして、小太夫が元和頃に登場することから後半期のものと推測された。しかし、表1をみてわかるように、慶長17年のものと推定されるものに小太夫の名で発給するものがあり、利長在世中からすでに活躍が確認できる。また、元和元年には小太夫と連署する形で千福が発給していて、前期・後期を想定するほどの分類はできない。侍女は小太夫・千福、さい・たつ、千福・宰相という3通りの組み合わせが確認でき、それぞれ単独でも発給をみる。連署と単独発給での意味の違い、そもそも、小太夫や千福、宰相等の由緒についても不明である。

ところで侍女たちに関しては、慶長11年7月の白山太神宮の奉加帳に記載されている（表2）⁽¹³⁾。本文書は、森田平次（柿園）「国事雑抄」⁽¹⁴⁾にも取り上げられているものである。28名の女性のうち、さい・たつ、せんぶく・さいしやう・しん太夫は発給文書に登場する人物と一致し、しん太夫については、中山家文書のなかにも現れており、これらが利長や玉泉院附の女性たちと考えられる。ただし、この奉加帳には小太夫の名がみえない。あるいは、慶長11年から17年の間に利長が玉泉院に近侍する立場となったか、この間に改名したことも想定しなくてはならないし、あらたに召し抱えられた可能性も捨てきれない。侍女たちの発給からの編年化にはより慎重な検討が必要であろう。

また、玉泉院の印文も一様であって年代推定への決め手に欠ける。このように編年化の作業は、現段階では一筋縄ではいかない作業といわざるをえないのである。

（3）寺社由緒帳の記述

さて、日本海文化叢書『加越能寺社由来』（上下巻2冊）には、加賀・能登・越中あるいは預地に所在する江戸時代の寺社由緒帳や明治期に作成された明細書などが所収されている。その上巻には延宝・貞享という江戸前期に各寺社が宗派ごとに藩に提出した由緒帳を所収している。藩の寺社改めにおいて書き上げられたものであった。このうち延宝期の社寺来歴は前田氏一門の菩提所・祈祷所・外護所として藩の特別保護を受けていた寺社を対象に行われ、貞享の由緒帳は、すべての寺社を対象に提出を求められたもので、その後の寺社の基本台帳としての役割をもったと指摘されている。新規寺社の建立禁止にともない新規での寺社身分に加わることは難しくなった⁽¹⁵⁾。

以上は、いわば藩支配者層からの評価であるが、一方寺社側からすれば、自分たちの寺社の来歴を書き上げるということは藩との関係を意識しながら、その伝承を由緒帳に反映させたわけで、玉泉院のこともストレートにうかがうことができよう。玉泉院のことがみえる寺社としては玉泉寺（時宗）はじめ妙泰寺（日蓮宗）、久昌寺（曹洞宗、前述）、越中三光寺（曹洞宗）、立山芦峯寺・中宮姥堂（天台宗）・埴生八幡宮などがあげられる。そこに記される玉泉院の足跡としては、屋敷地の拝領 拝殿や室堂などの施設の建立 常々の祈祷などがあげられる。

このなかで越中埴生八幡宮の由緒では、大坂の陣の際、家康・秀忠、利常の武運長久の祈祷を天徳院より依頼され、神主民部が秀忠に札守や木曾義仲願書・矢柄を撰津の陣所に持参した。そのことを

玉泉院へ千福・宰相を通して申し上げたという。いわば先にみた千福・宰相が取次としての役割も担っている点に注目したい。大坂の陣は冬の陣であれ、翌年の夏の陣であれ玉泉院は金沢城にて前田家の活躍を見守っていたが、諸事の連絡は侍女達を通して耳にし、必要があれば彼女たちを通して対応したことになる。ここでも玉泉院の姿は見えない。

[表1] 玉泉院関連文書一覧

	年代	差出人	宛先	内容	所属	請求番号等	備考(刊行物)
1	(慶長17年か)	12月24日 小太夫	三くわう寺	屋敷扶持の御礼にくしがき進上御礼	玉川(加越能)加能越古文叢50	16.03-4	屋敷扶持は慶長17年のこと(『加能寺社由来』294頁)
2	元和元年	9月15日 小太夫・千福	妙泰寺	玉泉院知行所大衆免村内の屋敷地寄進	妙泰寺文書		『印』あり。『金沢市史』寺社
3	(元和6年)	閏極月7日 小太夫	埴生神主民部	歳暮祈念御礼に尺餅・昆布献上につき書状	加藩国初遺文11	16.28-74	『御印』とあり
4	元和7年	10月15日 さい・たつ	能州霊泉寺いんきよ東堂	霊泉寺寺屋敷寄進に付印判状	松雲公採集遺編類纂130	16.03-1(130)	『新修七尾市史』寺社編11頁
5		巳3月13日 小太夫	すす木・小介	ならぶ進上につき	中山家文書	160-22	宇佐美1986
6		正月5日 小太夫	鈴木権介	年頭御礼として小鯛・かながしら進上につき	中山家文書	160-16	宇佐美1986
7		5月4日 小太夫	鈴木権介	見舞としてごういか進上につき	中山家文書	160-25	宇佐美1986
8		正月6日 小太夫	宮腰主計	年頭御礼として昆布・海鼠腸進上	中山家文書	160-17	宇佐美1986
9		正月7日 小太夫・千福	越中稲荷神主豊後	年頭御礼として巻数御礼守到来礼状	高岡神社神官関氏所蔵		『加賀藩史料』(稿本)元和8・9年
10		正月9日 しん大夫	こさへもん	かミ様へくしこ等進上につき礼状	中山家文書		
11		正月12日 小太夫・千福	岩倉 延命院	伊勢へ年籠にて御被・熨斗・黒海苔献上につき礼状	岩崎寺文書		『黒印』あり。『越中立山古文書』174頁
12		正月13日 小太夫・千福	杉山小助・鈴木権介・谷五兵衛	年頭御礼として昆布・鮎進上につき	中山家文書	160-11	宇佐美1986
13		正月17日 千福・小太夫	青木・小助	大文字屋帰るにつき、玉泉院より祝儀遣わす	加藩国初遺文11	16.28-74(12)	玉泉院の印影あり
14		正月19日 (印影)	(欠)	年頭御礼奉書5束・大栗等到来礼状	松雲公採集遺編類纂139	16.03-1	玉泉院の命を奉じて女中が宛給か
15		正月19日 小太夫	勝興寺	鳥目100疋進上の礼状	勝興寺文書		『雲龍山勝興寺古文書集』
16		正月29日 千福・宰相	埴生別当	年頭祝儀として巻数・そなへ物・串柿献上につき礼状	加藩国初遺文11	16.28-74(12)	『御印』あり
17		2月4日 (欠)	(欠)	年頭御礼として札・樽等進上御礼	玉川(郷土)	k1-362	
18		2月5日 宰相	鈴木権介	年頭としてかひ進上につき	中山家文書	160-21	宇佐美1986
19		2月15日 せんぶく	いせこと 豊後	せきの郷神めい辺茅の窪地を神領とすべきを伝える	高岡神社神官関氏所蔵		玉泉院と思われる印あり。『加賀藩史料』(稿本)元和8・9年
20		2月21日 小太夫	杉山小助・鈴木権介	かながしら進上につき	中山家文書	160-20	宇佐美1986
21		3月17日 小太夫	宮腰主計	鯛進上	中山家文書	160-23	宇佐美1986
22		3月29日 小太夫	宮腰主計	音信としてほうぼう・こち進上につき	中山家文書	160-24	宇佐美1986
23	(慶長20年以降)	卯月19日 千福	いわくら延命院	玉泉院への巻数・葛粉御礼	岩崎寺文書		『黒印』あり。『越中立山古文書』169頁
24		5月7日 小太夫・千福	稲荷神主豊後	利波・射水・中郡村々宮初穂田米仰せ付けられ国中動行を求める	高岡神社神官関氏所蔵		『加賀藩史料』(稿本)元和8・9年、『印』あり
25		5月8日 小太夫	はにう神主	当月祈念に昆布等献上につき礼状	加藩国初遺文11	16.28-74	『御印』とあり
26		5月11日 小太夫・千福	能州石動山火之宮坊	当月祈念札・昆布到来礼状	玉川(郷土)	k1-364	
27		5月19日 小太夫	いなり神主 豊後	山のいも・野老・串柿到来礼状	高岡神社神官関氏所蔵		『加賀藩史料』(稿本)元和8・9年
28	(慶長20年以降)	5月19日 せんぶく	一のみや大くうし	きくせんいんさま(玉泉院様カ)への札・肴献上の礼状	気多神社文書		『気多神社文書 第一』
29	(慶長19年以降)	5月25日 千福	岩倉延命院	伊勢よりの下向につき被・熨斗等玉泉院へ献上につき礼状	岩崎寺文書		『黒印』あり。『越中立山古文書』169頁
30		6月3日 せんぶく	いわくら ゑんめい いん	あらたに戸帳をつかわしたるにつき、すでにつかわしている戸帳返却を	岩崎寺文書		『越中立山古文書』170頁
31		6月13日 小太夫・千福	岩倉 座主坊	巻数・御供・御神酒等進上につき礼状	岩崎寺文書		『黒印』あり。『越中立山古文書』174頁
32		6月16日 小太夫	鈴木権介	御礼として小鯛進上につき	中山家文書	160-26	宇佐美1986
33		7月7日 千福・小太夫	杉山小助・鈴木権介	七夕礼として蛤・ささげ進上につき	中山家文書	160-27	宇佐美1986
34		7月10日 千福・宰相	杉山小助・鈴木権介	御見舞としてきす進上につき	中山家文書	160-28	宇佐美1986
35	(慶長19年以降)	7月11日 せんぶく	ゑんめい いんのてしやくれん	玉泉院に結分経献上につき銀3匁下賜方案内	岩崎寺文書		『黒印』あり。『越中立山古文書』170頁
36		7月14日 小太夫	鈴木権介	盆礼としてこつくら進上につき	中山家文書	160-29	宇佐美1986
37		7月26日 さいしやう	いわくら さす	札・巻数折・樽献上につき礼状	岩崎寺文書		『黒印』あり。『越中立山古文書』172頁

38		8月4日	せんふく	すゝき・五ひやうへ・かひやうへ・太郎へもん	いわくら三人の衆より御影・御札・午王献上につき初穂遣わず旨案内	岩峯寺文書			「黒印」あり。『越中立山古文書』170頁
39		8月7日	せんふく	小さえもん・七さへもん	うえさまより府中の大文字屋に銀子を遣わされた旨案内	松雲公採集遺編類纂139			
40		8月8日	さい将	すゝき・五ひやうへ	いわくら座主・新発意より桃・御札等到来につき消息	岩峯寺文書			「黒印」あり。『越中立山古文書』173頁
41		8月8日	さい将	いわくらのさすの御はう	上さまの寄進として書付遣わず儀につき消息(前後欠)	岩峯寺文書			「黒印」あり。『越中立山古文書』174頁
42	(慶長19年以降)	8月16日	せんふく	糸んくわうほう	祈禱し御巻数・供物・洗米を玉泉院へ献上につき消息	岩峯寺文書			「黒印」あり。『越中立山古文書』172頁
43		8月19日	小太夫	立山別当	祈禱の御札巻数・梨到来につき礼状	岩峯寺文書			「黒印」あり。『越中立山古文書』174頁
44		9月9日	千福・小太夫	杉山小助・鈴木権介	御札として給進上につき	中山家文書	160-33		宇佐美1986
45		9月14日	小太夫・千福	殖生神主民部	祈禱御札に尺餅・昆布献上につき書状	加藩国初遺文11	16.28-74(12)		「御印」とあり
46	(慶長19年以降)	9月24日	小太夫	糸ちせん大もんしや	玉泉院様よりの返事発給につき消息	加藩国初遺文11	16.28-74(12)		
47		10月2日	さい・たつ	宮腰主計	御札として昆布進上につき	中山家文書	160-31		宇佐美1986
48		10月11日	せんふく	かんぬし ふんこ	狩衣御札のこと等伝える	高岡神社神官関氏所蔵			「加賀藩史料」(稿本)、「印」あり
49		霜月24日	さい・たつ	二上さす 宝蔵坊・本覚坊	寺屋敷検地帳に除かれ、よき事と伝える	射水郡二山元養老寺所蔵			「加賀藩史料」(稿本)、「玉泉夫人御印」とあり、ほぼ同文の二上たんき所あてのものあり
50		12月25日	小太夫	杉山小助・鈴木権介	歳暮礼としてかに進上につき	中山家文書	160-32		宇佐美1986
51		12月26日	千福・宰相	いはくら惣坊	歳暮の祝儀として巻数・串柿献上につき礼状	岩峯寺文書			「黒印」あり。『越中立山古文書』172頁
52		(欠)	せんふく	(欠)	ことひき献上の礼状	中山家文書			

[表2] 慶長11年7月白山太神宮奉加帳

	人名
銀子2枚	ひ
5石	宮
10匁	さい
10匁	きく
10匁	あちや
10匁	さな
5匁	たつ
5匁	かめ
5匁	いち
5匁	とく
5匁	こ五
10文目(匁か)	しん大夫
5文目(匁か)	せんふく
3文目(匁か)	せうしやう
3文目(匁か)	さいしやう
3文目(匁か)	あい
3文目(匁か)	おちよほ
3文目(匁か)	まき
3文目(匁か)	五い
2文目(匁か)	きやく
2文目(匁か)	こしやう
2文目(匁か)	はるちうしやう
2文目(匁か)	あこ

2文目(刃か)	おい
2文目(刃か)	紅い
3文目(刃か)	あちやこ
2文目(刃か)	やと
2文目(刃か)	たま
2刃	ちやあ
1刃	おちま
2刃	いちや
200文御あし	ふく
1刃	きい
5石	(9月23日)ひかしの丸御うへ(寿福院か)
20目	おちの人さま
20目	うへのさま(天徳院か)
1刃	御女房衆

加越能文庫「白山太神宮奉加帳写」より作成
*ゴチックは奉書に名が見える人物

おわりにかえて

以上、西ノ丸(玉泉院丸)における玉泉院の御座所が高岡より移築されたのは元和初頭のことであることを指摘するとともに、玉泉院の発給文書についても収集につとめた。彼女の文書を見る限り政治的な動きをみせず、そのうえ、発給はその侍女たちの名においてなされ、内容も礼状の類が大半であったから、拙稿においてもこれまでの見解を反芻的に確認するにとどまってしまったのは残念であった。しかし、逆に寺社関係の文書に彼女の足跡を見いだすことができたのは、むしろ象徴的であった。

彼女ゆかりの人について目を転ずると、見瀬和雄氏は玉泉院の養子女になった人物について注目されているが⁽¹⁶⁾、いま一度列記してみると、

[養子]

- ・前田利政
- ・前田利常

[養女]

- ・【利長 養】利家娘豪姫の娘 藩士山崎長郷室のち富田重家室
- ・【利長 養】重臣長連龍妹もしくは娘 前田直知室
- ・【利長 養】牧村利貞娘 前田直知室のち町野幸和室(祖心)
- ・【利長 養】寺西九兵衛娘 藩士青山吉次室
- ・【玉泉院 養】織田信雄娘 藩士生駒直勝⁽¹⁷⁾室
- ・【玉泉院 養】(実父不詳) 藩士高畠定方室

となる。男子では利政・利常が養子となっており、いずれ藩主後継候補もしくは、後継のためのものであった。女子をみると、記録では「利長養」と「玉泉院養」と二様あるのがわかる。おそらくは、「利長養」とは、利長在世中の慶長19年までに養女となった人物、「玉泉院養」とは利長死後、玉泉院の養女になった人物だとみられる。祖心のように江戸城の大奥で著名な人物もいるが、これを除けば養女たちはいずれも藩の重臣層に嫁し、婚家を通して藩主家を支えた。

また、藩内に織田一族の足跡を認めることができる。茶人として著名な織田有楽斎の二男河内守長孝が利常に仕え、その子孫が人持組の藩士として命脈を保ったのも、玉泉院の兄信雄の五男高長が利常のもとに寄住して大坂夏の陣に参陣し、その子長頼が加賀国生まれであったとする伝承(『寛政重修諸家譜』)などはやはり織田氏を出自とする彼女の存在を抜きにして考えるわけにはいかない。

今後は、こうした人的なつながりの面にも配意し、彼女の足跡が伺えないか検討していきたい。

[註]

- (1) 『石川県史』第貳編(1939年発行、1974年復刻) 196頁
- (2) 宇佐美孝「利長室玉泉院文書について」(『加能史料研究』第2号 1986)。このなかで、宇佐美氏は中山家文書に残されている玉泉院文書16点について検討をおこなっている。
- (3) 見瀬和雄「玉泉院と玉泉院丸」(金沢学院大学歴史文化学科公開講座資料 2013)このなかで、史料の少ない玉泉院の実像について、藩政の関わりのなかから検討を加えられ、発給文書に関しては、中山家文書や『越中立山古文書』、高岡市立博物館図録『前田利長展』を参考に34点の関連文書の収集につとめられている。
- (4) 公益財団法人前田育徳会蔵に原本が所蔵され、金沢市立玉川図書館にはその写本(請求番号16.11-44)が残されている。なお、本史料は『金沢市史』資料編3 近世1に記載しており、これに拠った。
- (5) 請求番号16.17-7。なお、本史料の所在については、横山方子氏の御教示による。
- (6) 加越能文庫「諸士系譜」(請求番号16.31-49)四など
- (7) 「国初遺文」(『加賀藩史料』2、元和元年6月21日条)。本史料の原本は「加藩国初遺文」として加越能文庫架蔵
- (8) 「本藩歴譜」では、7月18日に家康より帰国の命がでたといい、8月15日もしくは25日に帰城したとする。
- (9) 「本藩歴譜」の記述による。
- (10) 元和3年の御成については、『加賀藩史料』のほか、『本光国師日記』(『大日本協教全書』140 大法輪閣)、「東武実録」(『内閣文庫所蔵史籍業刊 81』)などにみえる。
- (12) 「本藩歴譜」では夫である宇喜多秀家が八丈島に流されたあと加州に戻り化粧田1500石を得て金沢西丁に居住したと伝承する。
- (13) 白山太神宮奉加帳については、加越能文庫に写本があり(請求番号16.61-268)、これに拠った。
- (14) 「国事雑抄」は加越能文庫などにも存し、石川県図書館協会より翻刻され刊行されている。
- (15) 『加能越寺社由来』解題(室山孝氏執筆)と解説(「加賀藩の寺社改め」大桑齊氏執筆)。
- (16) 註(3)参照
- (17) 生駒直義(内膳)の父直勝(内膳)は、芳春院に付き従い、慶長十九年五月に江戸で亡くなったことでも知られている。金沢市立玉川図書館所蔵の享和3年「系図帳」(請求番号090-1010(6))によれば、直勝は実は信長の末子と伝え、とすれば玉泉院や信雄とは兄弟ということになる。

金沢城建物配置図の記載情報について（1）

庄田 孝輔

当研究所では平成14年以来、絵図の分類や編年を試み、金沢城の絵図を継続的に調査・研究しており、その成果は『金沢城研究』2、3号や『絵図でみる金沢城』等に示されている。今後より精度を上げるには、藩の作事所が作成した建物配置図等の内容を詳しく分析することが求められよう。特にこれまで見落とされていた細かい文字情報を丹念に読み取り、その細かな違いから絵図の年代差が明らかとなれば、絵図の変遷や特徴が浮き出てくるであろう。その結果、城内の建物の始まりや変遷・廃絶が明らかにできると考えている。そのためには、金沢城絵図に描かれている城内すべての建物の情報を抽出し、比較・検討を行うことが求められるが、今回は、本丸、本丸附段、東ノ丸、東ノ丸附段、薪ノ丸、御花畑、玉泉院丸について報告を行う（図1）。

金沢城全域の建物配置を記した絵図は、宝暦の大火前後で区分し、前期のものがA・B・C・D類に分類される⁽¹⁾。A類がもっとも古い景観を描くもので、1720～40年頃の姿を描くものとされており、7点確認されている（表1）。加賀八家の横山家に伝わる「金沢城図」（図2）や内作事奉行を勤めたことのある藩士の河内山家に伝わる「金沢城絵図」が良質な写本とされている。そのほかの5点は江戸時代後期以降の写本である。

B類は、金谷出丸の御文庫と三ノ丸の櫓が増えていることからA類より後の時期の景観を描くとされており、6点確認されている。平成16年の報告⁽¹⁾では4点確認され、3系統に分かれるとしていたが、その後、B類に属するものが2点⁽²⁾確認されたため、改めて凡例を検証したところ、大きくは2系統に分類できると見ている。B-1類は最初の凡例を「御家廻り御長屋諸役所等」とするもので、「金沢城中惣絵図」（図3）をはじめ3点確認されている。B-2類は最初の凡例を「御家廻り御長屋等」とし、御土蔵と足軽番所をあわせて「御土蔵并足軽番所等」とするもので、「金沢城図」（図4）ほか3点確認されている。それぞれ凡例の一部を省いて写されたため、凡例の種類が異なっていると考えられる。

C類は、御大工の清水家に伝わった「金沢城御殿絵図」（図5）で、金谷御殿の形から宝暦の大火直前の景観を描くとされ、貼絵図であることが大きな特徴で、貼紙が一部剥がれていることに注意し、考察すべきものであった。

D類は作事所作成図を参考に作成された私撰図である。藩用図にない情報がいくつも追加されたもので、「金沢城図」（図6）をはじめ4点確認されている。それぞれの由来や情報の位置づけが明らかになれば、金沢城の建物の変遷を明らかにする点において有効な資料となるので、対象に加えた。

後期の絵図は4段階に分類されている⁽³⁾。本文において、年代順に～期と表記することとする。

期絵図は「金沢城内絵図」（図7）で、江戸後期の越中の算術家石黒信由の家に伝わったもので、二ノ丸御殿の形状と鼠多門の名称から文化7年～文化13年の景観を示すものである。期絵図は前田育徳会所蔵の「金沢御城之図」（図8）、加賀八家の横山家に伝わる文政13年作成の「御城中惣分碁絵図」、藩の御大工であった渡部家に伝わる天保13年写の「金沢城絵図」の3枚であり、写された年代が異なるものの、金谷出丸に綿羊小屋が描かれることから文政8年から天保3年の景観を描くものである。期絵図は前田育徳会が所蔵する「金沢御城内外御建物図」で、金谷御殿の形状と名称から天保5年から9年の景観を描くものとされるが、近年もう少し限定できるようになった。今回取り上げる絵図のなかでこの絵図のみ41枚の組図である。期絵図は前田育徳会所蔵「御城分間御絵図」（図9）で、絵図に「嘉永3年改正」と記され、金谷出丸に前田慶寧の「金谷御殿」、真龍院の「松

の御殿」を描き、東ノ丸附段に現存する金沢城土蔵（鶴丸倉庫）を描くことから弘化2年から嘉永4年の景観を描くものである。

以上8種類計24点の絵図を対象とし、各郭に描かれている建物の記載内容を読み取る作業を行った。郭ごとに建物の記載内容の違いや変化を示していくこととしたい。

〔東ノ丸〕地点1～12（表2）

前期建物配置図には、御櫓5棟（地点1～5）、足軽番所2棟（地点6・11）、御番所（地点10）、御土蔵3棟（地点7～9）、御門（地点12）を描く。A類の「金沢城図」には御門を「唐御門」と記し、D類では、御番所を「上御番所」と記す。C、D類では、櫓と門にそれぞれ名前を記す。

後期建物配置図には、番所（地点6・11）、御土蔵（地点8・9）、御番所（地点10）、御門（地点12）を描く。ただし、御門は櫓門から棟門に変わっている。

〔東ノ丸附段〕地点13～16（表2）

前期建物配置図には、御土蔵2棟（地点13・14）、足軽番所（地点15）、附段御門（地点16）を描く。A類の「御城御絵図」には「茶具」（地点13）、「武具土蔵」（地点14）と記すが、この絵図は江戸後期以降の写しであり、写した段階で書き加えられたものと思われる。また、同じくA類の「金沢城全図」には足軽番所が描かれていないが、これも写し漏れたものと思われる。

後期建物配置図には、御土蔵（地点14）、番所（地点15）、御門（地点16）を描く。ただし、御門は櫓門から棟門に変わっている。御門は、前期絵図のみ「東ノ御丸附櫓御門」と名前を記す。前期絵図では、土蔵が建て替えられ、嘉永元年に建てられた現存する金沢城土蔵（鶴丸倉庫）が描かれる。

〔本丸〕地点17～27（表3）

前期建物配置図A、B、C類には、御櫓3棟（地点17・24・27）、御長屋（地点18）、御番所（地点19）、鉄御門（地点25）、足軽番所（地点26）を描く。さらに加えてD類では、乾場（地点20）を描く。B類では御番所を「御広間御番所」と、C、D類では「御広間」と記す。C、D類では、櫓に名前を記す。また、A類の「金沢城全図」で櫓（地点17）のところに「天守台」と記すが、江戸時代後期の写しであるため、写した時に記されたものと思われる。

後期建物配置図には、三十間御長屋（地点18）、物置（地点21）、御貯用方役所（地点22）、御番所（地点23）、鉄御門（地点25）、番所（地点26）を描く。鉄御門は櫓門から棟門に変わっている。物置は、前期絵図には描かれているが、前期以降の絵図には描かれなくなる。ただし、前期絵図には「御土蔵跡」とあり、物置がかって存在したことを示唆している。

〔本丸附段〕地点28～37（表4）

前期建物配置図A、B、C類には、御櫓3棟（地点28・29・31）、三十間御長屋（地点30）、御門（地点33）、御長屋（地点34）、新埋御門（地点37）を描く。D類では、加えて足軽番所（地点32）を描く。C類では御門を「柿御門」と記し、D類の「金沢城図」では「御本丸二ノ御丸ノ間坂上御門」と記す。

後期建物配置図には、番所（地点36）、新埋御門（地点37）を描く。新埋御門は棟門となって描かれる。前期以降の絵図には、御座敷方物置（地点35）が描かれる。

〔御花畑〕地点38～44（表4）

前期建物配置図A、B、C類には、車橋御門（地点38）、御長屋4棟（地点41～44）、足軽番所2棟（地点39、45）を描く。D類では、加えて建物（地点40）を描き、御土蔵には4棟とも「武具御土蔵」と記される。

後期建物配置図には、車橋御門（地点38）、番所（地点39）、御土蔵（地点41）を描く。期絵図では、御土蔵は着色されていないが、輪郭が描かれる。

〔薪ノ丸〕地点46～52（表5）

前期建物配置図には、御番所（地点46）、御土蔵3棟（地点47～49）、御納戸方役所（地点50）、足輕番所（地点51）、御門（地点52）を描く。C類では御納戸方役所を「表御納戸方役所」、御土蔵（地点47）に「宝形」と記す。D類では、御番所を「足輕番所」もしくは「上御番所」、御納戸方役所を「乾場」、御門を「薪御丸坂下御門」と記す。

後期建物配置図には、建物の数や配置に変わりはないものの、御番所を「番所」、足輕番所を「御番所」、御納戸方役所を「表御納戸役所」と記す。

〔玉泉院丸〕地点53～61（表5）

前期建物配置図A・B・C類には、建物（地点53）、御露地（方）役所（地点54）、御土蔵（地点56、58）、御門（地点57）、足輕番所（地点59）、乾場（地点60）を描く。D類では、御露地（方）役所の場所に御亭を描く。御門は「兎多御門」、「玉泉院様御丸兎御門」と記すものがある。地点53の建物は絵図によって凡例が異なるが、同一の建物であり、C類には「穴」と記され、氷室小屋を描くと思われる。

後期建物配置図には、氷室小屋（地点53）、御露地（方）役所（地点54）、物置（地点55）、御土蔵2棟（地点56、58）、兎多御門（地点57）、番所（地点59）、御武具（方）役所（地点60）を描く。前期建物配置図と比べると「乾場」が、後期になると「御武具（方）役所」と名称が変化している。

期絵図と期の「金沢御城之図」では御土蔵2棟を「御武具土蔵」と記す。期絵図では「兎多御門」となっているが、期以降の絵図は「玉泉院様丸御門」となっている。これは文化13年4月に「鼠多御門」の名称を「玉泉院様丸御門」に統一したという記録⁽⁴⁾があり、それを反映したものである。期以降の絵図には、御武具土蔵（地点61）が描かれるが、これは文政3年に増築を命じられ⁽⁵⁾翌年建てられた武具土蔵⁽⁶⁾を描いている。期絵図では、物置（地点55）が一回り大きくなって描かれ、建て替えられたことを示唆している。

以上各絵図から読み取ることのできる記載や文字情報の変化を示してきた。今回は城内の一部の郭のみを対象としたため、城内の一部の建物の変遷が明らかになったが、その変化した理由が明確なのは一部にとどまる。今後、得られた文字情報を他の文献と突き合わせ、ほかの郭においても記載情報を読み取ることによって、絵図の違いが明らかになり、については、建物配置図の編年が深化するよう、今後の研究を進めていきたい。

<注>

- (1) 金沢城研究調査室（木越隆三）「金沢城全域絵図の分類と編年-金沢城絵図調査報告 -」、『金沢城研究』2号 2004
- (2) 1点は平成24年に三井文庫で確認した「加州金沢城之図 総絵図」、もう1点は、県内の個人が古書店で入手したものを当研究所が確認した「金沢城絵図」である。
- (3) 金沢城調査研究所『絵図で見る金沢城』金沢城史料叢書6 金沢城全域絵図と金沢城 2008
- (4) 『加賀藩史料』12 文化13年4月18日条
- (5) 『加賀藩史料』12 文政3年2月24日条
- (6) 木越隆三「金沢城作事所に関する断簡史料(1) 名倉氏採集襖下張文書(金沢大学文学部日本史研究室蔵)」、『金沢城研究』4号 2006

[表1] 対象絵図一覧

絵図番号	県教委 絵図リスト 整理番号	名称	寸法 (cm)	所蔵者	分類	凡例
1	(新)	金沢城図	78×79	横山隆昭家	A類	6色8種 御家廻り御長屋 御櫓 御土蔵 足輕番所 御堀 土居 堀 墨引之分製斗建
2	(新)	金沢城絵図	65.5×74	河内山勲家		
3	234	金沢城之図	60×67	石川県立図書館		
4	251	御城御絵図	78×80	金沢大学附属図書館		
5	255	金沢城図	77×96	金沢大学附属図書館		
6	260	金沢城古図	86×77	金沢大学附属図書館		
7	(新)	金沢城全図	62×70	石川県立図書館		
8	200	金沢城中惣絵図	88×74	石川県立歴史博物館	B-1類	5色6種 黄色・御家廻り御長屋諸役所等 萌黄色・御櫓 薄墨色・御土蔵 朱色・二重堀 但し墨引は土堀掛堀共 浅黄色・足輕番所
9	237の1	惣絵図	84×77	石川県立図書館		
10	(新)	加州金沢城之図 総絵図	77×107	(公財)三井文庫		
11	37	金沢城図	35×42	金沢市立玉川図書館	B-2類	6色7種 黄色・御家廻り御長屋等 茶色・御櫓 萌黄色・土居 薄墨色・御土蔵并足輕番所等 朱色・二重堀 藍色・埋水樋 朱引之内藍色之分晒溝
12	(新)	金沢城絵図	81×73.5	個人		
13	254	加州金府御城之図	102×99	金沢大学附属図書館		
14	13	金沢城御殿絵図	106×141	金沢市立玉川図書館	C類	6色7種 黄紙・御家廻り御長屋 浅黄紙・御櫓并出し 薄墨紙・御土蔵 青紙・足輕番所 朱紙・堀 萌黄紙・土居 墨引之分製斗立
15	(新)	金沢城絵図	93×110	石川県立歴史博物館	D類	5色5種 御夕テ物番所等 石垣 ドテ 御門御長屋御土堀御櫓 御堀御泉水
16	39	金沢城図	97×104	金沢市立玉川図書館		
17	246	旧金沢城図	93×82.5	石川県立図書館		
18	(新)	金沢城図	107×98	横山隆昭家		
19	290	金沢城内絵図	70×91	石黒信二家	期	
20	268	金沢御城之図	131×149.5	(公財)前田育徳会	期	「文政13年作」 「天保13年写」
21	(新)	御城中亭分暮絵図	151×137	横山隆昭家		
22	(新)	金沢城絵図	135×154	渡部亮二家		
23	284	金沢御城内外御建物図	42枚組図	(公財)前田育徳会	期	
24	277	御城分間御絵図	155×213	(公財)前田育徳会	期	「嘉永3年改正」

[表2] 東ノ丸・東ノ丸附段

絵図 番号	名称	分類	東ノ丸						
			地点1	地点2	地点3	地点4	地点5	地点6	地点7
1	金沢城図	A類	(御櫓)	(御櫓)	(御櫓)	(御櫓)	(御櫓)	(足輕番所)	(御土蔵)
2	金沢城絵図		(御櫓)	(御櫓)	(御櫓)	(御櫓)	(御櫓)	(足輕番所)	(御土蔵)
3	金沢城之図		(御櫓)	(御櫓)	(御櫓)	(御櫓)	(御櫓)	(足輕番所)	(御土蔵)
4	御城御絵図		(御櫓)	(御櫓)	(御櫓)	(御櫓)	(御櫓)	(足輕番所)	(御土蔵)
5	金沢城図		(御櫓)	(御櫓)	(御櫓)	(御櫓)	(御櫓)	(足輕番所)	(御土蔵)
6	金沢城古図		(御櫓)	(御櫓)	(御櫓)	(御櫓)	(御櫓)	(足輕番所)	(御土蔵)
7	金沢城全図		(御櫓)	(御櫓)	(御櫓)	(御櫓)	(御櫓)	(足輕番所)	(御土蔵)
8	金沢城中惣絵図		(御櫓)	(御櫓)	(御櫓)	(御櫓)	(御蔵)	(足輕番所)	(御土蔵)
9	惣絵図	B-1類	(御櫓)	(御櫓)	(御櫓)	(御櫓)	(御櫓)	(足輕番所)	(御土蔵)
10	加州金沢城之図 総絵図		(御櫓)	(御櫓)	(御櫓)	(御櫓)	(御櫓)	(足輕番所)	(御土蔵)
11	金沢城図	B-2類	(御櫓)	(御櫓)	(御櫓)	(御櫓)	(御櫓)	(御土蔵并足輕番所等)	(御土蔵并足輕番所等)
12	金沢城絵図		(御櫓)	(御櫓)	(御櫓)	(御櫓)	(御櫓)	(御土蔵并足輕番所等)	(御土蔵并足輕番所等)
13	加州金府御城之図		(御櫓)	(御櫓)	(御櫓)	(御櫓)	(御櫓)	(御土蔵并足輕番所等)	(御土蔵并足輕番所等)
14	金沢城御殿絵図	C類	辰巳	志のき角	志のき	中	丑寅	(足輕番所)	(御土蔵)
15	金沢城絵図	D類	巽御櫓	志のき御櫓	中御櫓	中御櫓	艮御櫓	【名前なし】	御土蔵
16	金沢城図		巽御櫓	志のき御櫓	中御櫓	中御櫓	艮御櫓	足輕番所	御土蔵
17	旧金沢城図		巽御櫓	シノキ御櫓	中御櫓	中御櫓	艮御櫓	足輕番所	御土蔵
18	金沢城図		巽御櫓	鎬御櫓	中御櫓	中御櫓	艮御櫓	足輕番所	御土蔵
19	金沢城内絵図	期						【名前なし】	
20	金沢御城之図	期			御櫓台	中御櫓台	艮御櫓台	番所	
21	御城中巻分基絵図		巽御櫓台		御櫓台	中御櫓台	艮御櫓台	番所	
22	金沢城絵図		巽御櫓台		御櫓台	中御櫓台	艮御櫓台	番所	
23	金沢御城内外御 建物図	期	辰巳御櫓台		御櫓台	中御櫓台	丑寅御櫓台	番所	
24	御城分間御絵図	期	巽御櫓台		御櫓台	中御櫓台	艮御櫓台	番所	

[表3] 本丸

絵図 番号	名称	分類	本丸							
			地点17	地点18	地点19	地点20	地点21	地点22	地点23	
1	金沢城図	A類	(御櫓)	(御家廻り御長屋)	御番所					
2	金沢城絵図		(御櫓)	(御家廻り御長屋)	御番所					
3	金沢城之図		(御櫓)	(御家廻り御長屋)	御番所					
4	御城御絵図		(御櫓)	御長屋	御番所					
5	金沢城図		(御櫓)	(御家廻り御長屋)	御番所					
6	金沢城古図		(御櫓)	(御家廻り御長屋)	御番所					
7	金沢城全図		天守台	(御家廻り御長屋)	御番所					
8	金沢城中惣絵図		(御櫓)	御長屋	御広間御番所					
9	惣絵図	B-1類	(御櫓)	御長屋	御広間御番所					
10	加州金沢城之図 総絵図		(御櫓)	御長屋	御広間御番所					
11	金沢城図	B-2類	(御櫓)	御長屋	御広間御番所					
12	金沢城絵図		(御櫓)	御長屋	御広間御番所					
13	加州金府御城之図		(御櫓)	(御家廻り御長屋等)	御広間御番所					
14	金沢城御殿絵図	C類	三階	御長屋	御広間					
15	金沢城絵図	D類	三階御櫓	御長屋	御広間	乾場				
16	金沢城図		三階御櫓	御長屋	御広間	乾場				
17	旧金沢城図		三階御櫓	御長屋	御広間	乾場				
18	金沢城図		三階御櫓	御長屋	御広間	乾場				
19	金沢城内絵図	期		三拾間御長屋			物置	役所	【名前なし】	
20	金沢御城之図	期	三階御櫓台	三拾間御長屋				御貯用方役所	御番所	
21	御城中巻分基絵図		三階御櫓台	三拾間御長屋					御貯用方役所	御番所
22	金沢城絵図		三階御櫓台	三拾間御長屋					御貯用方役所	御番所
23	金沢御城内外御 建物図	期	三階御櫓台	三拾間御長屋			御土蔵跡	御貯用方役所	御番所	
24	御城分間御絵図	期	三階御櫓台	三拾間御長屋				御貯用方役所	御番所	

東ノ丸					東ノ丸附段			
地点8	地点9	地点10	地点11	地点12	地点13	地点14	地点15	地点16
(御土蔵)	(御土蔵)	(御家廻御長屋)	(足輕番所)	唐御門	(御土蔵)	(御土蔵)	(足輕番所)	附段御門
(御土蔵)	(御土蔵)	(御家廻御長屋)	(足輕番所)	御門	(御土蔵)	(御土蔵)	(足輕番所)	附段御門
(御土蔵)	(御土蔵)	(御家廻御長屋)	(足輕番所)	御門	(御土蔵)	(御土蔵)	(足輕番所)	附段御門
(御土蔵)	(御土蔵)	御番所	(足輕番所)	御門	茶具	武具土蔵	(足輕番所)	附段御門
(御土蔵)	(御土蔵)	(御家廻御長屋)	(足輕番所)	御門	(御土蔵)	(御土蔵)	(足輕番所)	附段御門
(御土蔵)	(御土蔵)	(御家廻御長屋)	(足輕番所)	御門	(御土蔵)	(御土蔵)	(足輕番所)	附段御門
(御土蔵)	(御土蔵)	(御家廻御長屋)	(足輕番所)	御門	(御土蔵)	(御土蔵)		附段御門
(御土蔵)	御土蔵	御番所	(足輕番所)	御門	御土蔵	御土蔵	(足輕番所)	附段御門
(御土蔵)	御土蔵	御番所	(足輕番所)	御門	御土蔵	御土蔵	(足輕番所)	附段御門
(御土蔵)	御土蔵	御番所	(御家廻り御長屋諸役所等)	御門	御土蔵	御土蔵	(足輕番所)	附段御門
(御土蔵并足輕番所等)	御土蔵	御番所	(御土蔵并足輕番所等)	御門	御土蔵	御土蔵	(御土蔵并足輕番所等)	附段御門
(御土蔵并足輕番所等)	(御土蔵)	(御家廻御長屋等)	(御土蔵并足輕番所等)	御門	御土蔵	御土蔵	(御土蔵并足輕番所等)	附段御門
(御土蔵并足輕番所等)	(御土蔵并足輕番所等)	御番所	(御土蔵并足輕番所等)	御門	(御土蔵并足輕番所等)	(御土蔵并足輕番所等)	(御土蔵并足輕番所等)	附段御門
(御土蔵)	(御土蔵)	御番所	(足輕番所)	唐御門	(御土蔵)	(御土蔵)	(足輕番所)	附段御門
御土蔵	御土蔵	上御番所	足輕番所	唐御門	御土蔵	御土蔵	足輕番所	附段御門
御土蔵	御土蔵	上御番所	足輕番所	唐御門	御土蔵	御土蔵	足輕番所	附段御門
御土蔵	御土蔵	(御タテ物番所等)	足輕番所	唐御門	御土蔵	御土蔵	足輕番所	附段御門
御土蔵	御土蔵	上御番所	足輕番所	唐御門	御土蔵	御土蔵	足輕番所	附段御門
【名前なし】	【名前なし】	【名前なし】	【名前なし】	御門		【名前なし】	【名前なし】	御門
御土蔵	御土蔵	御番所	番所	御門		御土蔵	番所	【名前なし】
【名前なし】	御土蔵	御番所	番所	御門		御土蔵	番所	【名前なし】
御土蔵	御土蔵	【名前なし】	番所	【名前なし】		御土蔵	番所	【名前なし】
御土蔵	御土蔵	御番所	番所	御門		御土蔵	番所	東ノ御丸附檀御門
御土蔵	御土蔵	御番所	番所	【名前なし】		御土蔵	番所	【名前なし】

本丸			
地点24	地点25	地点26	地点27
(御櫓)	鉄御門	(足輕番所)	(御櫓)
(御櫓)	鉄御門	(足輕番所)	(御櫓)
(御櫓)	鉄御門	(足輕番所)	(御櫓)
(御櫓)	鉄御門	(足輕番所)	(御櫓)
(御櫓)	鉄御門	(足輕番所)	(御櫓)
(御櫓)	鉄御門	(足輕番所)	(御櫓)
(御櫓)	鉄御門	(足輕番所)	(御櫓)
(御櫓)	鉄御門	(足輕番所)	(御櫓)
(御櫓)	鉄御門	(足輕番所)	(御櫓)
(御櫓)	鉄御門	(足輕番所)	(御櫓)
(御櫓)	鉄門	(御土蔵并足輕番所等)	(御櫓)
(御櫓)	鉄御門	(御土蔵并足輕番所等)	(御櫓)
(御櫓)	鉄御門	(御土蔵并足輕番所等)	(御櫓)
戌亥	鉄御門	【剥離か】	申西力
乾御櫓	鉄御門	【名前なし】	【名前なし】
乾御櫓	鉄御門	足輕番所	坤御櫓
乾御櫓	鉄御門	足輕番所	(御門御長屋御土壇御櫓)
乾御櫓	鉄御門	足輕番所	坤御櫓
	鉄御門	【名前なし】	
乾御櫓台	【名前なし】	番所	申西御櫓台
乾御櫓台	【名前なし】	番所	申西御櫓台
乾御櫓台	【名前なし】	番所	申西御櫓台
戌亥御櫓台	鉄御門	番所	申西御櫓台
乾御櫓台	【名前なし】	番所	坤御櫓台

表の見方

は建物が描かれていることを示す
 表中の()は絵図の凡例による
 なお、図中の数字と表の地点は対応している

[表4] 本丸附段・御花畑

絵図番号	名称	分類	本丸附段							
			地点28	地点29	地点30	地点31	地点32	地点33	地点34	地点35
1	金沢城図	A類	(御櫓)	(御櫓)	三十間御長屋	(御櫓)		【名前なし】	御長屋	
2	金沢城絵図		(御櫓)	(御櫓)	三拾間御長屋	(御櫓)		御門	(御家廻り御長屋)	
3	金沢城之図		(御櫓)	(御櫓)	三拾間御長屋	(御櫓)		御門	(御家廻り御長屋)	
4	御城御絵図		(御櫓)	(御櫓)	三拾間御長屋	(御櫓)		御門	御長屋	
5	金沢城図		(御櫓)	(御櫓)	三十間御長屋	(御櫓)		御門	(御家廻り御長屋)	
6	金沢城古図		(御櫓)	(御櫓)	三十間御長屋	(御櫓)		御門	(御家廻り御長屋)	
7	金沢城全図		(御櫓)	(御櫓)	三十間御長屋	(御櫓)		御門	(御家廻り御長屋)	
8	金沢城中惣絵図	B-1類	(御櫓)	(御櫓)	三拾間御長屋	(御櫓)		御門	御長屋	
9	惣絵図		(御櫓)	(御櫓)	三拾間御長屋	(御櫓)		御門	御長屋	
10	加州金沢城之図 総絵図	B-2類	(御櫓)	(御櫓)	三拾間御長屋	(御櫓)		御門	御長屋	
11	金沢城図		(御櫓)	(御櫓)	三拾間御長屋	(御櫓)		御門	(御家廻り御長屋等)	
12	金沢城絵図		(御櫓)	(御櫓)	三十間御長屋	(御櫓)		御門	御長屋	
13	加州金府御城之図	C類	(御櫓并出し)	(御櫓并出し)	三拾間御長屋	(御櫓并出し)		柿御門	御長屋	
14	金沢城御殿絵図		(御櫓)	【名前なし】	三拾間御長屋	御櫓	【名前なし】	【名前なし】	御長屋	
15	金沢城絵図	D類	御櫓	御櫓	三十間御長屋	御櫓	足輕番所	【名前なし】	御長屋	
16	金沢城図		御櫓	御櫓	三拾間御長屋	御櫓	足輕番所	(御門御長屋御土塙御櫓)	(御門御長屋御土塙御櫓)	
17	旧金沢城図		御櫓	御櫓	三十間御長屋	御櫓	足輕番所	御本丸二ノ御丸ノ間坂上御門	御長屋	
18	金沢城図	期								
19	金沢城内絵図									
20	金沢御城之図				御長屋台					御座敷方物置
21	御城中巻分基絵図				御長屋台					御座敷方物置
22	金沢城絵図	期			御長屋台					【名前なし】
23	金沢御城内外御建物図			御櫓台	御長屋台					御座敷方物置
24	御城分間御絵図	期			御長屋台					御座敷方物置

[表5] 薪ノ丸・玉泉院丸

絵図番号	名称	分類	薪ノ丸						
			地点46	地点47	地点48	地点49	地点50	地点51	地点52
1	金沢城図	A類	(御家廻り御長屋)	(御土蔵)	(御土蔵)	(御土蔵)	(御家廻り御長屋)	(足輕番所)	御門
2	金沢城絵図		(御家廻り御長屋)	(御土蔵)	(御土蔵)	(御土蔵)	(御家廻り御長屋)	(足輕番所)	【名前なし】
3	金沢城之図		(御家廻り御長屋)	(御土蔵)	(御土蔵)	(御土蔵)	(御家廻り御長屋)	(足輕番所)	【名前なし】
4	御城御絵図		(御家廻り御長屋)	(御土蔵)	(御土蔵)	(御土蔵)	(御家廻り御長屋)	(足輕番所)	【名前なし】
5	金沢城図		(御家廻り御長屋)	(御土蔵)	(御土蔵)	(御土蔵)	(御家廻り御長屋)	(足輕番所)	【名前なし】
6	金沢城古図		(御家廻り御長屋)	(御土蔵)	(御土蔵)	(御土蔵)	(御家廻り御長屋)	(足輕番所)	【名前なし】
7	金沢城全図		(御家廻り御長屋)	(御土蔵)	(御土蔵)	(御土蔵)	(御家廻り御長屋)	(足輕番所)	【名前なし】
8	金沢城中惣絵図	B-1類	御番所	(御土蔵)	(御土蔵)	(御土蔵)	御納戸方役所	(足輕番所)	御門
9	惣絵図		御番所	(御土蔵)	(御土蔵)	(御土蔵)	御納戸方役所	(足輕番所)	御門
10	加州金沢城之図 総絵図	B-2類	御番所	(御土蔵)	(御土蔵)	(御土蔵)	御納戸方役所	(足輕番所)	【名前なし】
11	金沢城図		(御家廻り御長屋等)	(御土蔵并足輕番所等)	(御土蔵并足輕番所等)	(御土蔵并足輕番所等)	御納戸方役所	(御土蔵并足輕番所等)	御門
12	金沢城絵図		御番所	(御土蔵并足輕番所等)	(御土蔵并足輕番所等)	(御土蔵并足輕番所等)	御納戸方役所	(御土蔵并足輕番所等)	御門
13	加州金府御城之図	(御家廻り御長屋等)	(御土蔵并足輕番所等)	(御土蔵并足輕番所等)	(御土蔵并足輕番所等)	御納戸方役所	(御土蔵并足輕番所等)	御門	
14	金沢城御殿絵図	C類	御番所	宝形	(御土蔵)	(御土蔵)	表御納戸方役所	(足輕番所)	御門
15	金沢城絵図	D類	足輕番所	御土蔵	御土蔵	御土蔵	乾場	【名前なし】	薪御丸坂下御門
16	金沢城図		上御番所	御土蔵	御土蔵	御土蔵	乾場	足輕番所	薪御丸坂下御門
17	旧金沢城図		上御番所	御土蔵	御土蔵	御土蔵	乾場	足輕番所	薪御丸坂下御門
18	金沢城図		上御番所	御土蔵	御土蔵	御土蔵	乾場	足輕番所	薪御丸坂下御門
19	金沢城内絵図	期	【名前なし】	【名前なし】	【名前なし】	【名前なし】	表御納戸方役所	【名前なし】	【名前なし】
20	金沢御城之図		番所	御土蔵	御土蔵	御土蔵	表御納戸方役所	御番所	【名前なし】
21	御城中巻分基絵図		番所	御土蔵	御土蔵	御土蔵	表御納戸方役所	御番所	御門
22	金沢城絵図		【破損箇所】	御土蔵	【破損箇所】	【破損箇所】	【破損箇所】	【破損箇所】	【破損箇所】
23	金沢御城内外御建物図	期	番所	御土蔵	御土蔵	御土蔵	表御納戸	番所	御門
24	御城分間御絵図		番所	御土蔵	御土蔵	御土蔵	表御納戸方役所	御番所	【名前なし】

本丸附段		御花畑								
地点36	地点37	地点38	地点39	地点40	地点41	地点42	地点43	地点44	地点45	
	新埋御門	車橋御門	(足輕番所)		御長屋	御長屋	御長屋	御長屋	(足輕番所)	
	新埋御門	車橋御門	(足輕番所)		御長屋	御長屋	御長屋	御長屋	(足輕番所)	
	(御家廻御長屋)	【名前なし】	(足輕番所)		同	同	同	御長屋	(足輕番所)	
	新埋御門	車橋御門	(足輕番所)		御長屋	御長屋	御長屋	御長屋		
	新埋御門	車橋御門	(足輕番所)		御長屋	御長屋	御長屋	御長屋	(足輕番所)	
	新埋御門	車橋御門	(足輕番所)		御長屋	御長屋	御長屋	御長屋	(足輕番所)	
	(御家廻御長屋)	車橋御門	【名前なし】		同	同	同	御長屋	(足輕番所)	
	新埋御門	車橋御門	(足輕番所)		御長屋	同断	同断	同断	(足輕番所)	
	新埋御門	車橋御門	(足輕番所)		御長屋	同断	同断	同断	(足輕番所)	
	新埋御門	車橋御門	(足輕番所)		御長屋	同断	同断	同断	(足輕番所)	
	(御家廻り御長屋等)	車橋御門	(御土蔵并足輕番所等)		御長屋	同断	同断	同断	(御土蔵并足輕番所等)	
	新埋御門	車橋御門	(御土蔵并足輕番所等)		御長屋	同断	同断	同断	(御土蔵并足輕番所等)	
	新埋御門	車橋御門	(御土蔵并足輕番所等)		御長ヤ二階	同断	同断	同断	(御土蔵并足輕番所等)	
	新埋御門	車橋御門	(足輕番所)		同	同	同	御長ヤニカイ	(足輕番所)	
	新埋御門	車橋御門	足輕番所	【名前なし】	武具御土蔵	武具御土蔵	武具御土蔵	武具御土蔵	足輕番所	
	新埋御門	車橋御門	足輕番所	【名前なし】	武具御土蔵	武具御土蔵	武具御土蔵	武具御土蔵	足輕番所	
	(御門御長屋御土堀御櫓)	車橋御門	足輕番所	(御タテ物番所等)	武具御土蔵	武具御土蔵	武具御土蔵	武具御土蔵	足輕番所	
	新埋御門	車橋御門	足輕番所	【名前なし】	武具御土蔵	武具御土蔵	武具御土蔵	武具御土蔵	足輕番所	
【名前なし】	新埋御門	御門	【名前なし】		【名前なし】					
番所	新埋御門	【名前なし】	番所		御土蔵					
番所	新埋御門	【名前なし】	番所		御土蔵					
番所	【名前なし】	【名前なし】	番所		御土蔵					
番所	埋御門	車橋御門	番所		御土蔵					
番所	新埋御門	【名前なし】	番所		御土蔵					

玉泉院丸								
地点53	地点54	地点55	地点56	地点57	地点58	地点59	地点60	地点61
(御家廻御長屋)	御露路方役所		(御土蔵)	(御家廻御長屋)	(御土蔵)	(足輕番所)	乾場	
【名前なし】	御露路方役所		(御土蔵)	御門	(御土蔵)	(足輕番所)	乾場	
(御家廻御長屋)	(御家廻御長屋)		(御土蔵)	(御家廻御長屋)	(御土蔵)	(足輕番所)	(御家廻御長屋)	
(足輕番所)	御露路方役所		(御土蔵)	御門	(御土蔵)	(足輕番所)	乾場	
【名前なし】	御露路方役所		(御土蔵)	御門	(御土蔵)	(足輕番所)	乾場	
【名前なし】	御露路方役所		(御土蔵)	御門	(御土蔵)	(足輕番所)	乾場	
(御家廻御長屋)	(御家廻御長屋)		(御土蔵)	岸多御門	(御土蔵)	(足輕番所)	(御家廻御長屋)	
(足輕番所)	御露地役所		御土蔵	御門	御土蔵	(足輕番所)	乾場	
(御家廻御長屋諸役所等)	御露地役所		御土蔵	御門	御土蔵	(足輕番所)	乾場	
(御家廻御長屋諸役所等)	御露地役所		御土蔵	御門	御土蔵	(足輕番所)	乾場	
(御土蔵并足輕番所等)	御露地役所		御土蔵	岸多御門	御土蔵	(御土蔵并足輕番所等)	乾場	
(御家廻御長屋等)	御露地役所		御土蔵	御門	御土蔵	(御土蔵并足輕番所等)	乾場	
(御家廻御長屋等)	(御家廻御長屋等)		御土蔵	(御家廻御長屋等)	御長屋	(御土蔵并足輕番所等)	乾場	
穴	(御家廻御長屋)		(御土蔵)	御門	(御土蔵)	(足輕番所)	ほし屋	
	御亭		岸御長屋	玉泉院様御丸岸御門	岸御長屋	足輕番所	御乾場	
	御亭		岸御長屋	玉泉院様御丸岸御門	岸御長屋	【名前なし】	御乾場	
	御亭		岸御長屋	(御門御長屋御土堀御櫓)	岸御長屋	(御タテ物番所等)	御乾場	
	御亭		岸御長屋	玉泉院様御丸岸御門	岸御長屋	足輕番所	御乾場	
【名前なし】	御露地役所	【名前なし】	御武具蔵	岸多御門	御武具土蔵	【名前なし】	御武具方役所	
氷小ヤ	御露地役所	物ヲキ	御武具土蔵	玉泉院様丸御門	御武具土蔵	番所	御武具役所	御武具土蔵
【名前なし】	御露地役所	物置	御土蔵	玉泉院様丸御門	御土蔵	番所	御武具役所	御土蔵
【名前なし】	【名前なし】	【名前なし】	【名前なし】	【名前なし】	【名前なし】	【名前なし】	【名前なし】	御武具土蔵
氷室小屋	御露路方役所	御露地物置	【名前なし】	玉泉院様丸御門	【名前なし】	番所	御武具役所	御武具土蔵
氷小屋	御露地役所	物置	御土蔵	玉泉院様丸御門	御土蔵	番所	御武具役所	御土蔵

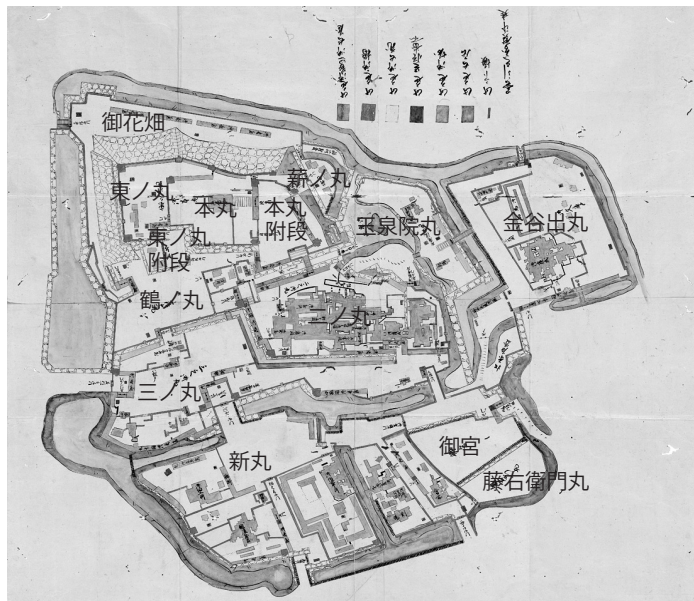


図1 金沢城図（横山隆昭家蔵）全体

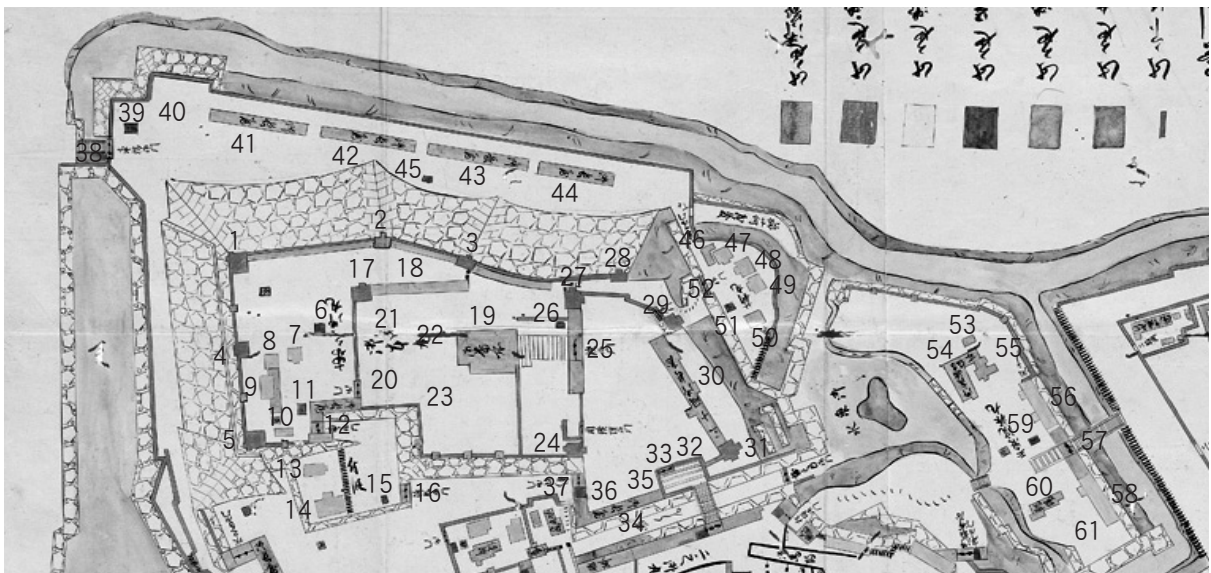


図2 金沢城図（横山隆昭家蔵）A類

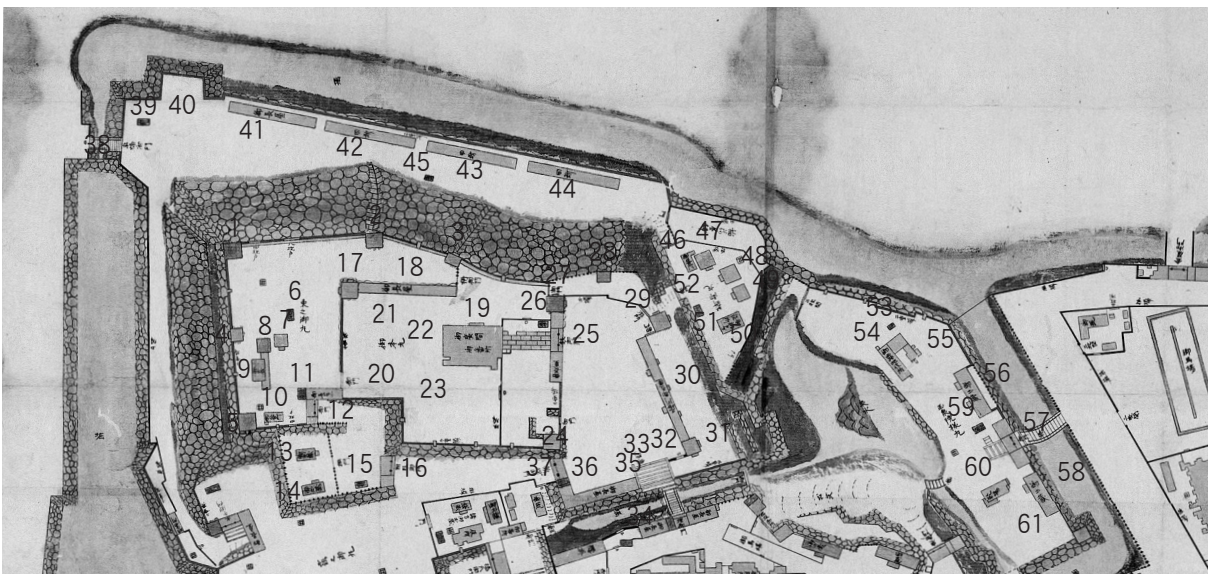


図3 金沢城中惣絵図（石川県立歴史博物館蔵）B-1類

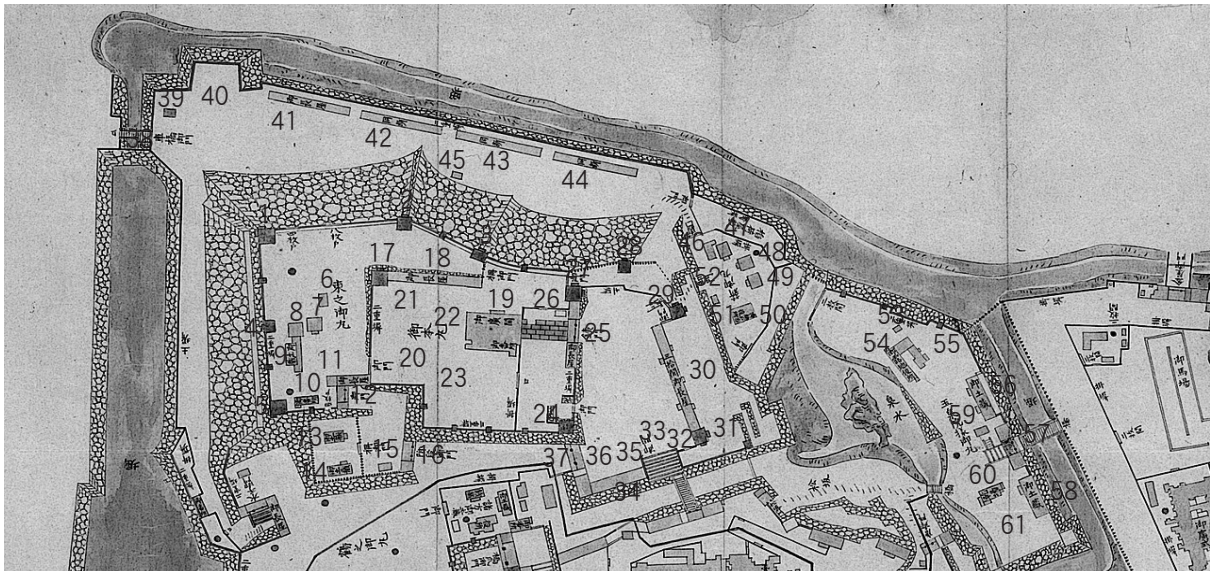


図4 金沢城図（金沢市立玉川図書館蔵） B-2類

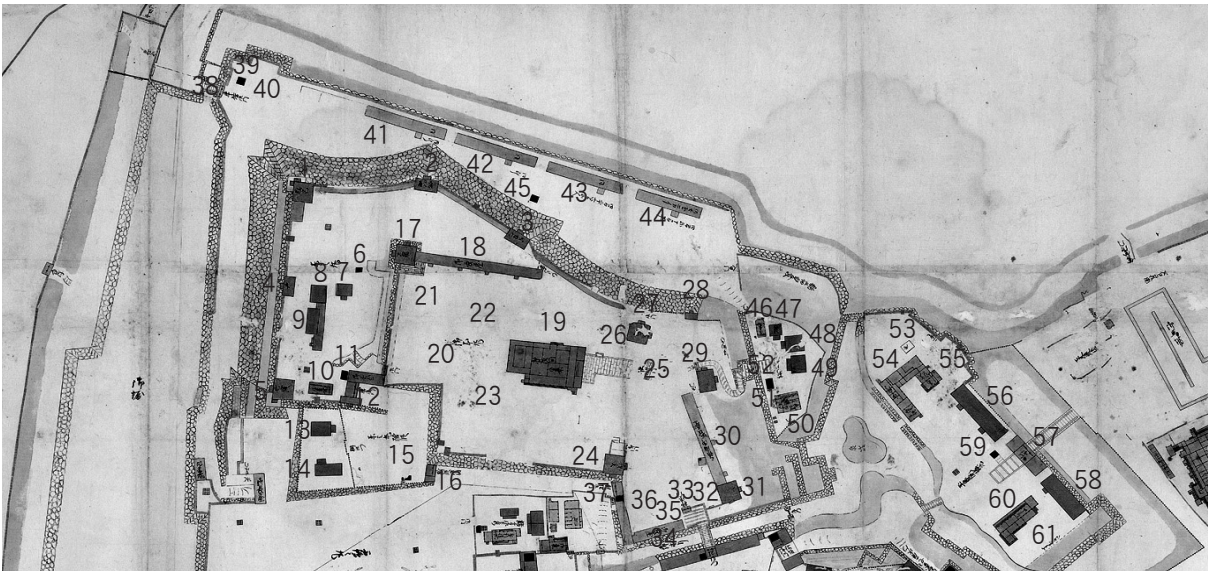


図5 金沢城御殿絵図（金沢市立玉川図書館蔵） C類

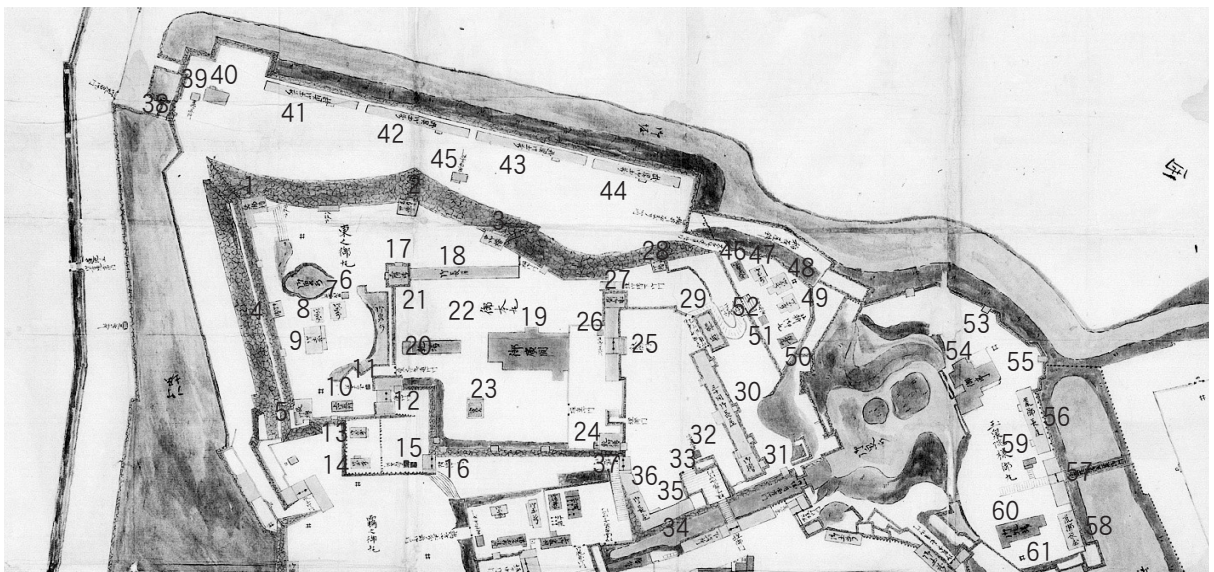


図6 金沢城図（金沢市立玉川図書館蔵） D類



図7 金沢城御殿図（石黒信二家蔵） I期

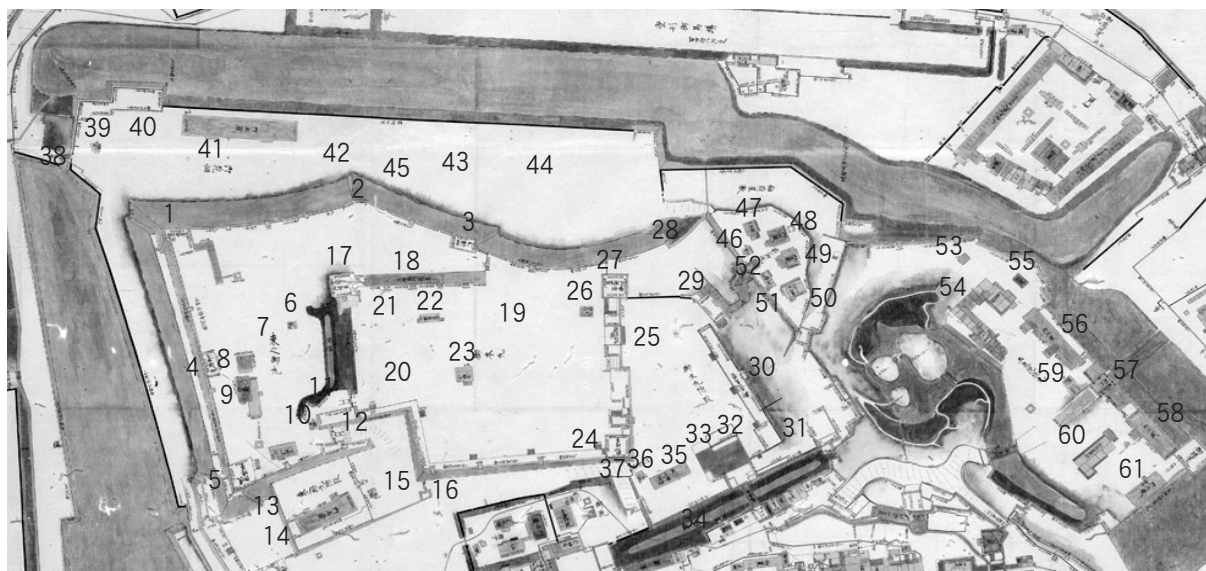


図8 御城中壺分碁絵図（横山隆昭家蔵） II期



図9 御城分間御絵図（(公財)前田育徳会蔵） IV期

執筆者等紹介

木 越 隆 三 石川県金沢城調査研究所所長

池 田 仁 子 加能地域史研究会委員
金沢城編年史料編纂協力員

宮 川 勝 次 石川県金沢城調査研究所員

西 田 郁 乃 石川県金沢城調査研究所員

石 野 友 康 石川県金沢城調査研究所員

庄 田 孝 輔 石川県金沢城調査研究所員

研究紀要 金沢城研究 第13号

平成 27年 3 月 発行

編集・発行 石川県金沢城調査研究所

〒920-0918

石川県金沢市尾山町 10-5

電話 076-223-9696 FAX 076-223-9697

E-mail kncastle@pref.ishikawa.lg.jp

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/bunkazai/kanazawazyo/index.html>